

平成 28 年度

学位請求論文

目撃者識別の正確さに影響する面接者要因の  
心理学研究

福島 由衣

日本大学



# 目次

## 第 I 部 序論

### 1 章 本研究の目的

1. はじめに.....	2
2. 本論文の構成 .....	4
3. 本研究の意義 .....	5
3.1 システム変数と推定者変数.....	5
3.2 目撃者の写真識別手続き .....	6
3.2.1 教示 .....	7
3.2.2 単独面通し .....	9
3.2.3 同時呈示ラインナップ .....	11
3.2.4 継時呈示ラインナップ .....	13
3.3 他者からの情報による目撃者の誤識別を説明する理論.....	15
3.3.1 誤情報効果 .....	15
3.3.2 記憶の同調 .....	16
3.3.3 面接者による誘導.....	19
3.3.4 他者の情報が目撃者識別に影響を与えるメカニズム.....	21
3.4 他者からの情報が目撃者識別の信用性評価に与える影響 .....	25
3.4.1 信用性評価に利用される指標.....	26
3.4.2 識別後肯定的フィードバック効果 (PIFE: Post-identification feedback effect) .....	28
3.4.2.1 PIFE の生起を説明するメカニズム.....	31
3.5 想起の反復.....	33
4. 先行研究の問題点と課題 .....	36
5. 本研究の目的 .....	40

## 第Ⅱ部 面接者の誘導が目撃者識別に与える影響

### - 「わからない」判断を用いた検討-

#### 2章

研究1 識別の反復と単独面通しを用いた検討 .....	51
目的と仮説 .....	52
方法 .....	54
結果 .....	64
考察 .....	71

#### 3章

研究2 直後再生と同時呈示ラインナップを用いた検討 .....	75
目的と仮説 .....	76
方法 .....	78
結果 .....	84
考察 .....	90

#### 4章

研究3 同時呈示ラインナップと単独面通しの比較 .....	93
目的と仮説 .....	94
方法 .....	95
結果 .....	101
考察 .....	109

#### 5章

第Ⅱ部の総合考察 .....	111
----------------	-----

## 第Ⅲ部 面接者のフィードバックが目撃者記憶の想起に与える影響

### 6章

研究4 識別後の肯定的フィードバック効果の検討 .....	121
目的と仮説 .....	122
方法 .....	123
結果 .....	126
考察 .....	129

### 7章

研究5 半構造化面接を用いた検討 .....	131
目的と仮説 .....	132
方法 .....	133
考察 .....	137

8章 第Ⅲ部の総合考察 .....	141
-------------------	-----

## 第Ⅳ部 警察による目撃証言聴取についての意識調査

### 9章

研究6 問紙調査 .....	149
目的と仮説 .....	150
方法 .....	151
結果 .....	154
考察 .....	163

第 V 部 結論.....	169
引用文献.....	177
謝辞.....	196







# 第 I 部 序論



# 1 章

## 本研究の目的

## 1. はじめに

我々の記憶は往々にして脆く、不完全である。そして我々は、この不完全さを補うために、意識的、無意識的に様々な情報を日々収集している。たとえば、同窓会で昔の出来事について語り合う時のことを考えてみよう。その際、やや確信を持って「あの時こんなことがあった」と述べることがあるだろう。そこで、同じ出来事について友人が自分の記憶とは異なる話をしたり、ある人は自分がよく覚えている部分についての記憶が抜け落ちたりして、まったく思い出せないことがある。このような場合、我々はお互いが持つ記憶を情報として提供し、すり合わせて、一つの一貫した出来事を再構築しようと試みる。しかし、友人の情報が自分の記憶にあるよりも正しいかどうかは、その場ではわからないことの方が多い。だが、お互いの持つ情報によって再構築された出来事は、あたかも自分の記憶に元々あったものであるかのような気がしたり、自分の記憶よりも思い出らしい姿をしていたりすることがある。そのため、我々は過去の出来事について、他者からの情報と、自らの記憶を混ぜ合わせたものを「事実」として記憶にしまい込むことになる。このような場合には、たとえ友人から提供された情報が誤っていて、その誤った情報に合わせて記憶が真実とは異なるものにすり替わってしまったとしても、生活に支障をきたすことはない。しかし、事件の目撃者、あるいは被害者の記憶が他者からの情報と混同して誤る場合は、冤罪の原因になり得る。

アメリカで DNA 鑑定による冤罪証明を行っている非営利団体イノセンス・プ

プロジェクトの報告によれば、この団体の活動により冤罪が証明された事例の約7割に、目撃証言の誤りが含まれていた (Innocence Project, 2016)。不正確な目撃証言は冤罪被害者を生むだけでなく、真実を追求する妨げともなるため、目撃証言の正確性を担保することは、弁護側検察側双方にとって取り組むべき課題である。とりわけ、被疑者を直接的に指し示す、写真を用いた目撃者識別は、その後の捜査や裁判に大きな影響を与えるため、実証的な研究の積み重ねが求められている。そこで本研究では、いかなる条件で、どのような情報を与えられることが識別と目撃時の記憶に影響を及ぼすのか、そして目撃者に対する負の影響を抑制する方法について実証的な検討を行う。他者を通じて与えられる情報の役割を目撃証言研究の文脈で検討することは、公正な司法の実現に資する研究であると考えられる。

## 2. 本論文の構成

本論文は5部構成である。第Ⅰ部では、本研究の意義と目的を述べる。本研究の意義を示すために、これまでの先行研究で明らかになった目撃者識別に影響を与える変数の影響と、それを説明する理論について述べた後、本研究の目的を述べる。

第Ⅱ部では、面接者の誘導が目撃者識別に与える影響について、「わからない」判断を用いて検討を行った3つの実験について述べる。また、3つの実験結果から、誘導が識別に与える影響のメカニズムについて考察する。

第Ⅲ部では、目撃者の識別後に面接者が目撃者に与えるフィードバックが、識別に関わる記憶の想起に与える影響について検討した2つの実験について述べる。また、2つの実験結果と、フィードバックによる効果の生起メカニズムを説明する理論との整合性について考察する。

第Ⅳ部では、第Ⅱ部、第Ⅲ部の実験参加者と同世代の学生を対象に、警察による目撃証言聴取について尋ねた意識調査について述べる。第Ⅱ部、第Ⅲ部の実験結果と、一般学生が目撃者聴取についての判断がどの程度一致するのか、あるいは一致しないのかを検討し、専門家証人の必要性について考察する。

第Ⅴ部では、第Ⅱ部、第Ⅲ部の実験結果、第Ⅳ部の調査結果を踏まえ、面接者の誘導が目撃者にあたえる影響と、その抑制方法について総合的な考察を行い、今後の課題と展望を述べる。

### 3. 本研究の意義

#### 3.1 システム変数と推定者変数

Wells (1978) は目撃供述の正確性や信用性に影響を与える要因を 2 種類に分類した。それらは、システム変数 (system variables) と推定者変数 (estimator variables) である。システム変数とは、司法プロセスの中で直接操作可能な変数のことである。この変数には事件を目撃してから法廷で証言を行うまでの時間や、ラインナップの構成、呈示方法など、目撃者の聴取方法に関わるものが多く含まれる。推定者変数とは、司法プロセスの中で直接関わることができず、その変数の影響は推測するしかない変数のことである。この変数には、犯行の重大性、目撃時間、出来事の複雑性、熟知度、犯人や目撃者の特徴などが分類される。

捜査や裁判の過程に関連するこれらの変数について研究を行うことで、次のような貢献が期待される。推定者変数研究によって得られた知見からは、ある特定の条件のもとで目撃された事実が正確かどうかについて、実験データに基づいた推測を可能にさせる。また、裁判官、裁判員に対して、専門家が推定者変数研究から得られた知見を基にして、特定の条件下で得られた供述の信用性を評価することが可能になるだろう。しかし、推定者変数に含まれる個々の変数の存在について、司法は事前に予測することはできず、抑制が不可能であるため、その影響は事後的に評価するしかない。つまり、推定者変数の影響を受けた目撃者の正確性や信用性について評価することは可能でも、予防的な策を

講じることは難しい。一方、システム変数は司法が直接管理する手続きから生じる変数であるため、司法が統制可能である。つまり、システム変数による目撃への負の影響が、制度（system）の定めた手続きの欠陥や不備によって生じたのであれば、司法が対策を講じればこの変数による影響を抑制することが可能になる。たとえば、システム変数研究により、特定のラインナップ呈示方法が誤識別を増加させることが明らかとなれば、その呈示方法を禁止する、あるいは使用条件を制限することができる。したがって、システム変数研究は、司法が目撃者の持つ情報をどのように扱うべきかについて具体的な示唆を与え、目撃者の記憶を汚染から保護するための効果的な対策を提供することができると思われる。

本研究は、システム変数研究に位置付けられる。このような研究の目的は、目撃者の記憶による誤判を極力抑制することを可能とする応用研究として位置付けることができる。

### 3.2 目撃者の写真識別手続き

事件の加害者の特定を行うため、捜査官は当該事件の被害者、あるいは目撃者に、人物の識別を求めることがある。識別の方法としては、被疑者が含まれる複数の人物を並ばせ、その中から識別を求める識別と、写真を目撃者に呈示して識別を求める2つの方法がある。実務上は、実際の人物を用いて識別を行うことが難しいため、警察は写真を用いた手続きを行うことが多い。この理由



から、本研究では写真を用いた識別手続きの検討を行い、識別という単語を用いる際は、特別な言及がない限り写真による識別手続きを指すこととする。

これまで、識別の写真を呈示する方法は3つ使用されてきた。また、識別の研究も、この3つの方法を基本に検討されてきた。単独面通し識別、同時呈示ラインナップ、継時呈示ラインナップである。本節では識別手続き時に行われる教示について述べた後、それぞれの呈示方法について、具体的な呈示方法と、個々の呈示方法を用いた場合の正確性を検討した研究を俯瞰する。

### 3.2.1 教示

犯人を正確に識別させるためには適切な教示が欠かせない。教示とは、目撃者が識別を行う前に、これからどのような写真を見せられるのかといった写真帳の内容の説明や、どのように判断すべきかの方針を示すものである。したがって、どのような教示のもとで識別手続きが行われているのかが重要であり、実際に使用されている教示を用いて、研究を行うことが必要とされることがあるが、日本のみならず、海外においても、警察による捜査で実際にどのような教示が識別手続きで用いられているかについての情報はほとんど開示されていない。そのような中で、心理学者はこれまで、どのような教示が目撃者に与えられるべきか、または不適切であるかについて、実証研究に基づいた以下の様な提案を行ってきた（たとえば、Wells & Seelau, 1995 ; Wells, Small, Penrod, Malpass, Fulero, & Brimacombe, 1998）。

まず教示は、目撃者に自身の記憶に基づいて判断するよう促すものでなけれ

ばならない。そして必ずいずれかの人物を選択しなければならないという圧力を目撃者にかけないようにする必要がある（厳島・仲・原，2003）。これらを満たすものとして，Wells et al. (1998) は以下を教示に含むべきであると提案している。それは，(a) 写真の中に，目撃した人物（以下，ターゲット）はいるかもしれないし，いないかもしれない。したがって，必ずいずれかの人物を選択しなくともよいということ，(b) 手続きを行う面接者は，どの人物が当該事件の被疑者であるか知らないということ，の 2 点である。これはいわゆる二重盲検法に基づく識別手続きである。

(a) については，この教示がある場合には，教示がなかった場合に比べて誤識別が減少したという報告がある（たとえば，Parker & Ryan, 1993）。これは，ラインナップを構成する人物が，目撃者自身の記憶の人物と同一人物かどうかで判断するのではなく，ターゲットと似ているかどうかで判断することを防ぐためである。前者の判断方略は絶対判断と呼ばれ，後者は相対判断と呼ばれている（Wells, 1984）。相対判断は，呈示される写真に真犯人が含まれている場合は問題になりにくい，真犯人が含まれていない場合にはいずれの人物を選んでも誤識別となる。そのために，目撃者はこの教示によって，真犯人はこの中にいないかもしれない可能性を認識し，無理やり識別を行わなければならないという圧力から解放されることが期待される。

(b) は (a) とも関連するが，まず，識別手続きを行う面接者は，どの人物が被疑者であるか知らない必要がある。これについては 3.3.3 節で詳しく述べることにする。次に，目撃者に面接者は被疑者がどの人物か知らないということ

認識させる必要がある。これは、目撃者が面接者の反応や顔色を、判断の手がかりに利用しないようにするためであり、また、「正しい人物」を選べたかどうかの判断の手がかりとして面接者を利用しないようにするためである。

### 3.2.2 単独面通し

単独面通しとは、一人の人物を撮影した写真一枚だけを目撃者に呈示し、識別を求める方法である。複数の写真を要するラインナップとは異なり、使用する写真は一枚であるために作成が容易であるうえ、被疑者本人に対する識別であれば、目撃者の忘却が進む前に事件現場で行うことができるという利便性がある (Behrman & Davey, 2001; Gonzalez, Ellsworth, & Pembroke, 1993)。

Gonzalez et al. (1993) は、単独面通し識別が捜査の現場でどの程度使用されているかについての調査を行った。彼らは一人の刑事に調査を依頼し、彼が関係した識別手続きにおいて、ラインナップ識別を 50 回実施するまでの期間に、何回単独面通し識別を実施したか調査した。その結果、調査対象とした刑事が 52 回<sup>1</sup>ラインナップ識別を実施するまでの間、単独面通しによる識別手続きは 172 回実施されていた。つまり、単独面通しはラインナップ識別の 3 倍以上の使用頻度であった。だが、単独面通し識別が冤罪の一因となっている事実も無視できない。DNA 鑑定で無実が明らかになった 250 名の雪冤者について調査を行った Garrett (2011 笹倉・豊崎・本庄・徳永訳 2014) によれば、目撃供述の誤り

---

<sup>1</sup> 50 回実施するまでの期間を予定していたが、調査対象となった最後の事件では複数のラインナップが使用されたため、52 回ラインナップ手続きを実施するまでの期間となった。

があった 161 件中 53 件 (33%) で単独面通しが使用されていた。

心理学者や法学者の単独面通しの利用に対する見解には否定的なものが多い。英国の「警察および刑事証拠法」(PACE: The Police and Criminal Evidence Act, 1984) では、単独面通しの使用を原則禁じ、やむをえない場合のみ使用を許可している。実験室実験では、単独面通しによる識別は同時呈示ラインナップ呈示に比べて信用性が低く、暗示性が高いことがと指摘されている (たとえば, Clark & Godfrey, 2009 ; Yarmey, Yarmey, & Yarmey, 1996)。Yarmey et al. (1996) の実験室実験では、目撃後から識別までの遅延時間を操作し、写真による単独面通しと同時呈示ラインナップ呈示の正確性を比較した。その結果、どの時点においても同時呈示ラインナップの正確性が高く、単独面通しでは誤識別が多いことが示された。

しかしながら、単独面通しでは絶対判断が行われるため、相対判断が行われる同時呈示ラインナップより誤識別が多いとは限らないとする実験結果もある (Gonzalez, et al. 1993 ; 三浦・伊東, 2016)。このメカニズムは、3.3.4 節でも詳しく述べることにするが、絶対判断では記憶にあるターゲット像と、写真の人物が同一人物かどうかで判断しなければならないため、慎重な判断が必要になり、目撃者は記憶と写真の人物が十分に一致しなければ識別を行わないかもしれないが、相対判断は複数ある写真の中から最もターゲットに似ている人物を選択するような事態になる。そのために、相対判断ではいずれかの人物を選択する割合 (選択率) が絶対判断に比べて増加するものの、その分誤識別も増加する。その他に、呈示写真におけるターゲットの有無の影響が単独面通しと同

時呈示ラインナップの成績において異なるという報告もある。単独面通しとラインナップ（同時呈示ラインナップと継時呈示ラインナップを含む）を比較した Steblay, Dysart, Fulero, & Lindsay (2001) のメタ分析では、ラインナップにターゲットが含まれる場合（以下、ターゲットあり条件）は、単独面通しとラインナップの間で正しくターゲットを識別する割合（以下、正再認率）に差はないが、ターゲットが含まれない場合（以下、ターゲットなし条件）は、単独面通しで写真の人物はターゲットではないと正しく棄却する割合は（以下、正棄却率）、ラインナップよりも高いことが示された。

### 3.2.3 同時呈示ラインナップ

同時呈示ラインナップとは、複数の人物写真を一覧にして同時に呈示する写真呈示方法であり、米国の捜査当局において最も利用されている呈示方法である (Wells & Olson, 2003)。ラインナップの構成人数は、米国司法省が発行するガイドラインでは5名以上が望ましいとされ、英国では「警察および刑事証拠法」(PACE: The Police and Criminal Evidence Act, 1984)において、12名以上で構成するよう定められている。日本では警察がどのような写真呈示方法を採用しているかについての公式な報告はないが、目撃者記憶の正確性が争点の一つとなった事件の中には、数十枚から千枚の写真が呈示されたという事例も見られる (Itsukushima, Nomura, & Usui, 2001; Naka, Itsukushima, Itoh, & Hara, 2002)。何枚の写真でラインナップを構成するべきかについての同意はまだ得られていないが、あまりに多くの写真を見せてしまうと、目撃した人物の

記憶が干渉され、記憶の正確性が低下する可能性もあるため、呈示写真の物理的形式（写真の大きさ、明度、ピントなど）を揃え、目撃者の供述に合う特徴を持った8名程度で構成されていれば十分であろうとされている（厳島他，2003）。また、多くの実験室実験においては6名で構成されたラインナップが採用されている（Charman, Wells, & Joy, 2011；Douglass, Smith, & Fraser-Thill, 2005；Flowe & Ebbesen, 2007；Haw & Fisher, 2004；Levett, 2013；Lindsay & Wells, 1985；Phillips, McAuliff, Kovera, & Cutler, 1999；Zajac & Henderson, 2009）。

同時呈示ラインナップの正確性については、単独面通しよりも優れているとする研究がある一方で、単独面通しの方が優れているという研究もあり、まだ不確定であるが（Clark & Godfrey, 2009；Gonzalez, et al. 1993；Yarmey, et al. 1996）、写真呈示方法のそれぞれに仮定される判断方略の違いから議論されることがある。同時呈示ラインナップでは、呈示されたラインナップの中でどの人物が最も目撃した犯人（ターゲット）に似ているか相対的に判断を行う相対判断が行われていると指摘されている（Wells, 1984）。そのため相対判断を用いた識別方略では、呈示されたラインナップの中で最もターゲットに似ている人物が識別されるため、ターゲットがラインナップに含まれる場合は、当然ながらターゲット本人が最も似ている人物となる。そのため、先述した Steblay et al. (2001) のメタ分析が示すように、ターゲットがラインナップに含まれていれば、相対判断が識別方略として効果的な場合がある。だが現実の事件では、真犯人がラインナップに含まれているかどうかは、事後的にしかわからない場合や、事

後にもわからないことが考えられる。したがって、真犯人のいないラインナップから識別を行わないよう、相対判断を抑制する教示（第1章 3.2.1 節参照）が必要である。

### 3.2.4 継時呈示ラインナップ

継時呈示ラインナップとは、複数の写真を一枚ずつ呈示する写真呈示方法である。これは相対判断を行わせない手段として、Lindsay & Wells (1985) によって考案された。この研究で、実験者は参加者に写真を一枚ずつ呈示し、それぞれの写真の人物が犯人かどうか質問紙の「はい」か「いいえ」に丸をつけたあと、その判断に対する確信度を1点から7点で記入するよう教示を与えた。また、判断に必要な時間は参加者が必要なだけかけることができるが、写真は一度しか見せないと教示した。教示後、実験者は表を伏せた12枚の写真の束を持ち、「1番はあなたが見た人物ですか」と尋ねたあと、一枚だけめくって呈示した。そして質問紙に回答が終わってから、呈示した写真を手に持った束の一番下に入れ、次の写真に移った。これを6回繰り返して、6枚目の写真に対する回答が終わったところで、これ以上写真はないことを説明した。実験者が手に持った12枚中6枚しか見せないのは、6枚以上あると思わせることで、6枚目に近づくにつれて「はい」判断が増加することを防ぐためであった。

Lindsay & Wells (1985) の研究では、同時呈示ラインナップと継時呈示ラインナップの間で、正しくターゲットを選ぶことができる割合（以下、正再認率）

に差は見られなかったが、同時呈示ラインナップにおける誤識別率が 35%であったのに対して、継時呈示ラインナップでは 18%と有意に低かった。呈示方法によって正再認率に差はないが、誤識別率は継時呈示ラインナップの方が低いという結果は他の研究でも同様の結果が得られており (Lindsay, Lea, & Fulford, 1991 ; Wells, Steblay, & Dysart, 2015), 継時呈示優位性効果 (sequential-superiority effect) と呼ばれている (Steblay et al., 2001)。

継時呈示ラインナップのデメリットは、ラインナップから正誤に関わらず何れかの人物を選択する割合 (選択率) が同時呈示ラインナップよりも低くなり、その結果ターゲットがラインナップに含まれる場合に見逃す割合 (以下、誤棄却率) が高くなることである。Steblay et al. (2001) のメタ分析では同時呈示ラインナップの選択率が 74%であったのに対し、継時呈示ラインナップでは 54%であった。これは主にターゲットがラインナップに含まれる場合の誤棄却率の高さによるものである (46%)。Steblay et al. (2001) によれば、継時呈示ラインナップを呈示された参加者は、自身の記憶と写真の間に強い繋がりを見出せなければ選択しないために、選択率が低下する。言い換えれば、継時呈示ラインナップは目撃者に慎重な判断を促すために選択率が低下するのである。したがって、ターゲットがラインナップに含まれる場合には、絶対判断による識別方略が適切に機能しないことがあると指摘できる。このメカニズムについては 3.3.4 節で詳しく説明する。



### 3.3 他者からの情報による目撃者の誤識別を説明する理論

目撃者が写真識別手続きで行う選択は、記憶の検索や意思決定といった認知的プロセスに基づくものであるが、このプロセスは社会的文脈から完全に独立しているわけではない。事件を目撃してから法廷で証言するまでの間に他の目撃者の意見を聞いたり、事件についての報道に触れたりすることがあり、そうした経験が社会的文脈となり認知プロセスに影響する。仮に、他者との接触が最小限の場合においても、目撃者が写真識別手続きを行う際には必ず目撃者に写真を呈示し、質問する面接者の存在があり、特定の社会的文脈を構成する。そこで本節では、社会的文脈として誘導的に作用する他者の存在に注目し、目撃者の誤識別を説明する研究を以下に示す。

#### 3.3.1 誤情報効果

ある出来事を経験した後に、実際の出来事には含まれていなかった情報を与えられると、その誤った情報に沿うように記憶が変容する現象を誤情報効果、あるいは事後情報効果と呼ぶ。この効果は Loftus ら (Loftus, Miller, & Burns, 1978; Loftus & Palmer, 1974) によって行われた一連の研究によってよく知られている。端緒となった Loftus & Plamer (1974) では、実験参加者に自動車の衝突事故の映像を呈示し車の速度を推定させた。その際に「車が激突した (smashed) / 衝突した (collided) / 追突した (bumped) / ぶつかった (hit) / 接触した (contacted) 時の速度はどれくらいでしたか」と動詞を変化させて質問

したところ、動詞が表す衝突の強度によって速度の評価が異なることが示された。また、実際には映像には映っていなかった、「割れたガラスを見ましたか」という質問に対して、「見た」と反応した参加者は、より動詞表現が強い衝突を示す条件 (Smashed) の方が多かった。つまり、表現が、実際に車がどのような速度で衝突したかや、その事故の程度がどれくらい酷いものであったかを暗示しているため、参加者は酷い事故なら割れたガラスもあったに違いないと推測したと解釈された。Loftus らの研究は、他者からの情報がオリジナルの記憶に混入し、誤った記憶が想起されることを示唆している。

写真識別手続きの文脈においても誤情報効果は検討されている。Zajac & Henderson (2009) は、目撃者にターゲットの瞳の色は青であったという誤情報を与えた後 (実際は茶色であった)、瞳の青い人物のみで構成されたラインナップを用いて識別を実施した。このラインナップにターゲットは含まれていなかった。その結果、誤情報を与えられた条件は、誤情報を与えられなかった条件よりも有意にラインナップから誤って識別する割合が高かった。つまり、ターゲットの容姿についての誤情報が、目撃者の記憶を妨害したために、適切に誤情報を棄却できなかつたと考えられる。

### 3.3.2 記憶の同調

目撃者が出会う誤った事後情報の一つは、同じ事件を目撃した共同目撃者との会話である。現実の事件の目撃者を対象とした調査によれば、目撃者の多く

はお互いに話し合うことが分かっている (Skagerberg & Wright, 2008)。この研究は、イギリスの識別施設で行われた識別に参加した目撃者を対象としたもので、88%が共同目撃者であり、そのうち58%が事件について何らかの話し合いを持っていた。そしてこのような話し合いは、目撃した出来事の記憶を変えてしまうことが実証研究から明らかとなっており、記憶の同調と呼ばれている (Wright, Self, & Justice, 2000)。たとえば、Gabbert, Memon, & Allan (2003) の研究では、2名1組の参加者が犯罪を模したビデオの視聴後に話し合いをする条件と、話し合いをしない条件に分けた。話し合いをする条件の参加者は、ビデオを視聴し、話し合いをした後に、見た内容について個別に想起した。参加者が見たビデオは、同じ出来事を映したものであったが、異なるアングルから撮影されたものであったため、映っているアイテムに違いがあった。その結果として、話し合いを行なった後に想起を行なった条件の参加者71%が、視聴したビデオには写っていなかったアイテムを想起した。このように、実際には経験していない出来事の要素が、他者から与えられる情報によって記憶に存在するようになることを示す研究が多数ある (たとえば、Carol, Carlucci, Eaton, & Wright, 2013 ; Gabbert, Memon, & Wright, 2007 ; Memon & Wright, 1999 ; Wright, Memon, Skagerberg, & Gabbert, 2009)。

他者からの情報は再認にも影響を与える。Wright, Mathews, & Skagerberg (2005) の研究では、一つずつ呈示される刺激を学習後、研究協力者と参加者をペアにして交互に再認課題を行わせた。再認課題の際、研究協力者は常に参加者より先に、呈示された刺激が学習した中に「あった (old)」あるいは「なかつ

た (new)」と答えるように指示され、参加者は研究協力者の回答を聞いた後に同一の刺激に対して回答を行った。その結果、研究協力者の発言の影響が見られた。つまり、回答の正誤に関わらず、研究協力者が「あった」あるいは「なかった」と答えた時、参加者も同一の判断をする割合が高くなった。また、参加者が研究協力者の影響を最も強く受けたのは、参加者が学習時に見ていないアイテムについて、研究協力者が「あった」という発言をした時であった。

目撃供述の文脈では、Levett (2013) が同時呈示ラインナップを用いて検討を行っている。彼女の研究では、実験参加者が識別手続きを行った後、共同目撃者がラインナップから誰かを識別した、あるいは識別しなかったという情報を、参加者が後に知ることができる手続きとなっていた。その結果、共同目撃者がラインナップから被疑者を選んだことを知った参加者は、識別の有無について知らなかった参加者に比べて、ラインナップからの選択率が高かった。

また、記憶の同調は、他者から与えられる言語情報のみが記憶に干渉するわけではなく、他者の属性による社会的影響も、目撃供述の正確性に影響を及ぼすことが示唆されている。Hope, Ost, Gabbert, Healey, & Lenton (2008) の研究によれば、共同目撃者である他者との関係性が近いほど（たとえば、初対面の他人ではなく恋人）、共同目撃者からの影響が大きい。Hope et al. (2008) の研究では、共同目撃者が初対面の他人であった時よりも、恋人や友人であった時の方が、共同目撃者からの情報をより多く取り込み、自分の記憶として報告した。これは、身体的魅力を感じる相手や、以前に会ったことがある相手からの情報は詳しく精査されることなく、比較的信用されやすいことから (Burger,

Horita, Kinoshita, Roberts, & Vera, 1997 ; Reingen & Kernan, 1993), 親しい関係性の相手からの情報が記憶に取り込まれやすかったのだと解釈できる。

### 3.3.3 面接者による誘導

多くの場合、識別手続きを行う面接者は当該事件の担当者であり、事件の詳細はもちろん、被疑者がどの写真の人物であるか「知っている」(Loftus & Ketcham, 1991 巖島訳 2000)。したがって、面接者が持つ何かしらの情報が、目撃者を誤った識別に誘導する可能性がある。Garrett (2011 笹倉他訳 2014)によれば、彼が調査した目撃供述が関係する冤罪事例の27% (161件中44件)で、警察当局の捜査官が写真識別時に暗示的な発言をしたことが明らかとなっている。たとえば、あるケースの捜査官は、被害者が「これが彼だと思う」と写真帳から一枚選んだ時に、「確信がなければいけない」と暗に断定的な表現を用いるよう促したという。この被害者は2度目の識別の時に「これが彼だと分かるわ」と言い直していた。また、別のケースの刑事は、写真から識別を行う目撃者に、自分の仮説と合う特定の写真の人物を選ぶよう示唆する発言をしたり、特定の人物を写真の中で目立たせたりする誘導を行った。実験室実験では、どの写真が被疑者であるか知っている面接者が識別手続きを実施すると、誤識別率が上昇したり、正確性とは無関係に確信度が上昇したりすることが示されている (Garrioch & Brimacombe, 2001 ; Phillips et al., 1999)。これらの結果は、ある人物の期待が他者の行動に反映され、期待通りの反応が引き出される実験

者効果の研究に符合する (Rosenthal, 1994 ; Rosenthal & Fode, 1963 ;

Rosenthal & Jacobson, 1966)。

具体的な誘導として, Clark, Marshall, & Rosenthal (2009) は 2 つの方法を挙げている。それらは「さり気ない誘導(subtle-influence)」と「類似性を用いた誘導」(similarity-influence)」である。「さり気ない誘導」とは, 写真を呈示した後で, しばらく反応を見せない目撃者に対して, 面接者が「ゆっくりでいいですよ」や「それぞれの写真をよく見てください」という言葉をかけることである。この場合, 語用論的には言葉通りの意味と求められている意味が異なっている (Grice, 1975)。つまり, 目撃者は「ゆっくりでいいですよ」という言葉を「時間をかけて判断しても良い」という意味で受け取るのではなく, 諦めることなくいずれかを選ぶ, あるいは写真の中に犯人はいないという判断を求められていると解釈する。Clark et al. (2009) は, もしこれが現実の事件であれば, この一見無害な面接者の発言は, 犯人はいないと判断することよりも, 目撃者にいずれかの写真を選択する動機づけを与えるかもしれないと述べている。次に, 「類似性を用いた誘導」とは, 表向きは目撃者の判断を助けるものだが, 「さり気ない誘導」よりも誘導的な発言であるとされている。たとえば, 「ラインナップの中に犯人と似ている人はいますか」と尋ね, 目撃者が肯定的な反応(「そうですね」, 「たぶん」, 「はっきりはしないけど」など)を返してきた場合に, その人物が犯人かどうか尋ねることである。面接者は特定の人物を直接的に示しているわけではないが(たとえば, 「1 番の人物だと思いますか」), 目撃者がいずれかの人物を選ぶよう徐々に働きかけているのである。

このような面接者による誘導の影響を排除するため、Rodrigues & Berry (2013) や Wells & Seelau (1995) の研究は、二重盲検法の導入を推奨している。二重盲検法とは、被疑者の写真が含まれているかどうかを目撃者が知らないと同時に、含まれているかどうかを含めて、どの写真が被疑者であるかを知らされていない面接者が識別手続きを実施する手法である。

### 3.3.4 他者の情報が目撃者識別に影響を与えるメカニズム

#### 判断基準

ある変数が目撃者識別の正確性に影響を与える場合、当該変数が目撃者の判断基準を低下させたために生じたものなのか、それとも上昇させたために生じたものなのかによって説明されることが多い（たとえば、Ebbesen & Flowe, 2002 ; Flowe & Ebbesen, 2007 ; Greathouse & Kovera, 2009 ; Meissner, Tredoux, Parker, & MacLin, 2005 ; Steblay et al., 2001）。判断基準とは信号検出理論のパラメーターの一つで、正しい信号があると判断するのに個人が意識的・無意識的に利用する基準のことである（Green & Swets, 1966）。目撃者識別の文脈に置き換えると、呈示された写真の人物が事件現場で見た人物であるかどうかを判断する際に、目撃者が利用する基準のことである。犯人を識別する時、目撃者は犯人のイメージとラインナップの構成員との類似度を比較するが、識別が生じる類似性の最低ラインはこの基準によって決定される（Sporer, Malpass, & Koenken, 1996 箱田・伊東訳 2003）。たとえば、判断基準を高く

設定している目撃者は、犯人のイメージと呈示された写真の人物がほぼ一致しなければ、被疑者であると判断しないかもしれないが、判断基準が極端に低い目撃者はどんな場合でも当て推量で識別を行う可能性がある。

すでに述べた単独面通しと、継時呈示ラインナップで仮定される判断方略である絶対判断の方が、同時呈示ラインナップで仮定される相対判断よりも正確性が高い理由も判断基準によって説明が可能である。同時呈示ラインナップでは、複数呈示された写真の中で比較的似ている人物を、1人だけ選び出せばよい。そのため、厳しい判断基準は必要ではない。一方、写真が一枚ずつ呈示される継時呈示ラインナップと単独面通しでは、他の写真と相対判断が出来ないため、目撃者は自分自身の記憶にあるターゲットと同じ人物かどうかを直接判断することになる。そのため、同時呈示ラインナップよりも判断基準が高くなり、慎重な判断が行われる。その結果、絶対判断が方略として用いられる写真呈示条件では、選択率が低下し、それに伴って誤識別率も低下することになる (Ebbesen & Flowe, 2002)。まとめると、絶対判断では厳しい判断基準が設けられるため、誤識別は低下するが、相対判断では絶対判断に比べて低い判断基準で識別が行われるため、選択率は上がるものの誤識別も増加する。

また、判断基準は社会的影響を受けやすく、これまでの研究によれば、共同目撃者の識別判断を聞いたり、バイアスのかかった教示を受けたりすることによって低下することが分かっている (Clark, 2005 ; Levett, 2013)。たとえば、Levett (2013) では、ラインナップから共同目撃者が識別を行ったという情報を聞いた実験参加者は、共同目撃者からの情報を聞かなかった実験参加者に比べ



て、ラインナップからいずれかの人物を識別する選択率が高かった。これは、共同目撃者がラインナップから選択を行ったということが、実験参加者にラインナップには目撃したターゲットが含まれていると予期させ、これによって判断基準が低下したために、選択率が増加したと解釈された。したがって、他者の情報は目撃者の判断基準を低下させ、より推測に基づく識別を促すと考えられる。

Greathouse & Kovera (2009) は、判断基準が低下すると、推測に基づいた判断が行われやすくなるだけではなく、識別手続きを行う面接者から与えられる情報を判断の手がかりとして利用しやすくなる可能性を指摘している。つまり、被疑者がラインナップの中に含まれるかどうか確証は持てないが、ラインナップから識別することを推奨されている場合には、目撃者は判断の手がかりを面接者に求めるのである。Greathouse & Kovera (2009) の研究では、写真呈示方法（同時呈示ラインナップ vs. 継時呈示ラインナップ） × 教示のバイアスの有無（ラインナップの中にターゲットが含まれていることを暗示する教示の有無） × 面接者の知識の有無（被疑者が写真に含まれていることを「知っている」 vs. 被疑者が写真に含まれていることを「知らない」）の3要因が目撃者識別に与える影響を検討した。その結果、写真呈示方法に同時呈示ラインナップを使用し、面接者が被疑者についての知識を持ち、バイアスのかかった教示が与えられた条件の参加者が、ラインナップからの選択率が最も高かった。バイアスのかかった教示と面接者の知識の有無が識別へ与える影響に加えて、同時呈示ラインナップが判断基準を低下させることを考え合わせれば (Ebbesen

& Flowe, 2002 ; Flowe & Ebbesen, 2007 ; Meissner et al., 2005), 絶対判断が行われる継時呈示ラインナップ条件よりも同時呈示ラインナップの参加者は判断基準が低く, 推測に基づく判断を行いやすかったために選択率が増加したと考えられる。

目撃者の記憶が不十分であることによるものではなく, 推測を促されたために低下した判断基準によって誤識別が生じるのであれば, 高く厳しい判断基準を設定させることによって誤識別を抑制できる可能性がある。目撃者の判断基準を高める方法には「わからない」判断の導入が挙げられる (Scoboria & Fisco, 2013)。Koriat & Goldsmith (1996) は, 目撃者が記憶に自信のある質問にのみ回答を行い, それ以外には「わからない」を選択することができれば, アウトプット (たとえば, いずれかの人物をラインナップから選択するという判断) が減り, 正確性を向上させられるとした。

このような中で Weber & Perfect (2012) は, 冤罪に繋がる恐れのある誤識別率を低下させる方法を検討するため, 識別の選択肢に「わからない」判断を加えた実験を行った。彼らは単独面通し識別の判断に, 「わからない」を選択肢の一つとして明示した条件と, 「わからない」判断を明示しなかった条件の識別の正確性を比較した。その結果, 「わからない」判断を選択肢として明示した条件は, 「わからない」という選択肢を明示しなかった条件に比べて, 識別の正確性が高かった。彼らによれば, 「わからない」という選択肢が用意されると, 目撃者は自らの記憶状態の評価を促され, 自分の記憶状態では「わからない」と判断するべきか, それとも識別するべきかの判断が可能になるという。その結果

として、記憶が曖昧な目撃者の識別は回避され、記憶状態の良い目撃者のみが識別判断を行ったために、「わからない」判断を明示された条件のほうが正確であったと説明されている。つまり、「わからない」判断の導入は、目撃者に適切な判断基準の設定を促すことが示唆される。

もし「わからない」判断の導入による効果が、単独面通しだけでなく、他の写真呈示方法の場合や、面接者が誘導的な場合など、他の変数が加わった場合にも応用が可能であれば、公正な識別手続きの実施に対して新たな方向性を与えるかもしれない。

### 3.4 他者からの情報が目撃者識別の信用性評価に与える影響

実験室実験においては実験者が目撃状況を設定しているため、事実に対する目撃者の正確性について客観的な評価が可能である。しかし、実際の事件においては、裁判官や裁判員は、自らは見ていない出来事について語る目撃者の正確性を客観的に評価することはできず、その供述から判断するほかない。したがって、正確性を判断する際に利用される指標が不適切である場合、適切な評価がなされずに誤った目撃者識別が証拠として採用される恐れがある。本節では、まず事実が不明である場合の目撃供述の正確性の予測に利用される指標として、確信度と情報の繰り返し呈示の2つについて述べた後、正確性とは無関係に目撃者の確信度を増加させたり、目撃当時の想起を歪めたりする識別後肯定的フィードバック効果について述べる。

### 3.4.1 信用性評価に利用される指標

#### 確信度-正確性相関

目撃者識別の正確性を予測する指標として、確信度が利用可能かどうかの論争が続けられてきた（レビューとして、伊東・矢野, 2005）。確信度-正確性相関（confidence-accuracy correlation, 以下 C-A 相関）を肯定する研究結果はあるものの（たとえば, Sporer, Penrod, Read, & Cutler, 1995 ; Odinet & Wolters, 2006), 心理学者の間では C-A 相関はない, あるとしてもごくわずかであり, 確信度は目撃記憶の正確性の良い指標とはならないという見解が一般的である (Kassin, Tubb, Hosch, & Memon, 2001)。しかしながら, 確信度の高さは必ずしも正確性を保証するものではないと考えられているのにも関わらず, 裁判官や陪審員に目撃供述の正確性の指標として認識されやすいことが知られている (Brewer & Burke, 2002 ; Penrod & Cutler, 1995)。

#### 繰り返し呈示される情報

目撃者が繰り返される情報を与えられることによって誤った判断に誘導されることがある。たとえば, ある豆知識に対して正誤判断を求める課題において, 同じ豆知識に対する設問が繰り返されると, 繰り返されない時に比べてその内容が正しいという判断がされたり (Bacon, 1979), 訪れたことのない場所の写真が繰り返し呈示されたりすると, 自らが訪れたことのある場所であると誤認されることがある (Brown & Marsh, 2008)。つまり, 繰り返される情報は正誤に関わらず真実であると評価されやすい。目撃供述の文脈においては, Foster,

Huthwaite, Yesberg, Garry, & Loftus (2012) が繰り返される供述に対する正確性判断について検討を行った。彼らの研究では、3人の異なる目撃者による同一の供述を一度ずつ呈示した場合と、一人の目撃者による同一の供述を3回呈示した場合の正確性評価を比較した。その結果、一人の目撃者が3回同一の供述を行った時に評価される正確性は、3人の異なる目撃者による供述に対する正確性評価と同程度であった。つまり、目撃供述の正確性を裁判官や陪審員が判断するときには、同一の供述が複数の目撃者から得られているかだけでなく、同一の供述が繰り返されたかどうかにも重要視されているのである。

Foster et al. (2012) は、繰り返される情報が正確であると判断された理由を2つ挙げている。一つは、複数の目撃者による同一供述の信用性は高く評価されたが、それと同程度に、一人の目撃者の一貫した主張も高く評価された可能性である。これには供述の信用性や正確性を評価するとき、一貫性も指標として利用されていることが考えられる (Brewer & Burke, 2002)。二つ目は、情報とその情報源の結びつきが時間の経過とともに弱くなり、情報源による信用性の差が減少するスリーパー効果である。つまり、繰り返し呈示される情報の情報源に対するモニタリング能力の低下が考えられる (たとえば, Underwood & Pezdek, 1998)。Zaragoza & Mitchell (1996) では誤情報を繰り返し参加者に与えたところ、情報源の種類に関わらず虚記憶が生成された。このことから、繰り返される情報に対する既知感は高くなるが、既知感を引き起こす情報源をモニタリングする能力は低下した可能性が指摘できる。

### 3.4.2 識別後肯定的フィードバック効果 (PIFE: Post-identification feedback effect)

ラインナップから被疑者の識別を終えた参加者の選択に対して、ラインナップ識別を実施する面接者が識別結果についてフィードバックを与え、フィードバックの内容がその後の目撃者の目撃内容に対する認知や態度がどのように影響を受けるのかに関する研究が行われている。たとえば、ラインナップからの選択後に、警察官からの「いいでしょう、犯人を選びましたね」というフィードバックは確証的フィードバック (confirming feedback) と呼ばれ、「本当は、\_\_番が犯人なんですよ」と目撃者のものと異なる結果を与えるフィードバックは非確証的フィードバック (disconfirming feedback) と呼ばれる。そして、確証的フィードバックを受けた参加者は、直前に行った識別の正誤に関わらず、非確証的フィードバックを返された参加者や、フィードバックを返されなかった参加者に比べ、自身の識別に対する高い確信度を示し、裁判での証言をより快諾しやすくなる傾向があることが報告されている (Wells & Bradfield, 1998)。この現象は識別後フィードバック効果 (post-identification feedback effect; 以下 PIFE) と呼ばれ、Wells & Bradfield (1998) をはじめとする複数の研究者による研究が積み重ねられている (Semmler, Brewer, & Wells, 2004 ; Skagerberg & Wright, 2009 ; Quinlivan, Neuschatz, Jimenez, Cling, Douglass, & Goodsell, 2009 ; Wells, Olson, & Charman, 2003)。Wells & Bradfield (1998) が用いた記憶テストには、記憶に対する確信度だけではなく、

犯人の顔がどれくらい良く見えたか、どれくらいの時間見えていたか、ビデオから犯人までの距離、判断の難易度なども含まれていた。実験で使用されたラインナップには目撃したターゲットが含まれておらず、いずれかの写真の人物を選択した場合はすべて誤識別となった。つまり、参加者は全員が写真識別を誤ったのにも関わらず、確証的フィードバックを受けた参加者は、見えの程度や確信度などの記憶評価に対する得点が、非確証的フィードバック条件や、フィードバックを与えられなかった条件に比べて有意に高かった。

このような研究が行われている背景には、米国連邦裁判所が目撃供述の信用性を担保するために求めた目撃者の信用性テスト (reliability test) がある (Manson v. Braithwaite, 1977)。この信用性テストはマンソン基準 (Manson criteria) とも呼ばれ、以下の基準項目が設けられている。1) 目撃時の見えの程度 (view) , 2) 目撃者の注意の程度 (attention) , 3) 目撃対象をどの程度描写できるか (description) , 4) 目撃から識別までの時間 (time) , 5) 目撃者の確信度 (certainty) の5項目である。これらの項目に重要度の序列はない。Manson v. Braithwaite (1977) は、目撃者が誘導の影響を受けていないことを保証する基準としてこれら5つの項目に対する目撃者の評価が重み付けられるべきであると判示している。

しかしながら、Garrett (2011 笹倉他訳 2014) によれば、目撃者の公判時点での確信度と、初期に行われた識別における確信度は大きく異なっているという。彼が調査したケースのうち57% (161件中99件) の目撃者が初期の識別ではまったく犯人について確信していなかったが、ほとんどの目撃者が公判では

完全に確信して犯人を識別した。つまり、初期の識別手続きから公判までの間のどこかで、目撃者の確信度を上昇させる出来事があったと考えられる。その一つが PIFE を含む、識別手続きを行う面接者による誘導であると推測できる。Wells & Quinlivan (2009) は、誘導的な識別手続きを受けている目撃者には、マンソン基準が正確性を担保するセーフティネットとしては十分に機能せず、供述をかえって不正確なものにする危険があると指摘している。なぜなら、目撃者の識別判断に対して、先述した確証的フィードバックが与えられた場合には、前述したように PIFE がマンソン基準の項目に対する評価を不正確なものに歪めることが示されたからである。つまり、目撃者の信用性を評価するために裁判官や裁判員が用いる指標の多くに対して、PIFE は誤った確信度を増加させる可能性がある。PIFE の効果に関しては、正確な目撃者よりも不正確な目撃者に対して強く働くため、PIFE による確信度の上昇率は不正確な目撃者の方が高いという報告もある (Bradfield, Wells, & Olson, 2002 ; Steblay, Wells, & Douglass, 2014)。したがって、誤った供述が誇張され、証拠として採用される可能性が高くなると指摘できる。

まとめると、目撃者が識別前や識別中に誘導的な面接を受けていない場合においても、識別後に PIFE の影響を受けた目撃者が、マンソン基準を満たす項目の質問をされると、その質問の回答の正確さは極めて不正確になる。しかし、裁判官や裁判員は目撃者の正確性・信用性をその供述から判断するため、PIFE の影響を受けた目撃者の確信度の高さが正確性を保証するものと誤認し、誤った識別判断を証拠として採用する危険性がある。PIFE は識別判断の選択に直接



影響を与えるものではないが、目撃者識別に関わる記憶想起の内容を歪めたり、PIFEの影響を受けた目撃者の供述の信用性評価が誤った方向に誘導されたりするという点から、面接者によって引き起こされる誘導であるといえよう。

#### 3.4.2.1 PIFEの生起を説明するメカニズム

PIFEを説明するために最初に提案された仮説は手がかり仮説 (the cues hypothesis) と呼ばれている。Bradfield et al. (2002) によると、与えられた刺激と記憶の間の類似性の主観的判断で決定される個人の記憶に自信が低い条件では、それが高い時に比べて外的手がかり (フィードバックなど) に影響されやすいとされている。また、時間が経過するとオリジナルの出来事の記憶が薄れるために、外的手がかりが一層記憶へ影響を与えやすくなるとしている。言い換えれば、当該の記憶や判断に対する確信度が高い場合には、外的手がかりに頼る必要がないため、確信度にフィードバックの影響を与えにくいと考えられる。

この説はその後、Charman, Carlucci, Vallano, & Gregory (2010) によって修正された。Charman et al. (2010) は、外的な手がかりは必ずしも参加者の確信度評価に取り入れられているわけではないとして、Skagerberg & Wright (2009) の実験のように、子供を情報源とした場合には、参加者は手がかり以外にも情報源の信用性も考慮していることを指摘した。そこで Charman et al. (2010) は、手がかり仮説を発展させて、フィードバック効果を説明する選択的

手がかり統合フレームワーク (the selective cue integration framework) を提案した。このフレームワークは大きく 3 段階に分けられ、どのように確信度が決定されていくかの道筋を示している。その第一段階は査定段階 (the assessment stage) と呼ばれ、ここは手がかり仮説と同じである。つまり、自らの識別に強い確信を持っている限りは外的手がかりに頼る必要はないので、そのままの確信度を反映させた行動をとればよい。すでに高い確信度を持っている参加者は識別後に来る情報に影響されにくく、外的手がかりを必要としないが、確信度が低い場合は外的手がかりに頼らざるを得なくなる。次に第二段階、検索段階 (the search stage) に移行する。ここでは外的手がかりを精査するが、その基準として Charman et al. (2010) は、人は自らのそれまでの行動を正当化する傾向にあるとする、フェスティンガーの認知的不協和理論を援用して説明している。つまりこの段階では、自分の信念を支持する情報 (識別が正しいと言われた) を受け入れる一方、信念を支持しない情報 (識別は誤っていた) は吟味され、信念と合わない外的手がかりは確信度評価に取り入れられないとしている。最後の評価段階 (the evaluation stage) では、得られた外的手がかりの信用性が検証される。手がかりの信用性が高いと評価されれば、その外的手がかりは確信度評価に統合されるが、手がかりの信用性を否定するような情報である場合、その外的手がかりは確信度評価に統合されない。以上のように説明されるフレームワークに基づけば、外的手がかりが確信度評価に統合されないケースも理論的に説明が可能である。

### 3.5 想起の反復

事件を担当する捜査官である面接者は目撃者に事件について何度も尋ね、反復して想起させることで、より詳細な情報を得られると期待するかもしれない。想起の繰り返しが人の記憶に与える影響は、Bartlett (1932) の著名な実験を初めとし、心理学の様々な分野で研究されてきた。たとえば教育心理学では、単語テストなどによって記憶の検索、すなわち想起の繰り返しが忘却を抑制するテスト効果が知られている (Roediger & Karpicke, 2006 ; Karpicke & Roediger, 2007)。目撃供述の文脈においては、想起の反復が目撃者の正確性に及ぼす影響が検討されている。これらの研究は、想起方略ごとに 2 種類に大別することができる。それらは、目撃した出来事についての自由再生を複数回繰り返す研究と、目撃した人物の顔についての再認（識別）を複数回繰り返す研究である。

#### 自由再生の反復

自由再生を用いた研究においては、目撃した出来事について遅延をおいて複数回自由再生を行ったものが検討対象とされている。自由再生の反復研究の中には、想起の繰り返しが記憶を不正確なものにするという報告もあるが (Bartlett, 1932 ; Chan & LaPaglia, 2011 ; Roediger, Jacoby, & McDermott, 1996), 一方で捜査官が期待するように、記憶亢進 (hypermnnesia) やレミニセンス (reminiscence) という現象も報告されている (Hershkowitz & Turner, 2007 ; LaRooy, Pipe, & Murray, 2005)。記憶亢進とは、想起される情報量が、

保持期間の増加と共に増加する現象のことであり、レミニセンスとは初回の想起では報告されなかった情報が、2回目以降に想起される現象の事である。たとえば、Hershkowitz & Terner (2007) の報告では、参加者から得られた情報のうち 25%は、2 度目以降の想起で新規に報告されたものであった。Payne (1987) のレビューによれば、記憶亢進の発現に最も寄与している要因は、学習項目の種類（図や絵は単語よりも効果が大きい）や、想起までの保持時間（長いほど効果が大きい）の 2 つであった。ただし、想起を繰り返すことで、想起される情報量は増加するが、情報が多ければ多いほど、その中に誤情報が混在する可能性も高くなる (Roediger et al., 1996)。目撃供述の文脈では、質問の繰り返しによる暗示の効果が、子供の供述の正確性に及ぼす影響について多く検討されている (たとえば, Bull, 2001 ; La Rooy, Lamb, & Pipe, 2008 ; Sabbagh, 2009 越智・雨宮・丹藤 2011)。Bornstein, Liebel, & Scarberry (1998) の研究は、正しく想起される情報は想起回数が増えるごとに増加するが、同時に誤情報も増加するという結果を示している。また、繰り返しは確信度にも影響を与えることも分かっているが、繰り返しによって上昇するのか、低下するのか、あるいは変化しないのかの統一的な見解は得られていない (たとえば, Granhag, 1997 ; Naka et al., 2002 ; Odinet & Wolters, 2006 ; Shaw & McClure, 1996)。

## 再認の反復

目撃者識別の文脈においては、顔の記憶に対する想起が繰り返されると考えられる。この場合に用いられる想起方略には自由再生だけでなく、顔写真を用いた再認も含まれる。しかし、写真の識別手続きに再認の繰り返しが及ぼす影響を検討した報告は、自由再生を用いた検討ほど多くはない (Clark & Godfrey, 2009 ; Yarmey et al., 1996)。

Naka et al. (2002) の研究では、目撃イベント後に繰り返しラインナップ識別 (同時呈示ラインナップ) を行う条件と、繰り返しの識別を行わない条件に参加者を分けた。参加者は、条件によって3週間後、あるいは5ヶ月後にラインナップ識別を行い、ターゲットを含むラインナップから最終的に識別を行った。しかし、それに先立って週に一回3週間に渡ってターゲットのいないダミーのラインナップを使用し、繰り返し識別を行った条件の参加者は、繰り返しのなかった条件にくらべて、最終識別時の正再認率が低下したと報告している。つまり、複数回写真を見て繰り返し再認を行うことは、記憶を維持したり促進させたりすることではなく、逆に記憶の低下につながったのである。また、確信度も繰り返しの度に低下していたことから、出来事からの時間経過により、自らの記憶に対する自信も低下させていったことが推測される。

Dysart, Lindsay, Hammond & Dupuis (2001) では、複数の人物写真を2回呈示し、1回目の識別が2回目の識別の正確性に及ぼす影響を検討した。1回目の識別で写真から被疑者あるいは被疑者らしい人物を選択させた条件と、写真を呈示したが選択は行わなかった条件、写真の呈示がなかった統制条件の3条

件の参加者の2回目の識別の正確性を比較した。いずれの写真にも目撃した真犯人は含まれていなかったため、1回目の識別では写真を見ただけの参加者と、統制条件の参加者は約半数がラインナップを正棄却した。これに対し、1回目の識別で選択を行った目撃者は、半数以上が最初の識別で選んだのと同じ人物を2回目の識別でも選び、正棄却率が低かった。つまり、最初と同じ写真を見るだけでは十分ではなく、特定の人物を選択することで、誤った判断がその後の識別判断にも維持されたのである。

#### 4. 先行研究の問題点と課題

先述した先行研究から、目撃者識別手続きを行う面接者からの誤った情報が誘導となって目撃者の記憶に影響を与え、記憶の正確性を損なうことが示された。だが、面接者の持つ情報が目撃者に与える影響に関する研究には、以下に述べる問題点と課題が挙げられる。

##### 面接者が識別判断に与える影響

まず、誘導的な面接者のどのような要素が目撃者の識別に影響を与えるのか、具体的な検討が十分になされていない。つまり誘導にはどのような影響要因が含まれているのか具体的にはほとんど明らかになっていない。たとえば、Clark et al. (2009) は識別時に面接者が目撃者に与える教示（たとえば、「ラインナップの中に犯人と似ている人はいますか」）が、目撃者を誘導することを示したが、他にどのような面接者の態度や発言が誘導になっているのかを示す研究は少な

い (Garrioch & Brimacombe, 2001)。

また、識別は一度とは限らない (Behrman & Davey, 2001)。12 年間冤罪で服役したロナルド・コットンのケースでは、被害者は 3 回識別を行い、3 回ともコットンを誤って識別した (Thompson-Cannino, Cotton, & Torneo, 2009 指宿・岩川訳 2013)。これまでの研究によって、目撃者は識別試行を繰り返したとしても、一度目の識別判断を変えることはなく、高い確信度と共に同じ判断を維持することが示されているが、写真識別手続きを実施する面接者による誘導が、繰り返しの判断に及ぼす影響は検討されていない。

#### 誘導的な手続きが識別に与える効果の抑制方法

目撃者の記憶に負の影響をあたえる要因の抑制方法の検討も十分ではない。誘導的な面接者を排除するための対策として推奨されている二重盲検法は、最も有効な手段ではあるが、事件の担当捜査官以外の人物が行う必要があるため、人的コストが大きい。だが現在のところ、面接者の誘導による目撃者の誤識別を防ぐ方法には、二重盲検法以外に有効な手段は考案されていない。

先述した Weber & Perfect (2012) の研究では、単独面通しに対する識別の選択肢として、「わからない」判断を加えると、目撃者の記憶に対する自己評価が進み、不正確な目撃者が排除されたために誤識別率が低下することを示した。

「わからない」判断の導入が目撃者の正確な記憶評価を促すのであれば、判断の手がかりとなる面接者からの情報は精査され、判断に取り入れるべきかどうかの判断が可能になると考えられる。したがって、「わからない」判断の導入は

面接者による誘導の影響を抑制できる可能性があるが、「わからない」判断を利用した応用研究は見当たらない。

### 識別判断に関わる想起への影響

識別手続きを行う面接者が目撃者に影響を与えるのは、識別判断に対してだけではないことが先行研究にて明らかとなった。識別の正確性に関わらず、PIFEは目撃者の識別に対する確信度や目撃時の鮮明さなど、識別判断に関わる記憶に対する想起を歪めることが示された（たとえば、Wells & Bradfield, 1998）。だが、PIFE研究の多くは、コンピューター画面でフィードバックを行ったり（たとえば、Quinlivan, Wells, & Neuchatz, 2010）、質問に対する回答を紙面で行ったりしているため（たとえば、Dixon & Memon, 2005；Douglass, Neuchatz, Imrich, & Wilkinson, 2010）、現実の捜査官による手続き場面よりも生態学的妥当性が低いことが指摘できる。PIFE研究のみならず、現実の目撃者の識別手続きはすべて面接者と目撃者の間で行われることであるため、社会的な文脈から切り離れた実験状況は不自然である。したがって、他者からの情報が目撃者に与える影響を検討する際は、生態学的妥当性も考慮し、より現実に近い条件下で研究されるべきであろう。

### 目撃者の信念

ところで、警察官を想定する面接者による誘導や、想起の繰り返しなどが目撃者識別に及ぼす影響について、目撃者や裁判員となる可能性のある人々がど



のような知識や予測を持っているのかについて調査した研究はない。特定の目撃状況での正確さや、ストレスの影響など、推定変数の影響について、学生や一般市民の知識を調査した研究は複数存在するが (Brigham & Bothwell, 1983 ; Deffenbacher & Loftus, 1982 ; Naka, Okada, Fujita, & Yamasaki, 2010), 警察官による誘導といった、システム変数の影響について調査した研究は見当たらない。

Deffenbacher & Loftus (1982) は、C-A 相関や、ストレス状況下における目撃供述の正確性など、目撃供述に関する知識について、大学生と一般市民を対象に調査を行った。その結果、実証的な目撃供述研究の結果と、参加者らの回答の一致率 (正答率) は、心理学専攻の学生でも 50%に満たず、陪審員経験のない市民は 20%程度しか一致しなかった。つまり、学生や一般市民が持つ知識と、実証研究による結果は乖離していることが示された。Wise & Safer (2003) の調査では、司法の専門家である裁判官も、このような知識を必ずしも持ち合わせていないことが示されている。したがって、裁判において目撃供述の正確性・信用性判断を適正に行うためには、参考にすべき知識を提供する必要があるだろう。そのためには、目撃供述研究から得られた知見を裁判官や裁判員に説明する専門家証人が必要である。このような専門家証人の知識は、一般市民に対する意識調査においても需要が高いことが示されており (Costanzo, Shaker-Schroer, & Vinson, 2010), 裁判の質を高めるためにも有用であることが示されている。Shaw & Skolnick (2005) の研究では、法と心理学の講義を受けた模擬裁判の参加者の方が、講義を受けなかった参加者よりも、動機づけが

高く、証拠に基づいた質の高い評議ができた満足度が高かった。

まとめると、一般市民や裁判官は、目撃供述研究から得られた結果と一致する知識を必ずしも持っているわけではないため、正確な知識の提供なしに、目撃供述の正確性・信用性を適切に判断できるとは言えない。また、一般市民による専門家証人の需要は高く、専門家証人の知識は裁判官や裁判員の動機づけや、証拠に対する判断にも有用であると考えられる。これらの主張を裏づけるためにも、目撃者が影響を受ける変数について、一般市民がどのような知識や予測を持っているのか、あるいは持っていないのかを明らかにする必要があるであろう。

## 5. 本研究の目的

本研究の目的は、4節で述べたこれまでの目撃者識別の研究において未検討の課題について実証的な検討を行い、目撃者識別の誤りによる冤罪を抑制し、公正な司法の実現に資する知見を示すことである。そしてこれらの知見は、司法が利用可能で、現実の手続きに沿うものでなければならない。そのためには、司法が手続きを改めたり、予防策を講じたりすれば、当該の変数による影響が抑制可能なシステム変数について検討し、これによる影響とその解決策を示す必要がある。

そこで本研究では、システム変数の一つとして、目撃者識別手続きを実施する面接者による誘導を取り上げ、その影響と抑制方法を検討する。特定の被疑

者を直接的に指し示す目撃者識別は、その後の捜査に大きな影響を与えるだけでなく、名指しされた個人の生活にも大きな影響を与え、ひいては冤罪の原因ともなる。そのため、目撃者識別の正確性・信用性を保証するためにも、目撃者は識別に影響を及ぼす社会的影響から独立している必要がある。しかし、現在のところ日本の警察が目撃者識別に面接者の誘導が影響を及ぼさないよう、二重盲検法を使用するなどの対策を講じているとすることを示す資料はない。したがって、面接者の誘導が目撃者識別に及ぼす影響を実証し、その危険性を示すことができれば、二重盲検法の必要性を主張できる。

本研究では誘導の種類を、影響を及ぼす対象別に分類して検討を行う。それらは、(1) 目撃者が識別手続きで行う識別判断に影響をあたえる誘導、(2) 識別判断に関わる想起に対して影響を与える誘導の2つである。(1) について、本研究では特定の写真の人物に目撃者の選択を誘導しようとする面接者の影響を検討する。(2) について、本研究では面接者がフィードバックを返すことで、識別に対する確信度や、目撃当時の状況についての想起を歪める PIFE について検討する。(1) は呈示された写真の中から被疑者を識別する際の選択行動そのものに影響を与えるため、直接的に誤判の原因になる可能性がある。(2) は、写真の中から被疑者を識別する選択行動に関与するわけではないが、識別の正誤に関係なく誇張された確信度や、目撃当時の状況についての歪んだ想起は、識別の正確性について裁判官や裁判員に誤った認識を持たせ、誤った識別が証拠として採用されてしまう可能性があるため、やはり誤判に繋がる可能性がある。

これらの誘導による影響の検討と同時に、本研究では面接者の誘導が識別へ

及ぼす影響の抑制方法として、「わからない」判断の有用性について検討する。Weber & Perfect (2012) によれば、識別判断の一つに「わからない」という選択肢が用意されると、目撃者は自らの記憶状態の評価を促され、自分の記憶状態では「わからない」と判断するべきか、それとも識別するべきかの判断が可能になるという。「わからない」判断が適切な記憶評価を促すのであれば、「わからない」判断を導入することによって、目撃者は面接者による誘導を受けずに、自らの記憶に対して客観的な判断を行うことが可能になり、誘導による誤識別を抑制できるかもしれない。もし、「わからない」判断の導入が、面接者による誘導の影響を抑制し、誤識別を低減させるのであれば、識別手続きで二重盲検法が使用できない場合の条件として、必ず「わからない」という判断を、識別の選択肢として明示するべきであるとの主張が可能になる。反対に、「わからない」判断を導入しても面接者による誘導を防げないのだとしたら、誘導的な面接者のもとでの識別手続きの危険性と、二重盲検法の必要性を指摘できるであろう。

ここまで、目撃者の識別への誘導の効果とその抑制の方法の検討について述べてきたが、最後に、目撃者の供述を信用するか、証拠として採用するかどうかを決定する裁判官や裁判員の判断について目を向けたい。目撃者による供述の正確性・信用性を適切に判断するためには、裁判官や裁判員が、警察官による目撃者聴取、誘導の影響を、適切に判断する必要がある。もし誘導の影響を過小評価してしまった場合、目撃証人が誘導的で不適切な識別手続きを受けていた可能性について疑いが挟まれることなく、誤った識別が証拠として採用さ

れ、誤判に繋がる可能性があるからである。目撃者が社会的影響を受けている可能性について助言する心理学者の専門家証言があれば、たとえ裁判官や裁判員が誘導の影響について過少評価していたとしても注意を促すことができるが、心理学的知識は非専門家でも予測し得る「常識」であると判断されてしまうために、法廷での専門家証言は必要ではないと裁判所に排除されることがあるという (Deffenbacher & Loftus, 1982)。したがって、裁判員や目撃者となる可能性のある一般市民は、目撃者が検事や警察官による誘導の影響を受けると考えているのか、それとも影響を受けないと考えているのかを明らかにする必要があるであろう。目撃者の識別判断が誘導によって影響され得ると判断されるのであれば、誘導の影響に関しては「常識」の範囲内で予測できるといえるかもしれない。反対に、面接者から誘導を受ける可能性に対して否定的であれば、面接者による誘導の影響は一般人の「常識」の範囲内で予測することは難しいと示すことができ、裁判官や裁判員に誘導された目撃者識別の危険性を指摘できる専門家証人の必要性を指摘できる。

以上を踏まえ、本研究では次の3点を検討課題とし、現在提唱されている理論で説明が可能か実証的に検討する。(a) 誘導的な面接者と PIFE の2つを、目撃者の識別判断と、それに関わる想起を歪める要因として取り上げ、これらが目撃者識別へ及ぼす影響の検討、(b) 他者による誘導を抑制する手段として識別判断の選択肢に「わからない」判断を導入する有効性の検討、そして、(c) 実験参加者と同年代の一般の学生は、警察による目撃者聴取をどのように認識しているのか、警察官の誘導に対して抵抗することができるかと予測しているのかど

うか調査し、実験結果との比較を行う。(a)と(b)については第Ⅱ部と第Ⅲ部、(c)については第Ⅳ部で検討する。

なお、本研究では面接者による誘導の影響とその抑制方法を検討するために、すべての実験において呈示する写真に目撃者が目撃したターゲット、つまり真犯人を含まない条件で検討を行う。このため、いずれかの人物をターゲットとして識別した場合は誤識別となり、写真にターゲットは含まれていないと判断することが正棄却、正答となる。ターゲットを含まない写真を用いる理由としては次が挙げられる。まず、現実の実務においては、警察が想定している「犯人」が写真に含まれているかもしれないが、当該人物が真犯人であるかどうかは事後にしかわからないことである。もし警察が想定している「犯人」が真犯人ではなく、写真に真犯人が含まれない場合は冤罪に繋がる可能性もある。とりわけ、真犯人が写真に含まれていないにも関わらず、面接者が「犯人」と思い込む人物に誘導したり、いずれかの人物を選ぶよう圧力をかけたりした場合は、冤罪の危険性がより高まるであろう。したがって、写真にターゲットを含まない条件を用いた実験は、最も冤罪が生じやすい条件を模した状況であるため、誘導の危険性を主張するには最も適した条件設定であると考えられる。







## 第Ⅱ部

面接者の誘導が目撃者識別に与える影響

- 「わからない」判断を用いた検討-



第Ⅱ部では識別手続きにおいて、目撃者の識別判断そのものに影響をあたえる誘導と、識別判断の選択肢に「わからない」判断を導入する有効性について検討した3つの実験について述べる。

研究1では単独面通しと識別の反復を用いた検討を行い、研究2では同時呈示ラインナップと直後再生を用いた検討、研究3では単独面通しと同時呈示ラインナップの比較を行う。



## 2 章

### 研究 1

識別の反復と単独面通しを用いた検討

## 目的と仮説

これまで単独面通しによる目撃者識別は、ラインナップ呈示よりも誤識別が多いことが示されてきた (Clark & Godfrey, 2009 ; Yarmey et al., 1996)。しかしながら、単独面通しを採用した場合でも、「わからない」判断を導入した場合には、この判断を導入しない場合と比較して、正再認率、正棄却率が共に高いことが報告された (Weber & Perfect, 2012)。これは、単独面通しでは絶対判断（「この人物は犯人だろうか、それとも犯人ではないのだろうか」）が行われているため (Gonzalez, et al. 1993), その成績がラインナップにおける成績より劣るとは限らないことを示唆する。絶対判断では記憶にあるターゲットと、写真の人物が同一人物かどうかで判断しなければならないため、慎重な判断が必要になる。このため、目撃者は記憶と写真の人物が十分に一致しなければ識別を行わないため、いずれかの人物を選択する割合が低下する。この時、正再認率も低下するが、その分誤識別率も低下するのである (Stebly et al., 2001 ; Wells et al., 2015)。ただし、この説明は識別の際に誘導が行われていない場合にのみのものであり、「わからない」判断の導入によって誘導の影響を抑制し、正確な識別が可能になるか実証的な検討が必要になる。

また、識別試行を反復すると最初の識別が持続するという知見と、正確性に関わらず反復によって確信度が上昇するという知見 (Shaw & McClure, 1996), そして現実の捜査においても識別が繰り返し行われているという事実を考慮すると(京都地方裁判所, 2014), 単独面通しを使用した反復識別への「わからない」

判断の導入が、面接者による誘導の効果を抑制できるのか検討する必要がある。つまり、識別試行が反復された場合、誘導によって形成された識別は持続してしまうのか、それとも「わからない」判断の導入によって、識別が反復されても、識別の度に「現在の自分の記憶で、写真の人物が犯人であると断定したり、犯人ではないと否定したり断定することができるのだろうか。それともわからないというべきだろうか」という記憶状態の評価が行われ、写真の人物が目撃した人物（ターゲット）であると判断するべきかどうかの見直しが進んだ結果、より正確な判断が可能になるのかを明らかにする必要がある。さらに、「わからない」判断が識別試行ごとの記憶状態の評価を促し、判断基準が見直されるのであれば、確信度に対する評価も見直され、誘導による確信度の上昇も抑制される可能性がある。

そこで、研究1では以下の3点を検討する。(a) 「わからない」判断を導入することによる、誘導の抑制効果、(b) 「わからない」判断が識別試行ごとの記憶状態評価を促すことによる誘導の抑制効果、識別試行ごとに記憶状態の評価が行われるのであれば、もし面接者の誘導によって最初の識別が誤っても、次の試行で見直されるので最後の識別試行まで同じ判断が持続せず、識別判断を変える変遷が生じるが、記憶状態の評価が行われない場合には同じ判断が最後の試行まで持続するであろう、(c) 誘導による確信度の上昇に対する、「わからない」判断の抑制効果、の3点である。また、実験中に目撃者は面接者にどのような印象を持つのか印象評定を求める。これは条件によって面接者の印象

に対する目撃者の評価に、違いが生じるかどうかを検討するためである。

## 方法

### 要因計画

2 要因の混合要因計画とした。第 1 要因は面接者による誘導の有無（誘導あり条件 / 誘導なし条件）を要因とした参加者間計画であり、第 2 要因は、識別の繰り返し（1 回目 / 2 回目 / 3 回目 / 4 回目）を要因とした参加者内計画であった。

### 面接者

大学の学部生 6 名（男性 2 名，女性 4 名，平均年齢 21.16 歳（ $SD = 0.89$ ））が面接者として実験に参加した。後述する模擬捜査課題フェイズで被疑者を選択できなかった 1 名は，その後の実験手続きからは除外した。この 1 名を除く 5 名が誘導あり条件に 2 名，誘導なし条件に 3 名，それぞれランダムに振り分けられた。

### 実験参加者

18 歳から 22 歳の大学生の男女 57 名（男性 13 名，女性 44 名，平均年齢 19.46 歳（ $SD = 1.34$ ））が面接を受ける被面接者として実験に参加した。このうち，後述する目撃フェイズ時にターゲットが研究協力者であることを察知した参加



者 2 名と、面接フェイズを完遂できなかった 3 名を除いた参加者 52 名が全手続きを完了した（男性 12 名，女性 40 名，平均年齢 19.45 歳 ( $SD=1.38$ )）。このうち，誘導あり条件は 28 名（男性 5 名，女性 23 名，平均年齢 19.42 歳 ( $SD=1.28$ )），誘導なし条件は 24 名（男性 7 名，女性 17 名，平均年齢 19.47 歳 ( $SD=1.29$ ））であった。

## 材料

### 模擬捜査資料

三浦・伊東（2016）が用いた課題用資料を参考に「捜査資料」，「被疑者リスト」，「被疑者についての証言」の 3 冊からなる捜査書類を作成し，模擬捜査課題フェイズで用いた。「捜査資料」には窃盗事件の概要，盗まれた財布の特徴，被害者の証言，目撃者 3 名の証言を記載した。「被疑者リスト」には被疑者についての情報が 5 名分，「被疑者についての証言」には被疑者の友人の証言が 5 名分記載されていた。「被疑者リスト」の情報には被疑者の顔写真，年齢，所属，身体的特徴，アリバイがあり，これらを総合するとある被疑者が犯人であると特定できるようになっていた。しかし，この被疑者は目撃フェイズで財布を持ち出したターゲットではなかった。

### 単独面通し写真

単独面通し手続き用の写真を用意するために，以下の手順で人物の選定を行

った。20名の大学生に予備調査を行った。ターゲットと髪の色や体格の描写が類似した男性の正対顔写真14枚を用意し、これらの人物とターゲットの人物との類似度を評価させた。類似度は、1点（まったく似ていない）から7点（非常に似ている）の7件法で評価させた。その結果、人物類似度の平均評価値は2.36 ( $SD=1.43$ ) だったが、このうち類似度の最も高かった3.20の評価を得た人物写真を単独面通しの写真として採用した。

## 面接用シート

面接者が実験者の定めた順番で質問を行い、面接を円滑に行えるよう面接用シートを用意した。面接者はこのシートに従って質問を行い、それに対する参加者の回答をこのシートに記入できるようになっていた。表紙には面接日、面接者と参加者の氏名、性別、年齢をそれぞれ記入する欄を設けた。質問項目の内容と、その順番はTable 1に示した。質問紙は、参加者に写真の人物が目撃した人物かどうかを尋ねる単独面通し識別（「はい」、「いいえ」、「わからない」の3択）、識別に対する確信度を参加者に1点から7点で回答を選択させる評定式質問、目撃内容や犯人の服装、容姿、行動などを尋ねるオープン質問7項目、最後に再び単独面通し識別と確信度評定、合計11項目で構成されていた。単独面通し識別に使用する写真はターゲットを写したものではないため、その人物を見たとき肯定する「はい」判断は誤識別となり、目撃した人物ではないと否定する「いいえ」判断は正棄却となる。オープン質問の項目にはそれぞれ「犯人

の〇〇について参加者に尋ねてください」というように、参加者に質問する内容が面接者に対して呈示されていた。この面接シートは1週間後と2週間後の面接でも同一のものを使用した。このため、参加者は2回の面接を通じてオープン質問に対する自由再生を2試行、単独面通し識別と、それに対する確信度評定を4試行行うよう構成されていた。

Table 1  
面接シートの構成

項目	尺度
1. 参加者が目撃した人物は、写真の人物であったかどうか（1回目の識別）	はい・いいえ・わからない
2. 1の判断に対する現在の確信度（1回目の確信度）	1（かなり自信がない）～7（かなり自信がある）
3. 目撃時の実験について	自由再生
4. 犯人を目撃した内容や状況について	自由再生
5. 犯人の服装	自由再生
6. 犯人の顔、髪型、身長などの背格好	自由再生
7. 犯人の行動	自由再生
8. 犯人が目撃者に対して取った行動	自由再生
9. 犯人を目撃した時に目撃者が感じた事	自由再生
10. 参加者が目撃した人物は、写真の人物であったかどうか（2回目の識別）	はい・いいえ・わからない
11. 10の判断に対する現在の確信度（2回目の確信度）	1（かなり自信がない）～7（かなり自信がある）

## 印象評定尺度

2回目の面接終了後に、参加者の面接者に対する印象を尋ねる質問紙を用意した。質問紙は、面接者の「質問のわかりやすさ」、「威圧感」、「親しみやすさ」、「誘導性」、「話しやすさ」を尋ねる5項目であり、それぞれ7段階のリッカート法尺度で構成されていた (Table 2)。

## 手続き

### 模擬捜査課題フェイズ

模擬捜査課題フェイズは、面接者に事件の担当者が辿る思考過程を模擬的に経験させることで、生態学的妥当性を高めるために実施した。誘導あり条件の面接者はすべて、面接フェイズ開始の1週間前に模擬捜査課題フェイズに1人ずつ参加した。面接者がこの手続きを受けるのは1人につき1回だけであった。実験者は面接者に「捜査書類」の情報を精査し、論理的に考えれば犯人はこの人物しかあり得ないという人物を、「被疑者リスト」から選ぶよう教示した。捜査時間には制限を設けず、結論が出るまで自由に課題を行わせた。捜査後、リストから実験者が想定する犯人（被疑者）を選び出せた面接者には、この実験は目撃証言の実験であり、目撃者を面接する警察官を想定した面接者役を依頼したいと説明を行った。参加協力が得られた面接者には、調査データの用途や保管管理、公表条件、録音の承諾を得た後、実験参加承諾書の記入を求めた。

次に、実験者は単独面通し写真を面接者に渡し、面接の方向性について教示を行った。教示の要点は次の通りである、(a) 面接は面接シートに定められた通

りの順番で質問を行うこと、(b) 面接の目的は、単独面通し写真の被疑者に対する裏付け捜査であり、逮捕するに値する確証を得ることにあること、(c) 単独面通し写真の人物が犯人であると、目撃者が肯定するように誘導し、確証を持たせること。この人物であるということを直接的に教えること以外、手法は問わない、(d) 目撃した被疑者の情報を、できる限り多く集めること、(e) 1点から7点で答えてもらう評定質問には必ず、目撃者に数字で答えてもらったものを記入すること、以上の5点であった。誘導なし条件の面接者には、模擬捜査課題フェイズを実施しなかった。そのため、実験の趣旨を説明後、参加の承諾が取れるとすぐに単独面通し写真を渡し、教示を行った。誘導なし条件の面接者に行った教示は、誘導あり条件に行った教示から上述の(c)の教示を除いたものを使用した。面接についての教示を行った後、すべての条件の面接者が、面接シートを用いて面接の流れと質問内容について実験者と確認を行った。

## 目撃フェイズ

被面接者となる参加者はすべて、この目撃フェイズに1人ずつ参加した。実験者は参加者に、今週は4分間の動画を見てもらうだけであり、次週以降に見てもらった動画について面接で質問を受ける旨のカバーストーリーを説明した。その後、実験者は「忘れ物をしたので取りに行く」と言って実験室を一時退出した。実験者が実験室を退出してから数十秒後、ターゲットが実験室に入室した。実験室にいる参加者は、ドアに背を向けた状態で机に向かって座っていた

ため、ターゲットは参加者の背後を横切り、参加者の座っている場所から見て右斜め前にあるテーブルへ歩いて行った。そして、その上に置かれているバックから財布を取り出し、参加者の目の前でズボンのポケットに入れ、退出した。ターゲットが発言したのは入室時の「こんにちは」と、退出時の「失礼しました」のみであった。ターゲットが実験室に入室してから退出するまでかかった時間は、20秒程度であった。なお、参加者は実験者の退出後、誰かが入って来ることは事前に説明されていなかった。ターゲットの退出後、実験者は再び実験室に戻り、動画について説明を行ったあと、動画を再生した。動画の内容は、白人男性が職場から昼食を取りに行く道中に、さまざまな人とすれ違っていく様子を映したドラマの冒頭約4分間であった。動画の再生が終わると、実験者は次週のスケジュールを確認し、参加者を帰した。この時点でターゲットが研究協力者であると気づき、実験者への申告があった参加者は、この後の手続きから外された。

## 面接フェイズ

目撃フェイズから1週間後、実験者は参加者に、面接で尋ねられる質問は実験室で観た動画の内容ではなく、1週間前に実験室で目撃した人物についてであるとの説明を行った。面接の冒頭、参加者は面接者に、面接の目的は捜査の裏付け調査であるとの説明を受けた。その後、参加者は被疑者の写真を見て識別と確信度評定を行い、面接者の質問に回答した。2回目の面接フェイズは1週間

後、1回目と同一の面接者が同様の手続きで行った。参加者には、前回と同じ面接をもう一度受けてもらおうと説明し、面接者と引き合わせた。2回目の面接フェイズ終了後、参加者は別の実験室に移動し、面接に対する印象評定尺度に回答した。面接は参加者の承諾を得たうえで録音を行った。手続き終了後、すべての参加者は内省報告を行った後にデブリーフィングを受けた。内省報告は、参加者ごとの識別の結果を踏まえ、実験者が行った。4回の識別を通して一度でも識別判断を変えた参加者には「なぜ途中で識別を変えたのか」を尋ね、4試行とも同じ識別判断をした参加者には「なぜ識別判断を変えなかったのか」をそれぞれ尋ねた。質問は1問のみ尋ねられ、実験者による誘導を防ぐため、参加者の回答に対する追求は行わなかった。実験者は最後に1,000円分のクオカードを支払い、実験を終了とした。以上の手続きの流れを Figure 1 に示した。実験時間は目撃フェイズが約30分、面接フェイズの1回と2回目がそれぞれ約45分であった。



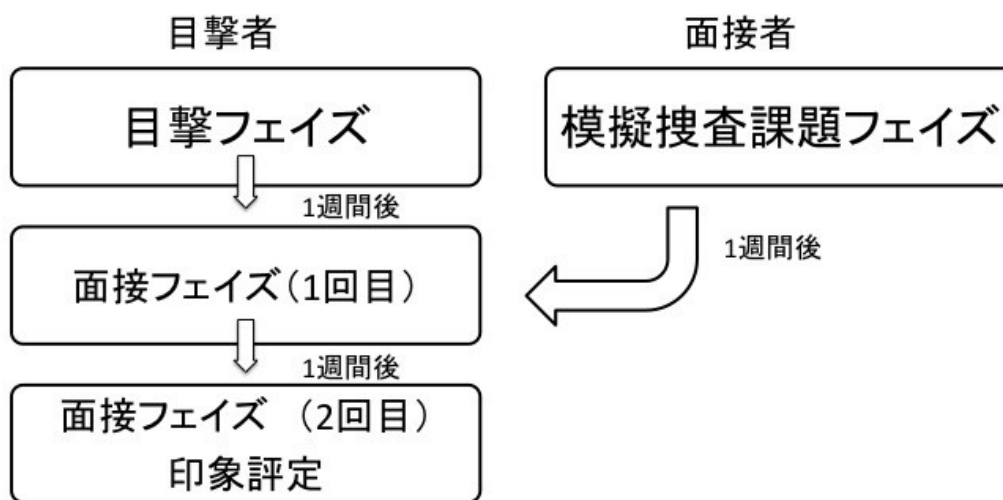


Figure 1 手続きの流れ

## 結果

目撃フェイズ時にターゲットが研究協力者であることを察知した参加者と、面接フェイズを完遂できなかった参加者、計 5 名を除いた 52 名を分析対象とした。

### 印象評定尺度

項目ごとの評定平均値を Table 2 に示した。誘導あり，誘導なし条件の間で面接者に対する印象評定に差があるかどうか，「質問の分かりやすさ」，「威圧感の程度」，「親しみやすさの程度」，「話しやすさの程度」の 4 項目に対して  $t$  検定を行ったところ，「親しみやすさの程度」において条件間で有意な差がみられた ( $t(50) = 3.58, p < .01$ )。 「誘導の程度」については 2 群間に等分散性が仮定されなかったため Welch の  $t$  検定を行ったところ，条件間で有意な差がみられた ( $t(44.43) = 3.11, p < .01$ )。 「質問の分かりやすさ」，「威圧感の程度」，「話しやすさの程度」には条件間で差はなかった。この結果と各条件の平均値から，特定の条件で面接者の質問が分かりにくいということや，答えづらいということとは認められなかった。また，誘導あり条件の参加者は，誘導なし条件の参加者に比べて面接者が誘導的であったと感じており (3.42 vs. 2.33)，より親しみやすいと感じていたことがわかった (6.14 vs. 5.12)。

Table 2  
印象評定尺度平均値

質問項目	誘導あり条件	誘導なし条件	p値
1. 面接者の質問は分かりやすかったですか？ (1: とても分かりにくかった ~ 7: とても分かりやすかった)	6.25 (1.20)	5.70 (1.16)	.107
2. 面接者の態度は威圧的でしたか？ (1: とても威圧的でなかった ~ 7: とても威圧的だった)	2.00 (1.49)	1.62 (1.09)	.313
3. 面接者は親しみやすかったですか？ (1: とても親しみやすくなかった ~ 7: とても親しみやすかった)	6.14 (0.97)	5.12 (1.07)	.001**
4. 面接者はあなたを誘導しようとしたか？ (1: とても誘導的でなかった ~ 7: とても誘導的だった)	3.42 (1.57)	2.33 (0.91)	.003**
5. 面接者に対して、話しやすかったですか？ (1: とても話しにくかった ~ 7: とても話しやすかった)	6.00 (1.15)	5.87 (0.89)	.669

注) 括弧内に標準偏差値を記した。 \*\*  $p < .01$

## 識別結果

試行ごとの識別判断人数を Table 3 に示した。4 試行の単独面通し識別に対する「はい」、「いいえ」、「わからない」判断の頻度に、誘導あり条件と誘導なし条件の間で有意な差があるかどうか、識別試行ごとにカイ二乗検定を行った。その結果、すべての識別試行において、誘導あり条件、誘導なし条件の間で有意差が認められた（1 回目： $\chi^2(2) = 18.39, p < .01$ ， 2 回目： $\chi^2(2) = 25.44, p < .01$ ， 3 回目： $\chi^2(2) = 12.94, p < .01$ ， 4 回目： $\chi^2(2) = 19.75, p < .01$ ）。そこで、識別試行ごとに残差分析（Haberman, 1973）を行ったところ、いずれの試行においても、誘導あり条件での「はい」判断頻度は、誘導なし条件の「はい」判断頻度より多く、誘導あり条件の「いいえ」判断と「わからない」判断の頻度は誘導なし条件より少なかった（ $\alpha = .05$ ）。

また、試行ごとに「はい」、「いいえ」、「わからない」判断の頻度の中に差があるか調べるため、条件別にカイ二乗検定を行い、その後の下位検定には Ryan の名義有意水準を用いた多重比較を行った（ $\alpha = .05$ ）。誘導あり条件は、すべての試行において、「はい」、「いいえ」、「わからない」判断の頻度に有意な差が見られた（1 回目： $\chi^2(2) = 19.35, p < .01$ ， 2 回目： $\chi^2(2) = 24.50, p < .01$ ， 3 回目： $\chi^2(2) = 21.71, p < .01$ ， 4 回目： $\chi^2(2) = 24.50, p < .01$ ）。いずれの試行においても、「はい」判断の頻度は「いいえ」判断より多く、「わからない」判断は「いいえ」判断より多かった。「はい」判断と「わからない」判断の間に有意な差は見られなかった。誘導なし条件では、すべての試行において、「はい」、「い

いえ」,「わからない」判断の頻度に有意な差が見られた (1回目:  $\chi^2(2) = 12.25$ ,  $p < .01$ , 2回目:  $\chi^2(2) = 10.75$ ,  $p < .01$ , 3回目:  $\chi^2(2) = 7.00$ ,  $p < .05$ , 4回目:  $\chi^2(2) = 9.25$ ,  $p < .01$ ). 1回目の試行では「わからない」判断が「はい」判断より多く,「わからない」判断は「いいえ」判断より多かったが,「はい」判断と「いいえ」判断の間に有意差はなかった。2回目の試行では,「わからない」判断が「はい」判断より多かったが,他の判断との間に差は見られなかった。3回目と4回目の試行では,いずれの判断の間にも頻度の差は見られなかった。

次に, 識別判断を試行間で変えた参加者がいたかどうかを条件別に調べたところ, 一度でも識別判断を変えた参加者 (たとえば, 1回目の識別試行で「わからない」と判断し, 2回目では「はい」判断に転じた参加者) は誘導あり条件28名中2名, 誘導なし条件では24名中7名であった。この変遷人数に条件間で差があるかどうか, 比率の差の検定を行ったところ, 誘導なし条件の変遷が有意に多かった ( $Z = 2.09$ ,  $p < .05$ ).

Table 3  
 識別試行ごとの識別判断人数

	面接フェイズ	識別試行			
		1週目		2週目	
誘導	識別判断	1回目	2回目	3回目	4回目
あり (n=28)	はい	19 (.68)	21 (.75)	20 (.71)	21 (.75)
	いいえ	0 (.00)	0 (.00)	0 (.00)	0 (.00)
	わからない	9 (.32)	7 (.25)	8 (.29)	7 (.25)
なし (n=24)	はい	3 (.13)	2 (.08)	6 (.25)	4 (.16)
	いいえ	5 (.21)	7 (.29)	4 (.17)	5 (.21)
	わからない	16 (.66)	15 (.63)	14 (.58)	15 (.63)

注) 括弧内に割合を記す。「はい」判断は写真の人物がターゲットであると識別を肯定する誤識別であり、「いいえ」判断は写真の人物が犯人ではないとする正棄却である。

## 確信度

「わからない」判断に対する確信度は、参加者の評定が困難であったため、一度でも「わからない」と判断した参加者を分析対象から除き、確信度の評価平均値を算出した (Table 4)。そこで、誘導の有無と識別の繰り返しの要因とする 2 要因混合計画の分散分析を行ったところ、繰り返しの主効果のみ有意傾向であった ( $F(3,69) = 2.32, p < .10$ )。Ryan 法による多重比較の結果、1 回目と 3 回目、1 回目と 4 回目の間に有意な差が認められた ( $MSe = 0.69, df = 69, p < .05$ ;  $MSe = 0.69, df = 69, p < .01$ )。しかしながら、分析対象としたサンプルサイズ (それぞれ、誘導あり条件 19 名、誘導なし条件 6 名) が非常に小さく、この結果の統計的妥当性には疑問が残る。

Table 4

## 条件別確信度平均値

試行	誘導あり条件 ( $n=19$ )	誘導なし条件 ( $n=6$ )
1回目	2.89 (1.51)	4.00 (1.15)
2回目	2.57 (1.31)	3.50 (1.60)
3回目	2.57 (1.38)	3.16 (1.34)
4回目	2.21 (0.89)	3.33 (1.70)

注) 確信度は「わからない」と回答した参加者のデータを除いたものを表記した。標準偏差値は括弧内に記した。



## 考察

本研究では、「わからない」判断を選択肢に加えた場合、単独面通し識別の繰り返しに対する面接者の誘導を抑制することは可能かどうか、前述した検討課題 (a), (b), (c) について検討を行った。まず (a) に関して、面接者が誘導的な態度で識別手続きを行った条件の参加者は、誘導なし条件に比べて単独面通し写真を正棄却できず、識別を誤った。つまり、「わからない」判断を識別の選択肢に加えたとしても、面接者による誘導の効果は抑制されず、単独面通し写真の人物がターゲットであると参加者が誤って判断しやすいことが明らかになった。次に (b) に関して、誘導あり条件の方が、識別判断に変遷があった参加者の数が誘導なし条件よりも有意に少なかった(誘導あり条件では28名中2名、誘導なし条件では24名中7名)。このことから、誘導なし条件では識別試行ごとに記憶状態の評価が行われたために判断が変遷したのに対し、誘導あり条件では記憶状態の評価が行われにくく、そのために最初の識別判断が維持されたことが推察される。しかしながら、(c) に関して、識別に対する確信度評価においては、誘導あり条件と誘導なし条件の間で差は見られず、誘導による確信度の上昇は見られなかった(Table 4)。このことは、「わからない」判断が記憶状態の評価を促した可能性も排除できないが、本研究の参加者が誘導に気づいていたことから生じた可能性も考えられる。Garrioch & Brimacombe (2001) の研究では、面接者の誘導が参加者の確信度を上昇させたが、参加者は誘導されていることに気づいていなかった。つまり、誘導に目撃者が気づいた場合、確信

度は誘導の影響を受けない可能性がある。だが、繰り返しの効果は有意傾向であり、1回目から4回目にかけて確信度は低下した (Table 4)。3回目以降の確信度評価は2週目に行われたために、この時間的経過によって低下したものと考えられる。

本研究では面接フェイズ終了後の印象評定で、誘導あり条件の参加者は誘導なし条件よりも面接者の印象を、親しみやすかったと評価していた (6.14 vs. 5.12)。このことから、誘導あり条件の面接者は、写真の被疑者がターゲットであるという供述を参加者から引き出しやすくするため、参加者が話しやすい関係性の構築に努めていたことが推測される。本研究の参加者がなぜ適切な記憶評価を行うことができず、誘導の影響を受けたのかは、親しみやすさの違いとも関連し、次のような可能性が推測できる。記憶が正確に形成されている場合には、参加者の識別は「はい」、「いいえ」反応のどちらか明確に分かれる。だが、各識別試行における判断の分布を見ると、誘導あり条件では「わからない」判断が25%~32%の間に分布するのに対して、誘導なし条件では58%~66%の範囲に分布する (Table 3)。これを、誘導なし条件の低い「はい」判断率に比較して (8%~25%)、誘導あり条件における高い「はい」判断率 (68%~75%) を合わせて考えると、誘導がない場合には記憶状態評価が比較的適切に行われていたことが分かる。その結果として、誘導なし条件では人物の正確な記憶が形成されていないために、識別試行ごとに判断が変遷したと推察できる。これに対して、誘導あり条件では面接者の言語的・非言語的情報に依存してしまい、識別

試行ごとに記憶評価が適切に行われていないために、最初の識別を2回目以降も維持した可能性が指摘できる。むしろ、適切な記憶評価が行われないことによって、面接者から得られる情報が正確性を示すものであると判断され、自己の記憶に取り込んで判断している可能性がある。

これらを説明する理論として、他者から与えられた情報を誤って自らの記憶に取り込む記憶の同調効果が考えられる (Roediger, Meade, & Bergman, 2001; Meade & Roediger, 2002)。Hope et al., (2008) によれば、出来事について話し合いをする相手との関係が近いほど、相手からの情報を誤って自分の記憶として取り込みやすい。言い換えれば、相手に好意的な感情を持つ場合、その人物から与えられる情報の評価は十分に行われず、記憶に取り込まれやすくなる。また、自己の記憶に対する確信度が低い場合、外的手がかり（たとえば、面接者の発言やアイコンタクト）に依存しやすくなることと (Bradfield et al., 2002), 誘導あり条件の確信度が比較的低いこと (2.21~2.89) を併せて考慮すれば (Table4), 本研究の参加者が識別を行う際の判断基準は低下しており (Greathouse & Kovera, 2009), 面接者から与えられる情報を記憶に取り込み、誘導されやすい状態であったことが指摘できる。

以上のことから、本研究では単独面通しで「わからない」判断を導入したとしても、誘導を抑制することは難しいことが示された。誘導がない場合の単独面通し識別においては、「わからない」判断の有用性が示されているが、面接者が誘導的な場合は、「わからない」判断を導入してもその影響を排除できなかつ

た。記憶への誘導の影響は1回目の識別から現れ、その効果は4回の識別を通して維持されたため、極めて強力である。これは誘導が記憶の自己評価を妨害するために、正確に自己の記憶状態を把握することが困難になった可能性が指摘できる。また、目撃者は誘導を与える人間に親近感すら覚え、そのために自己の判断の曖昧さを、その親近感によって補償しているのかもしれない。

研究1では、誘導の操作として、ターゲットを指示する発言を除いて、具体的な発言は面接者に委ねられていた。しかし、この手続きでは面接者間で実際に誘導として用いられた発言が異なっていた。したがって、面接者の誘導となる具体的な発言を統制して誘導の効果を検証する必要がある。また、これまで検討した先行研究からも明らかであるように、面接者の誘導や、識別手続きの繰り返しが行われるのは単独面通しだけではない。そのため、本研究の結果が同時呈示ラインナップや継時呈示ラインナップにおいても普遍的なものかどうかを、今後比較検討する必要があるであろう。そこで研究2では、面接者の発言内容をコントロールし、さらに同時呈示ラインナップを用いて誘導効果の検討を行うこととする。

## 3 章

### 研究 2

直後再生と同時呈示ラインナップを用いた検討

## 目的と仮説

研究 1 では「わからない」判断の導入が面接者の誘導を抑制できるかどうかについて、単独面通しを用いて検討を行った。その結果、面接者の誘導が「わからない」判断は抑制する効果は検出されなかったが、面接者の誘導がない場合では誘導があるときよりも誤識別率を低下することを示した。しかしながら、研究 1 ではどのような面接者の発言が誘導となり、誤識別に繋がったのかは明確ではなかった。そのため、面接者の誘導となる発言を統一する必要がある。また、「わからない」判断が誘導を抑制しないという結果は、単独面通しの状況によるものであり、他の写真呈示方法でも同様の結果が得られるかどうか検討する必要がある。

そこで、研究 2 では面接者が識別時に参加者へ与える教示を一定に固定させる。誘導なし条件では、米国司法省が発行しているガイドラインに則った手続きを採用し (U.S Department of Justice, 1999)、面接者による識別への干渉を減らす。誘導あり条件では、誘導を引き起こし、選択を促す教示を複数の先行研究を参考に作成する (Clark et al., 2009 ; Greathouse & Kovera, 2009 ; Semmler et al., 2004)。

そして、研究 1 において「わからない」判断を識別判断の選択肢として導入するだけでは誘導を抑制できなかったことから、研究 2 では、「わからない」判断の導入に加えて、目撃直後の自由再生が誘導を抑制できるかどうか検討を行う。目撃直後に自由再生を行う理由は次の 2 点である。(a) テスト効果研究

(Chan, McDermott, & Roediger, 2006 ; Roediger & Karpicke, 2006) によれば、学習の直後に行う想起課題（直後再生）は記憶の保持を強化する。テスト効果とは、単語などを学習した後に直後再生（テスト）を行うと、その後に行われる最終テストの成績が、直後再生を行わず、学習だけを繰り返した条件に比べて高くなる現象である。目撃した出来事について目撃者が直後再生を行った場合、目撃内容の保持が強化されるのであれば、誤情報に対する影響の受けやすさの程度（以下、被暗示性）が軽減され、誤情報の影響を受けにくくなる可能性がある。そして、誘導的な面接者から与えられる言語的・非言語的情報が誤情報と同様の役割を為すのであれば、目撃直後に自由再生を行った目撃者は、自由再生を行わなかった目撃者よりも誘導の影響を受けにくいことが予測される。次に、(b) 日常場面において、目撃者が目撃直後に識別を行うことは考えにくく、識別を行うより先に、事件の通報時や、現場に駆けつけた警察官に対して一度想起を行っていると考えられる。そこで研究 2 では生態学的妥当性を考慮し、識別に対する直後再生の影響を検討する。

研究 2 においても、研究 1 同様にターゲットが呈示写真に含まれない状況を設定するため、ラインナップからいずれかの人物を選んだ場合は誤識別、ラインナップの中にターゲットはないと判断した場合が正棄却となっている。このような設定で、研究 2 は次の仮説を検証する。まず、誘導あり条件は誘導によって記憶評価が妨害されるために、誘導なし条件に比べていずれかの人物を選択する割合（誤識別率）が増加するだろう。この時、誘導の有無に関わらず、

直後再生がある場合は記憶の保持が強化されるため、再生がない場合に比べて誤識別率が低下するであろう。つまり、誘導なし条件で直後再生を行った場合は、「わからない」判断の導入により記憶評価が促されることに加え、直後再生によって記憶の保持が促進されるため、誘導なし条件で直後再生を行った場合の方が、誘導あり条件で直後再生を行った場合よりも誤識別率が低く、正棄却率と「わからない」判断率が高いであろう。また、誘導あり条件で直後再生を行わなかった場合は、誘導によって記憶評価が妨害されるだけでなく、直後再生による記憶の保持の強化が行われないため、誘導なし条件で直後再生を行わなかった場合よりも誤識別率が高くなり、正棄却率と「わからない」判断率が低いであろう。したがって、誘導なし条件で直後再生がある場合が最も誤識別率が低く、誘導あり条件で直後再生がない場合が最も誤識別率が高くなることが予想される。

## 方法

### 要因計画

2 要因の参加者間計画とした。第 1 要因は面接者の誘導の有無（誘導あり条件 / 誘導なし条件）を要因とした参加者間計画であり、第 2 要因は目撃直後の直後再生の有無（直後再生あり条件 / 直後再生なし条件）を要因とした参加者内計画であった。



## 面接者

大学院生 3 名（男性 2 名，女性 1 名，平均年齢 23.66 歳（ $SD = 0.47$ ））が面接者として実験に参加した。このうち，誘導あり条件に 2 名，誘導なし条件に 1 名が，各条件に振り分けられた。面接者は事前に実験手続きについて説明を受け，面接時に行う教示は準備された一定のものを暗記した。

## 実験参加者

18 歳から 23 歳の大学生の男女 59 名（男性 20 名，女性 39 名，平均年齢 18.92 歳（ $SD = 1.41$ ））が面接を受ける被面接者として実験に参加した。

## 材料

### 模擬犯罪映像

2 分程度の映像を 3 本用意した。1 本は大学の構内を写したもので，女性が荷物を置いて席を離れている間に男が現れ，女性の鞆から財布を盗んで立ち去るという置き引きを模した映像であった。他 2 本は参加者に実験目的を悟られないように用意した映像で，人が行き交う街の様子を映したものであった。

### 識別用写真

同時呈示ラインナップは 6 枚の写真で構成し，これをコンピューター画面に呈示して識別に用いた。ラインナップにはターゲットは含まれていなかった。

## 識別前アンケート

識別に入る前の導入として参加者へ実施するアンケートを用意した。後に続く識別手続きにおける、面接者との円滑なやり取りを促進するための質問として、参加者の興味のある講義や、人の顔を覚える能力についての質問が含まれていた。アンケートの最後に、識別を行う前の確信度として、映像で見た人物を正確に識別する確信度の程度を 0%から 100%の間で求める質問を用意した。

## 面接用シート

面接者の記録用紙として、識別結果、識別に対する確信度を記入するシートを用意した。シート上部には面接日、面接者と参加者の氏名、性別、年齢をそれぞれ記入する欄を設けた。参加者の識別結果として、「選択した写真番号」、「この中に犯人はいない」、「わからない」の選択肢のいずれかを記入し、そして識別に対する確信度には 0%から 100%で記入できる欄を設けた。

識別に使用するラインナップ写真にはターゲットは含まれないため、いずれかの写真を選択した場合は誤識別となり、目撃した人物はいないと否定する判断は正棄却となる。

## 印象評定尺度

実験の感想や、面接者の評価を参加者に求めるアンケートとして、10 項目の質問紙を用意した。このうち 4 項目は面接者に対する印象を尋ねる質問であつ

た。それらは、「威圧感の程度」、「親しみやすさの程度」、「誘導の程度」、「面接者の確信度」の 4 項目で、それぞれ 7 段階のリッカート法尺度で構成されていた。(Table 5)

## 手続き

手続きは大きく分けて目撃フェイズ、自由再生フェイズ、面接フェイズの 3 つのフェイズに分かれていた。

## 目撃フェイズ

被面接者となる参加者はすべて、目撃フェイズに最大 3 名の小集団で参加した。実験者は参加者に、動画を視聴した後に課題を行い、その後に面接形式で動画について質問すると説明し、承諾書に記入を求めた。そして承諾書の記入後、動画を再生した。目撃場面は単独で生じるものではなく日常場面のうちの一つであるため、映像は 3 本再生し、順番は参加者ごとにカウンターバランスを取った。すべての動画を視聴後、実験者は参加者にこれ以降、他の参加者と映像について相談したり、意見を述べたりすることを禁じた。

## 自由再生フェイズ

目撃フェイズ終了後、参加者は直後再生あり条件と直後再生なし条件に分けられた。直後再生あり条件の参加者は、映像の内容や登場した人物の特徴につ

いて、できる限り正確かつ詳細に思い出し、A4 用紙に記入するようを求めた。記入は 8 分間行い、8 分以内に回答が終わってしまっても、時間内は思い出す努力を続けるよう教示を行った。直後再生なし条件の参加者は同じく 8 分間、論理パズル（数独）を行った。

課題終了後、すべての条件の参加者が挿入課題として別の論理パズル（ピクロス）を 15 分間行った。

## 面接フェイズ

参加者は一人ずつ面接フェイズに参加した。自由再生フェイズ後、実験者は参加者に、財布が盗まれた映像について覚えているか尋ねた。本研究では窃盗の映像について覚えていない参加者はいなかった。そして実験者は参加者に、面接で尋ねられる質問は実験室で観た動画の中で目撃した人物についてであるとの説明を行い、別室で待機していた面接者と参加者を引き合わせた。

面接者は識別前アンケートの実施後、参加者に教示を行い、ラインナップを呈示して回答を求めた。各条件に行った教示は次の通りである。誘導あり条件では、「これからあなたに写真を複数呈示し、あなたが犯人を識別できるかどうか見たいと思います」と言ってから写真を呈示した。そして「さっきの人もなんですが、\_\_番っていう人が多いんですよね。どうでしょうか。他の写真とも比べて、とにかくゆっくり、一枚ずつよく見て選んでください」と教示を行った。すぐに参加者からの反応が得られなければ、適宜「急ぐ必要はないのでゆ

っくり見てください」,「識別できない場合は, それでもいいので, そのように教えてください」と促した。「識別できるかどうか」や「できない場合は」という教示は, 選択できない, 選択を行わないことは能力の欠如, あるいは失敗であることを暗示した。また, 「\_\_番っていう人が多いんですが」という発言は他の目撃者識別への同調を促すものであり, 実際にはいないターゲットが写真の中にいることを示唆した (Clark et al., 2009 ; Greathouse & Kovera, 2009 ; Semmler et al., 2004)。面接者が言及する写真の番号は参加者ごとに1番から6番までカウンターバランスをとって指定した。

誘導なし条件では, 米国司法省が発行しているガイドラインに則り, 写真を呈示する前に次の教示を行った (Technical Working Group for Eyewitness Evidence, 1999)。「これから複数の人物写真をお見せします。写真の中にあなたが目撃した犯人はいるかもしれませんし, いないかもしれません。また, 犯人の見た目は時間経過により, あなたが目撃した時と異なっているかもしれませんので, 注意して見てください」。その後面接者は識別に影響を与えないよう, 参加者の斜め後ろに立って写真を呈示し, 識別判断を求めた。いずれの条件においても, 識別判断は「犯人だと思う人物写真の番号」, 「この中に犯人はいない」, 「わからない」の中から選択するよう求めた。そしてすべての参加者に識別判断に対する確信度を求めた。面接者は参加者の回答をすべて面接シートに記入し, 面接を終了した。

面接フェイズ終了後, すべての参加者は再び実験者と別室に移動し, 面接者

に対する印象評定を行った後にデブリーフィングを受けた。実験時間は約 45 分程度であった。

## 結果

### 印象評定尺度

項目ごとの評定平均値を Table 5 に示した。誘導あり，誘導なし条件の間で面接者に対する印象評定に差があるかどうか，「威圧感の程度」，「親しみやすさの程度」，「誘導の程度」，「面接者の確信度」の 4 項目に対して  $t$  検定を行ったところ，「威圧感の程度」では条件間で有意傾向 ( $t(57) = 1.89, p < .10$ )，「誘導の程度」で有意な差がみられた ( $t(57) = 6.81, p < .01$ )。つまり，誘導あり条件の参加者は，誘導なし条件よりも面接者が威圧的であると感じる傾向にあり (1.60 vs. 1.26)，誘導なし条件の参加者は，誘導あり条件の参加者よりも面接者が誘導的であったと感じていたことが示された (1.94 vs. 4.75)。

Table 5  
印象評定尺度平均値

質問項目	誘導あり条件	誘導なし条件	p値
1. 面接者は親しみやすかったですか？ (1: とても親しみやすくなかった ~ 7: とても親しみやすかった)	6.18 (0.98)	6.48 (0.85)	.20
2. 面接者の態度は威圧的でしたか？ (1: とても威圧的でなかった ~ 7: とても威圧的だった)	1.60 (0.78)	1.26 (0.63)	.06 <sup>†</sup>
3. 面接者はあなたを誘導しようとしたか？ (1: とても誘導的でなかった ~ 7: とても誘導的だった)	4.75 (1.64)	1.93 (1.52)	.00**
4. 面接者は写真の中に犯人がいるとどの程度確信していたと思いますか？ (1: まったく確信していなかった ~ 7: とても確信していた)	4.28 (1.48)	3.77 (1.43)	.18

注) 括弧内に標準偏差値を記した。p < .10<sup>†</sup> p < .01\*\*

## 識別結果

いずれかの人物をターゲットであると識別した誤識別を「選択 (false alarm: FA)」, 「この中に犯人はいない」判断を「正棄却」として, 試行ごとの識別判断人数を Table 6 に示した。識別判断に対する誘導と直後再生の効果を調べるため, 2 (誘導の有無: 誘導あり条件 vs. 誘導なし条件) × 2 (直後再生の有無: 直後再生あり条件 vs. 直後再生なし条件) × 3 (識別判断: 「選択」 vs. 「正棄却」 vs. 「わからない」) の階層対数線形分析を行ったところ, 誘導の有無と識別判断(3 択)の交互作用が  $\chi^2$  値に基づき最終モデルとして選択され ( $\chi^2(6) = 0.62$ ,  $p = 0.99$ ), 誘導の有無と識別判断の交互作用が有意であった ( $\chi^2(2) = 32.77$ ,  $p < .01$ )。つまり, 直後再生の効果は認められず, 誘導の有無によって識別判断率に違いが見られた。そこで, 誘導あり条件と誘導なし条件間で「選択」, 「正棄却」, 「わからない」判断の頻度に差があるかどうか, 残差分析 (Haberman, 1973) を行ったところ, 誘導あり条件の選択頻度は, 誘導なし条件よりも多く, 誘導あり条件の正棄却と「わからない」判断は, 誘導なし条件よりも少なかった ( $\alpha = .05$ )。



Table 6  
 写真呈示条件ごとの識別判断人数

直後再生	誘導あり条件 (n = 28)		誘導なし条件 (n = 31)	
	あり (n=13)	なし (n=15)	あり (n=15)	なし (n=16)
選択	13 (1.00)	15 (1.00)	5 (.23)	7 (.43)
正棄却	0 (.00)	0 (.00)	4 (.27)	3 (.19)
わからない	0 (.00)	0 (.00)	6 (.50)	6 (.38)

注) 括弧内に割合を記す。「選択」はターゲットを含まないラインナップからいずれかの人物を選択する誤識別である。

## 確信度

確信度の評価平均値を算出し、Table 7 に示した。誘導の有無と、直後再生の有無、確信度評価の繰り返し（識別前・識別後）を要因とする、3 要因混合計画の分散分析を行ったところ、誘導の有無と、確信度評価の繰り返しの交互作用が認められた( $F(1,55) = 12.34, p < .01$ )。そして単純主効果の検定を行ったところ、識別後の確信度の高さに対して誘導の有無の単純主効果が有意であった( $F(1,55) = 20.47, p < .01$ )。また、誘導あり条件、誘導なし条件それぞれに対して、確信度評価の繰り返しの効果が有意であった( $F(1,55) = 12.34, p < .01$ )。つまり、誘導あり条件では識別後に確信度が低下しているのに対して、誘導なし条件では識別後が上昇した。そして、識別前の確信度評価に、誘導あり条件と誘導なし条件の間に有意な差はないが、識別後の確信度評価は、誘導なし条件の方が誘導あり条件よりも高かった。「わからない」判断を行った参加者を除外して同様の分析を行ったが、上記の結果に変化はなかった。

Table 7  
条件別確信度平均値

	試行		
	自由再生	識別前	識別後
誘導あり条件	あり	34.53 (15.76)	22.53 (13.18)
	なし	38.86 (17.21)	29.10 (18.11)
誘導なし条件	あり	33.86 (18.18)	46.40 (24.10)
	なし	43.43 (15.99)	49.06 (22.80)

注) 標準偏差値を括弧内に記した。

## 考察

研究 2 では、「わからない」判断の導入に加えて、目撃直後の直後再生が誘導を抑制できるかどうか検討を行った。まず、誘導あり条件の参加者は、誘導なし条件の参加者よりも選択率が高く、正棄却、「わからない」判断を選択することができなかった。このことから、誘導がない場合は、「わからない」判断の導入によって、参加者の適切な記憶評価を促すことができるが、誘導がある場合は記憶評価を妨害するために、写真を棄却したり「わからない」判断を選んだりすることを促進する効果が低減し、適切な判断を行うことが難しくなることが示唆された。これは、研究 1 の結果と符合する。次に、直後再生の有無による差は、識別判断傾向、確信度評価いずれにも見られなかった。識別前の直後再生が、識別の正確性（正棄却率）に影響を与えなかったことから、識別課題前の直後再生が記憶の保持を促進したとはいえない。

識別判断の正確性に直後再生の効果が生じなかった理由には、課題の予測性が考えられる。学習後直後に学習内容についてテスト（直後再生）を行うと、再生を行わずに学習を繰り返した条件よりもテスト成績が良いことを示したテスト効果研究のパラダイムでは、参加者が呈示された単語などの学習項目が、後でテストされることを実験者に伝えられて学習を行う意図学習であり、直後再生時にも最終テストにおいて同様の学習項目が問われることを参加者は知っていることが多い（Carpender & DeLosh, 2006 ; Roediger & Karpicke, 2006）。しかし、本研究の参加者は、動画を視聴する段階では、どの動画について尋ね

られるかわからない無意図的学習であった。また、直後の直後再生時には、次に写真を見せられてターゲットを識別するという再認課題があることも知らされていなかった。このため、ターゲットを識別するのに必要な、ターゲットの容貌などについての想起を直後再生時に十分行えなかった可能性がある。テスト効果が生じるには、直後再生時に学習項目を正確に想起しておく必要がある。そのため、直後再生時にターゲットの容貌について想起しなかった、あるいはできなかった参加者は、識別時に記憶の中のターゲットを正確に想起することができなかった可能性がある。その結果、直後再生を行ったとしても、ラインナップの写真と自らの記憶の中のターゲットとの比較ができず、直後再生を行わなかった条件との差が生じなかったと解釈できる。

本研究では、識別に対する確信度評価について、識別前は誘導の有無による確信度評価に差はなかったが、識別後は誘導なし条件の方が誘導あり条件よりも高くなった (Table 7)。つまり、誘導あり条件は識別後に確信度が低下したのに対して、誘導なし条件は確信度が上昇した。誘導あり条件が、誘導なし条件の参加者に比べて、面接者が誘導的であったと評価したことから (Table 5)、誘導あり条件の参加者には、自分自身の記憶を根拠に識別を行ったのではなく、面接者からの誘導に促されて識別を行ったという意識があったのかもしれない。言い換えれば、誘導あり条件の参加者が面接者から与えられた情報を、識別判断と確信度判断に取り入れていることが推察できる。

同時呈示ラインナップを用いた研究 2 では、単独面通し識別を用いた研究 1

と同様に、誘導に対する「わからない」判断の抑制効果は認められなかった。これは、同時呈示ラインナップ、単独面通しそれぞれで仮定されている判断方略、すなわち相対判断、絶対判断に関わらず、「わからない」判断の導入は有効ではなく、目撃者は誘導の影響を受けることを示している。しかしながら、単独面通しと同時呈示ラインナップの両条件を設けて「わからない判断」の誘導抑制効果を検討してはいないため、相対判断と絶対判断に対する「わからない判断」が持つ効果の違いを直接比較することはできない。そこで研究 3 では、誘導に対する「わからない」判断の抑制効果について、同時呈示ラインナップと単独面通しの比較検討を行う。

## 4 章

### 研究 3

同時呈示ラインナップと単独面通しの比較

## 目的と仮説

研究 1 と研究 2 では、単独面通し、同時呈示ラインナップどちらの写真呈示方法においても、「わからない」判断の導入は面接者の誘導を抑制しないことが示唆された。

識別時に利用される方略として、単独面通しでは絶対判断、同時呈示ラインナップでは相対判断が仮定され、誤識別率に対する絶対判断の優位性が示されている(Lindsay et al., 1991 ; Lindsay & Wells, 1985)。だが、誘導の影響下では、絶対判断、相対判断どちらの方がより正確であるか、「わからない」判断の有効性が呈示方法によって異なるかどうかはこれまで検討されていない。したがって、誘導や識別の繰り返しが行われたとしても、絶対判断の方が、相対判断よりも誤識別率が低いことが示されるのであれば、実務場面においてどのような写真呈示方法を目撃者識別で採用すべきかに対する重要な知見となるだろう。

そこでこの研究 3 では、「わからない」判断の導入が誘導的な識別手続きの繰り返しに及ぼす影響について、同時呈示ラインナップと単独面通しの比較検討を行う。仮説は以下の二つを設定する。(a) 誘導は記憶評価を妨害するため、いずれの写真呈示方法においても、誘導あり条件の誤識別率は、誘導なし条件よりも高くなり、かつ識別を繰り返しても、誘導によって記憶評価が妨害され、以前の識別判断が見直されることはないため、同じ判断が誘導なし条件よりも維持されることが予想される。(b) 単独面通しが呈示される条件では絶対判断が



利用され、相対判断が仮定されている同時呈示ラインナップよりも厳しい判断基準が設定されることが想定されることから、誘導の有無に関わらず単独面通し識別を行った参加者の方が、同時呈示ラインナップを用いた参加者よりも誤識別率が低いであろう。

## 方法

### 要因計画

3 要因の混合要因計画とした。第 1 要因は面接者の誘導の有無（誘導あり条件 / 誘導なし条件）を要因とした参加者間計画であり、第 2 要因は写真呈示方法の種類を要因とした参加者間計画（単独面通し / 同時呈示ラインナップ）、第 3 要因は識別の繰り返し（1 回目 / 2 回目）を要因とした参加者内計画であった。

### 面接者

大学の学部生 6 名（男性 2 名、女性 4 名、平均年齢 22.2 歳（ $SD=1.47$ ））が面接者として実験に参加した。このうち、誘導あり条件に 2 名、誘導なし条件に 4 名が、各条件に振り分けられた。

### 実験参加者

18 歳から 22 歳の大学生の男女 75 名（男性 34 名、女性 41 名、平均年齢 19.0 歳（ $SD=1.05$ ））が面接を受ける被面接者として実験に参加した。

## 映像刺激

研究 2 と同じものを使用した。

## 識別用写真

ターゲットとの類似度の違いによって、特定の人物写真による差が生じないようにするため、識別用の写真は、呈示方法ごとに 3 種類用意した。単独面通し写真は、ターゲットと特徴が類似する男性の顔写真を 3 枚用意し。同時呈示ラインナップは 6 枚の写真で構成した。このうち、常に 4 番の写真には、単独面通しで用いた 3 枚の人物写真のいずれかを呈示しカウンターバランスをとった。残りの 5 枚は常に同じ写真を呈示した。識別用写真は 1 回目と 2 回目の識別で同じものを使用した。いずれの条件の写真にもターゲットは含まれていなかった。

## 面接用シート

面接シートは面接者が実験者の定めた順番で質問を行い、面接を円滑に行えるよう用意した。面接者はこのシートに従って質問を行い、それに対する参加者の回答をこのシートに記入し、表紙には面接日、面接者と参加者の氏名、性別、年齢をそれぞれ記入する欄を設けた。質問紙は、これから行う識別で正しく識別を行う自信があるかどうか確信度の評定を求める質問項目、識別結果、識別に対する確信度評定、そして目撃内容や犯人の服装、容姿、行動などを尋

ねるオープン質問を含む合計 8 項目で構成した。質問項目の内訳と、その順番は Table 8 に示した。

本研究では、面接者の発言を一定にするため、識別時に面接者が参加者に与える教示文を面接シートに示した。誘導あり条件の教示には Clark et al. (2009) が用いたターゲットと写真の人物の類似性へ注意を向けるよう促す教示文を使用した。

誘導あり条件の教示には Clark et al. (2009) が用いたターゲットと写真の人物の類似性へ注意を向けるよう促す教示文を使用した。単独面通しを呈示する誘導あり条件の場合は、「この人物は女性の財布を置き引きした人物と似ていますか」と尋ね、誘導なし条件では、「女性の財布を置き引きしたのはこの人物ですか」と尋ねた。いずれの条件も識別判断は「はい」、「いいえ」、「わからない」から選択するよう教示し、「はい」と回答した参加者に対しては、「この人物が犯人でしょうか」と最終確認を行い、再び「はい」、「いいえ」、「わからない」から選択するように求めた。同時呈示ラインナップを呈示する誘導あり条件の場合は、「この中に女性の財布を置き引きした人物と似ている人物はいますか」と尋ね、これに対する識別判断は、「犯人だと思う人物の写真番号」、「いいえ」、「わからない」の 3 つから選択するよう教示した。誘導なし条件では、「女性の財布を置き引きした人物はこの中にいますか」と尋ねた。誘導の有無に関わらず、写真に含まれるいずれかの人物を選択した場合は、「その人物が犯人でしょうか」と最終確認を行い、「はい」、「いいえ」、「わからない」の 3 つから選択す

るよう教示した。識別に使用する写真にターゲットは含まれないため、いずれの条件においても特定の人物を見たとき肯定する判断は誤識別となり、目撃した人物はいないと否定する判断は正棄却となった。最初の識別判断で「はい」判断、あるいはいずれかの写真の人物を選んだ場合に、最終確認で「いいえ」、「わからない」に変化した場合は、最終確認後の判断を最終識別結果として記録した。

オープン質問の項目にはそれぞれ「犯人の○○について参加者に尋ねてください」と、参加者への質問項目が呈示されていた。

面接シートは1週間後と2週間後の面接でも同一のものを使用した。このため、参加者は2回の面接を通じて識別を2試行、その前後に確信度評定を4試行、オープン質問に対する直後再生を2試行、行うよう構成されていた。

Table 8  
面接シートの構成

項目	尺度
1. 識別で正しく識別を行う自信がどの程度あるか	1 (かなり自信がない) ~ 7 (かなり自信がある)
2. 識別	
3. 2の判断に対する現在の確信度	1 (かなり自信がない) ~ 7 (かなり自信がある)
4. 目撃した出来事について	自由再生
5. 犯人の服装	自由再生
6. 犯人の顔, 髪型, 身長, 印象	自由再生
7. 犯人の行動	自由再生
8. 目撃者が気づいたこと・気になったこと	自由再生

## 印象評定尺度

研究 1 で用いた参加者の面接者に対する印象を尋ねる質問紙を使用した。質問項目は、面接者の「質問のわかりやすさ」、「威圧感」、「親しみやすさ」、「誘導性」、「話しやすさ」を尋ねる 5 項目であり、それぞれ 7 段階のリッカート法尺度で構成されていた (Table 9)。

## 手続き

### 目撃フェイズ

被面接者となる参加者はすべて、目撃フェイズに 1 人ずつ参加した。実験者は参加者に、映像を 3 本見て、それぞれの動画について印象を評定してもらった後、それについてさらに詳しく面接で訊きたいという旨のカバーストーリーを説明した。映像の順番はカウンターバランスを取って呈示し、一本映像が終わるごとに印象評定用の質問紙を渡して回答を求めた。すべての動画を視聴後、実験者は財布が盗まれた映像について覚えているか尋ね、覚えていた参加者は面接フェイズに進んだ。本研究で映像について覚えていない参加者はいなかった。

### 面接フェイズ

目撃フェイズ後、実験者は参加者に、面接で尋ねられる質問は財布が盗まれ

た動画の中に出てきた窃盗犯についてであるとの説明を行い、別室で待機していた面接者と引き合わせた。面接の冒頭、参加者は面接者から、面接の目的は捜査の裏付け調査であるとの説明を受けた後、面接シートに基づいた面接者からの質問に回答した。2回目の面接フェイズは1週間後、1回目と同一の面接者が同様の手続きで行った。実験者は参加者に、前回と同じ面接をもう一度受けてもらおうと説明し、面接者と引き合わせた。2回目の面接フェイズ終了後、参加者は別の実験室に移動し、面接者に対する印象評定尺度に回答した。手続き終了後、実験者はすべての参加者にデブリーフィングを行った後、参加報酬（500円分のクオカード）を渡し、実験を終了とした。実験時間は1回と2回目それぞれ約45分であった。

## 結果

### 印象評定尺度

項目ごとの評定平均値を Table 9 に示した。誘導あり、誘導なし条件の間で面接者に対する印象評定に差があるかどうか、「威圧感の程度」、「親しみやすさの程度」、「誘導の程度」の3項目に対して  $t$  検定を行ったところ、条件間で有意な差がみられた。（それぞれ、 $t(73) = 2.63, p < .01$  ;  $t(73) = 2.42, p < .05$  ;  $t(73) = 2.74, p < .01$ ）。「質問の分かりやすさ」、「話しやすさの程度」には条件間で差はなかった。この結果と各条件の平均値から、特定の条件で面接者の質問が分かりにくいということや、答えづらいということとは認められなかった。誘

導なし条件の参加者は、誘導あり条件の参加者よりも面接者に親しみを感じていた一方、誘導あり条件の参加者は、誘導なし条件の参加者に比べて威圧的で(1.86 vs. 1.31)、誘導的であったと感じていたことがわかった(3.35 vs. 2.25),



Table 9  
印象評定尺度平均値

質問項目	誘導あり条件	誘導なし条件	p値
1. 面接者の質問は分かりやすかったですか？ (1: とても分かりにくかった ~ 7: とても分かりやすかった)	6.14 (0.89)	6.25 (0.80)	.581
2. 面接者の態度は威圧的でしたか？ (1: とても威圧的でなかった ~ 7: とても威圧的だった)	1.86 (1.08)	1.31 (0.54)	.001**
3. 面接者は親しみやすかったですか？ (1: とても親しみやすくなかった ~ 7: とても親しみやすかった)	5.26 (1.22)	5.91 (1.06)	.018*
4. 面接者はあなたを誘導しようとしたか？ (1: とても誘導的でなかった ~ 7: とても誘導的だった)	3.35 (1.73)	2.25 (1.70)	.008**
5. 面接者に対して、話しやすかったですか？ (1: とても話しにくかった ~ 7: とても話しやすかった)	5.78 (1.04)	6.22 (0.87)	.063

注) 括弧内に標準偏差値を記した。p < .05\* p < .01\*\*

## 識別結果

最終確認を取った後の判断を識別結果として集計した。単独面通し条件の「はい」判断と、同時呈示ラインナップ条件でいずれかの人物をターゲットであると識別した誤識別を「選択」、単独面通し条件の「いいえ」判断と同時呈示ラインナップ条件の「いいえ」判断を「正棄却」として、試行ごとの識別判断人数を Table 10 に示した。

識別判断に対する誘導の有無、写真呈示方法、識別の繰り返しの効果を調べるため、2 (誘導の有無: 誘導あり条件 vs. 誘導なし条件) × 2 (写真呈示方法: 単独面通し vs. 同時呈示ラインナップ) × 2 (識別繰り返し: 1 回目 vs. 2 回目) × 3 (識別判断: 「選択」 vs. 「正棄却」 vs. 「わからない」) の階層対数線形分析を行ったところ、カイ二乗値を基準として誘導の有無と写真呈示方法の交互作用、写真呈示方法と識別判断の交互作用が最終モデルとして選択された ( $\chi^2(16) = 3.41, p = 0.99$ )。誘導の有無と写真呈示方法の交互作用は有意ではなく、写真呈示方法と識別判断の交互作用のみが有意であった ( $\chi^2(2) = 59.41, p < .01$ )。つまり、誘導の有無と識別の繰り返しの効果は認められず、写真呈示方法の種類間で識別判断率に違いが見られた。そこで、写真呈示条件間で「選択」、「正棄却」、「わからない」判断の頻度に差があるかどうか、残差分析 (Haberman, 1973) を行ったところ、同時呈示ラインナップ条件の選択頻度は、単独面通し条件よりも多く、単独面通し条件の正棄却は、同時呈示ラインナップよりも多かった。「わからない」判断の頻度に差はなかった ( $\alpha = .05$ )。

識別判断を試行間で変えた参加者がいたかどうかを条件別に調べたところ、一度でも識別判断を変えた参加者（たとえば、1回目の識別試行で「いいえ」と判断し、2回目では「はい」判断に転じた参加者）は誘導あり条件 43 名中 7 名、誘導なし条件では 32 名中 2 名であった。識別が変遷した参加者数に対して比率の差の検定を行ったところ、誘導の有無による差はなかった。写真の呈示方法の種類別変遷人数は、単独面通し条件では 32 名中 5 名、同時呈示ラインナップ条件では 43 名中 4 名であった。写真呈示条件間で変遷人数に差があるかどうか、カイ二乗検定を行ったところ、写真呈示方法による差はなかった。

Table 10  
 写真呈示条件ごとの識別判断人数

誘導あり条件					
単独面通し ( $n=21$ )			同時呈示ラインナップ ( $n=22$ )		
	1回目	2回目		1回目	2回目
はい	3 (.14)	3 (.14)	はい	16 (.73)	17 (.77)
いいえ	17 (.81)	15 (.72)	いいえ	4 (.18)	3 (.14)
わからない	1 (.05)	3 (.14)	わからない	2 (.09)	2 (.09)
誘導なし条件					
単独面通し ( $n=11$ )			同時呈示ラインナップ ( $n=21$ )		
	1回目	2回目		1回目	2回目
はい	2 (.18)	3 (.27)	はい	16 (.76)	15 (.72)
いいえ	8 (.73)	8 (.73)	いいえ	3 (.14)	3 (.14)
わからない	1 (.09)	0 (.00)	わからない	2 (.10)	3 (.14)

注) 括弧内に割合を記す。「選択」は単独面通し条件の「はい」判断と同時呈示ラインナップ条件でいずれかの人物をターゲットであると識別した誤識別, 「正棄却」は単独面通し条件の「いいえ」判断と同時呈示ラインナップ条件の「いいえ」判断である。

## 確信度

「わからない」判断に対する確信度は、評価できないとする参加者が多く、評価の基準が参加者によって異なっていた。そこで一度でも「わからない」と判断した参加者を分析対象から除き、確信度の評価平均値を算出した (Table 11)。確信度評定の平均値は誘導あり条件が 3.41 点 ( $SD=0.21$ ), 誘導なし条件が 3.48 点 ( $SD=0.18$ )であった。写真呈示条件ごとの確信度評定の平均値は、単独面通し条件が 3.69 点 ( $SD=0.21$ ), 同時呈示ラインナップ条件が 3.20 点 ( $SD=0.17$ )であった。そこで、誘導の有無と写真呈示方法の種類、識別の繰り返しを要因とする 3 要因混合計画の分散分析を行ったところ、繰り返しの主効果が有意であった ( $F(3,57) = 22.21, p < .01$ )。Ryan 法による多重比較の結果、1 回目と 2 回目はそれぞれ 3 回目と 4 回目、3 回目と 4 回目の間に有意な差が認められ、確信度が低下する傾向にあった。1 回目と 2 回目の間に差はなかった (それぞれ,  $MSe = 0.18, df = 57, p < .05$ ;  $MSe = 0.41, df = 57, p < .01$ )。

Table 11  
条件別確信度平均値

		試行			
		1回目	2回目	3回目	4回目
誘導あり条件	単独面通し	4.24 (1.14)	4.29 (1.40)	3.00 (1.53)	3.71 (1.31)
	同時呈示ラインナップ	3.44 (1.10)	3.00 (1.53)	2.50 (1.24)	3.11 (1.56)
誘導なし条件	単独面通し	3.90 (1.52)	4.70 (1.49)	2.30 (1.33)	3.40 (1.07)
	同時呈示ラインナップ	3.89 (1.23)	3.94 (1.30)	2.66 (1.68)	3.05 (1.90)

注) 確信度は「わからない」と回答した参加者のデータを除いたものを表記した。標準偏差値を括弧内に記した。

## 考察

本研究では、「わからない」判断の導入が誘導的な識別手続きの繰り返しに及ぼす影響について、同時呈示ラインナップと単独面通しの比較を行い、仮説 (a)、と (b) の検討を行った。まず仮説 (a) について、選択、正棄却、「わからない」判断の割合に面接者の誘導の有無、識別の繰り返しによる差はみられなかった。誘導なし条件の方が誘導あり条件よりも正棄却率、「わからない」判断の頻度が多かった研究 1 の単独面通しを用いた研究とは異なり、本研究の単独面通し条件では、これらの頻度に誘導の有無による差はなく、いずれの条件においても、「わからない」判断を選択した参加者が少なかった (0%~14%)。これは同時呈示ラインナップ条件においても同様であった (9%~14%) (Table 10)。そして、繰り返しの効果が見られず、試行間で識別判断を変えた参加者数に誘導の有無、写真呈示条件間で差がなかったことから、研究 3 では「わからない」判断の導入が参加者に適切な記憶状態評価を識別試行ごとに促したとは言えない。これらの事実は、仮説 (a) を支持しないものである。次に仮説 (b) について、写真呈示条件間では識別判断の割合に違いが見られ、単独面通し条件の方が、同時呈示ラインナップ条件よりも正棄却率が高かった。つまり、単独面通し条件の参加者が、写真の人物がターゲットではないと正確に判断できたのに対し、同時呈示ラインナップ条件の参加者はラインナップを棄却できず、いずれかの人物を誤って選択した。したがって本研究は、単独面通しで仮定される判断方略である絶対判断の、相対判断に対する優位性を支持するものである。ただし、

先述したとおり，誘導の有無による識別判断の違いに差が見られなかったため，誘導の影響下においても絶対判断の方が相対判断よりも優位であるかどうかは明らかにしていない。

本研究で「わからない」判断の導入が誤識別を抑制しなかった理由には次のような可能性が考えられる。まず，本研究の誘導あり条件の面接者は研究1や2とは異なり，誘導なし条件よりも威圧的だと参加者に認識されていた (Table 9)。この事実と，好意的な感情を持つ相手からの情報は，初対面の相手からの情報とは異なり，あまり精査されずに記憶に取り入れられやすいことを考え合わせると (Hope et al., 2008)，威圧的な面接者から与えられる言語的・非言語的情報は受け入れられず，誘導の影響を受けなかったのかもしれない。ただし，威圧感の評価に有意な差はあるものの，どちらの条件においても評定平均値はかなり低いため(1.86 vs. 1.31)，今後さらなる検討が必要である。



## 5 章

### 第Ⅱ部の総合考察

第Ⅱ部では誘導的な面接者が目撃者識別に及ぼす影響と、誘導を抑制する手段として識別の選択肢に「わからない」判断を導入する有効性を検討した。本章では研究1, 2, 3の結果から、誘導と「わからない」判断の導入が、目撃者の識別判断に与える影響について考察する。

まず、研究1から3までの結果をまとめる。単独面通しを用いた研究1、同時呈示ラインナップを用いた研究2では、それぞれ誘導なし条件は誘導あり条件よりも、正棄却率および「わからない」判断率が高く、誘導あり条件の参加者は呈示された写真を正確に棄却することができなかった。このことから、絶対判断、相対判断が仮定されるどの写真呈示方法を用いても、誘導は目撃者の適切な記憶評価を妨害すること、誘導がなければ「わからない」判断が目撃者の記憶評価を促すため、誘導あり条件よりも正棄却率が高いことが示唆された。研究3では、絶対判断（単独面通し）の方が相対判断（同時呈示ラインナップ）よりも正確性が高いことが示されたが、誘導の効果による差が識別判断に見られなかった。そのため、誘導の影響下では、絶対判断、相対判断どちらの方がより正確であるか、「わからない」判断の有効性が呈示方法によって異なるかを明らかにすることはできなかった。

研究3では、誘導の有無による識別判断率に違いが見られなかったため、選択率に何が影響したかを推測することは難しいが、研究1と2の結果は識別過程に内在する判断基準を仮定することによる説明が可能であろう。以下、この判断基準が識別においてどのように働くのか考察しよう。研究1と研究2では、

どちらにおいても誘導あり条件の選択率が誘導なし条件よりも高いことから (Table3, 10), 面接者の誘導は, 目撃者の判断基準に影響を与えている可能性が考えられる。呈示された人物が, 以前に見た人物であると判断するのに個人内で利用される判断基準は, 社会的文脈の影響を受けやすいとされているため (Clark, 2005; Levett, 2013), 面接者の発言や仕草が, 目撃者の判断基準に影響を与えた可能性が指摘できる。研究 1 では誘導あり条件の参加者は誘導なし条件の参加者よりも親しみやすいと評価され, 研究 2 では「(他の目撃者は) \_\_番という人が多いんですよ」と他者の判断を伝え, 他者への同調を促す発言を行った。これに加えて, 研究 1 から研究 3 における参加者の確信度は低く (7 段階評価では中央値 3.5 よりも低いことが多く (研究 1 と 3), 0%から 100%の間では 30%前後 (研究 2)), 外的手がかりに依存しやすかったことを考え合わせると, 曖昧な判断の正確性を補償する手がかりとして, 面接者の言語的・非言語的情報が利用されやすく, 面接者からの影響を受けやすい状態であったことが指摘できる (Bradfield et al., 2002)。研究 2 では, 誘導あり条件が誘導なし条件よりもいずれかの写真の人物をターゲットとして誤って選択する割合が高かった一方で, 識別後の確信度が低下していた。これは, 誘導あり条件の参加者が, 他の参加者がラインナップからいずれかの人物を選んだことを示唆する面接者の発言を聞いて, ラインナップにターゲットが含まれていると予測したために, いずれかの人物を選択する割合が増加したと考えられる。この結果は, 他の実験参加者がラインナップからいずれかの人物を選んだという情報を与え

られた場合、他の実験者の識別についての情報を与えられなかった参加者よりも、ラインナップからの選択率が増加したことを示した Levett (2013) の研究と符合する。つまり、面接者からの情報が参加者の判断基準を低下させたために、研究 2 の参加者がラインナップからいずれかの人物を誤って選択する割合（選択率）が、誘導なし条件よりも多かったのであろう。しかし、他者の識別判断について示唆する発言は、参加者に自らの判断と他者の判断を比較させることにもなり、自信を失ったのだと解釈できる (Table 7)。

以上の説明をより明確にするためには、次のような課題をさらに検討していかなければならない。最後に今後の課題を挙げる。まず、本研究では「わからない」判断を識別の選択肢として明示しない条件を設定しなかった。したがって、研究 1 と 2 の誘導なし条件の参加者が、「わからない」判断が明示されていない条件よりも高い割合で正棄却できているかどうかは不明である。「わからない」判断を選択肢として明示した条件と、明示しない条件を比較し、誘導の有無に関わらず「わからない」判断の有用性を示すことができれば、「わからない」判断を識別判断の選択肢として加える意義が主張できるであろう。そして、継時呈示ラインナップに置いても同様の結果が得られるかどうかも検討すべきである。次に研究 3 について、先行研究では、同時呈示ラインナップと継時呈示ラインナップでは、誤識別率は継時呈示ラインナップの方が低いが、正再認率については同等であることが示された(Lindsay et al., 1991 ; Lindsay & Wells, 1985)。研究 3 では、継時呈示ラインナップと同じ判断方略が仮定される単独面

通し条件の誤識別率の方が低かったことから、誤識別率については先行研究を支持するものであった。しかしながら、本研究では、ターゲットを呈示写真に含む条件を設けていなかったため、正再認率については不明である。したがって今後は、正再認率についても先行研究との比較を可能にするために、ターゲットを含む写真呈示条件を設ける必要があるだろう。「わからない」判断が誘導を抑制できず、正棄却率だけでなく、正再認率も向上できないのであれば、「わからない」判断は面接者が誘導的でないことが保証される場合にのみ有効であると主張できよう。



## 第Ⅲ部

# 面接者のフィードバックが目撃者記憶 の想起に与える影響





第Ⅱ部では、識別判断に影響を与える面接者の誘導について検討を行った。その結果、面接者の誘導が目撃者の記憶に対する適切な記憶評価を妨害するため、面接者が誘導的でない場合と比べて目撃者の誤識別が増加することが示された。誘導の影響を受けて識別が誤ると、無実者を被疑者として指し示すことになり、直接的に誤判へ結びつく可能性がある。

しかし、面接者の誘導に影響を与えるのは識別判断だけではない。目撃時の見え程度や鮮明度についての想起や、識別に対する確信度などを歪ませることもある (Garrioch & Brimacombe, 2001 ; Wells & Bradfield, 1998)。実際の事件において、裁判官や裁判員は、自らは見ていない出来事について語る目撃者の正確性を、その供述から判断するほかない。この時、正確性を評価する際に確信度などの指標が利用されやすいため (Brewer & Burke, 2002 ; Penrod & Cutler, 1995)、誘導によって供述が歪んだ場合には誤った目撃者識別が証拠として採用される恐れがある。そこで第Ⅲ部では、第三者が識別判断の正確性を評価する際に利用する目撃者の想起に、面接者の誘導が及ぼす影響を検討した研究について述べる。研究 4 では、識別の正確性を示唆する面接者の発言（以下、フィードバック）が、目撃者の正確性判断に利用される指標に対する目撃者の想起を歪める現象、識別後フィードバック効果 (PIFE) の再現性について検討し、研究 5 では PIFE について半構造化面接を用いて検討した実験について述べる。そして、これら結果と Charman et al. (2010) が PIFE の生起を段階的に示したモデル、選択的手がかり統合フレームワークとの整合性について考

察する。

## 6 章

### 研究 4

識別後の肯定的フィードバック効果の検討

## 目的と仮説

目撃者の識別判断に対して、識別手続きを実施する面接者が判断を肯定するフィードバック（確証的フィードバック）を与えると、識別の正誤に関わらず、識別判断を否定されたり（非確証的フィードバック）、フィードバックを返されなかったりした目撃者よりも識別に対する高い確信度を示したり、裁判での証言を快諾しやすくなるという現象がある（Wells & Bradfield, 1998）。この現象は識別後フィードバック効果（PIFE）と呼ばれ、Wells & Bradfield (1998) のパラダイムに基づいた実験的検討が行われている。まず犯罪を模した映像などで参加者はターゲットを目撃した後に、ラインナップから識別手続きを行う。そして識別直後に、識別判断を肯定される確証的フィードバック条件、識別判断を否定する非確証的フィードバック条件、フィードバックを返されない条件のいずれかに分類される。この時、それぞれの条件で返されるフィードバックは、識別の正誤とは関係がない。そしてフィードバックを返された後の、すべての参加者が目撃時の見えの程度や、鮮明度、識別に対する確信度について評価する質問紙に回答する。

研究 4 では、最初に PIFE の検討を行った Wells & Bradfield (1998) の研究の再現可能性を検討するために、彼らの研究で用いられた刺激（射殺事件を起こした犯人の事件前後の姿を映した監視カメラ映像）とは異なった犯罪を模した映像を用いて検討を行う。また、第 I 部 1 章 3.4.2.1 節で述べた、面接者によるフィードバックが記憶に取り込まれ、PIFE が生じるまでを段階的に説明する Charman et al. (2010) の選択的手がかりフレームワークで研究 4 の結果が説明

か可能かも検討に含める。

## 方法

### 実験参加者

18~29歳の男女125名が参加した。125名のうち3名は後述するラインナップ手続きにおいて識別を行わなかったため、その後の実験手続きからは除外した。この3名を除く122名（男性49名，女性73名，平均年齢：20.05歳）は，確証的フィードバック条件に40名，非確証的フィードバック条件に41名，統制条件に41名が振り分けられた。

### 材料

刺激映像として置き引きという犯罪場面を模した1分程度の動画を作成した。2人組の男性が競馬場の観客席に置いた荷物を，後から現れたターゲットが盗って逃走する，という内容であった。ターゲットが映っている時間は約30秒間で，顔の正面を捉えている映像はない。識別用の人物写真は，正面から撮影した胸から上の男性の写真を5枚用意した。この写真の中に刺激映像で登場したターゲットは含まれていない。質問紙はWells & Bradfield (1998) の使用した記憶テストを用いた (Table 12)。質問は11問から構成され，7段階のリッカート法尺度で構成した。

## 実験計画

フィードバックの種類（確証的フィードバック条件 / 非確証的フィードバック条件 / 統制条件）を要因とした 1 要因 3 水準の参加者間計画とした。

## 手続き

すべての参加者は 1 人ずつ実験に参加した。参加者は実験室に入ると、まず動画についての説明を受け、パソコンでそれを視聴した。その直後に 5 枚人物写真で構成されたラインナップ（この中に動画に登場した犯人はいない）が呈示され、この中から犯人の番号を選ぶように教示した。この時、実験者は参加者に、写真の中の犯人は動画の中とは異なる髪型、服装である可能性がある旨を伝えた。ラインナップから選択した直後に参加者は 3 つの条件に各々ランダムに振り分けられ、それぞれの条件のフィードバックを口頭で実験者から与えられた。まず、確証的フィードバック条件にはラインナップの識別に対して「正解です。よくわかりましたね」というフィードバックを与え、非確証的フィードバック条件には「すみません、本当は\_\_番が正解です」と返し、選択した写真が間違いであったとの情報を与えた。統制条件には選んだ写真の正誤を伝えるフィードバックは与えず、「わかりました」とだけ告げてラインナップを終了した。その後、すべての参加者に記憶テストへの回答を求め、回答が終わり次第デブリーフィングを行った。実験時間は約 15 分であった。

Table 12  
質問項目

質問	尺度
1. どれくらいよく犯人を見ることが出来ましたか? (見え方)	7段階尺度 (1:まったく見えなかった - 7:とてもよく見えた)
2. どれくらいの長さ、犯人の顔を見ることが出来ましたか?	自由記述
3. どれくらいよく犯人の特徴をビデオから掴むことが出来ましたか? (特徴)	7段階尺度 (1:まったく掴めなかった - 7:とくてもよく掴めた)
4. ビデオのカメラから犯人までの距離はどれくらいだったと思いますか? (距離)	3 - 20m
5. ビデオを見ている間どれくらい犯人に注目していましたか? (注目度)	7段階尺度 (1:まったく - 7:かなり注目した)
6. 写真から人を識別した時、どれくらいビデオの中の犯人を識別したという確信がありましたか? (確信度)	7段階尺度 (1:まったく自身がなかった - 7:非常に自信があった)
7. 写真から犯人を識別するのは、どれくらい簡単、あるいは難しかったですか? (難易度)	7段階尺度 (1:非常に難しい - 7:非常に簡単)
8. 最初に写真を見た時、識別するのにどれくらい時間がかかりましたか? (識別時間)	7段階尺度 (1:非常にかかった - 7:ほとんどかからなかった)
9. あなたの犯人の記憶に基づいて、識別した人物について、どれくらい裁判で証言してもいいと思いますか? (裁判)	7段階尺度 (1:まったく望まない - 7:望んで証言する)
10. あなたがビデオで見た犯人を、あなたと同じ視点から見た人がいたら、その目撃証言は信用できるものだと思いますか? (他人の証言)	7段階尺度 (1:まったく信用すべきでない - 7:非常に信用できる)
11. 犯人の判断に、どれくらい十分な情報を得られたと感じましたか? (情報量)	7段階尺度 (1:まったく十分ではない - 7:非常に十分だった)

注) 本文中では括弧内の各質問項目を省略したものを使用した。

## 結果

ラインナップから識別を行わなかった参加者 3 名を除いた 122 名を分析対象とし、記憶テスト質問項目の各得点を分析対象とした。問 2 の「どれくらいの長さ、犯人の顔を見ることができましたか？」(以下「見えた時間」という設問は自由記述項目であったが、この質問に対して具体的な数字を書いた参加者がほとんど無く、統計的な分析が不可能であるため今回は得点化および分析対象からは除外した。各質問の得点の平均値と標準偏差を Table 13 に記載した。

フィードバックの種類を要因とする、1 要因 3 水準の分散分析を行った結果、10 問中、「どれくらいよく犯人の特徴をビデオから掴む事ができましたか？」(以下「特徴」) ( $F(2.119) = 4.19, p < .05$ )、「ビデオを見ている間どれくらい犯人に注目していましたか？」(以下「注目度」) ( $F(2.119) = 3.47, p < .05$ )、「写真から犯人を識別するのは、どれくらい簡単、あるいは難しかったですか？」(以下「難易度」) ( $F(2.119) = 4.86, p < .05$ )、「あなたの犯人の記憶に基づいて、あなたが識別した人物について、どれくらい裁判で証言してもいいと思いますか？」(以下「裁判」) ( $F(2.119) = 5.17, p < .01$ )、「犯人の判断に、どれくらい十分な情報を得られたと感じましたか？」(以下「情報量」) ( $F(2.119) = 3.85, p < .05$ ) の 5 つの質問においてフィードバックの主効果が得られた。LSD 法を用いた多重比較の結果、「特徴」では確証的フィードバック条件と非確証的フィードバック条件との間に ( $MSe = 1.07, p < .05$ )、「注目度」では確証的フィードバック条件と統制条件との間に ( $MSe = 1.43, p < .05$ )、「難易度」と「裁判」では確証的フィードバック条件は非確証的フィードバック条件、統制条件の両者



との間に有意差が得られた ( $MSe = 1.31, p < .05$ ;  $MSe = 1.52, p < .05$ )。「情報量」では非確証的フィードバック条件と確証的フィードバック条件の間に有意差が認められた ( $MSe = 1.36, p < .05$ )。

この結果は、参加者の識別に対して確証的なフィードバックを与えると、識別の正誤に関わらず記憶評価を高めてしまうという Wells & Bradfield (1998) の結果を支持し、Charman et al. (2010) のフレームワークを裏付けるものと考えられる。たとえば、裁判での証言の可否を問われた場合を検討してみよう。識別における参加者の正棄却率の低さ (125 名中 3 名のみが正答) から、本研究の参加者はフレームワークの査定段階では内的手がかりが弱かったと推測される。内的手がかりが弱い場合、次の検索段階で直前に受けたフィードバックが検討されるが、本研究の参加者は、確証的フィードバックは自らの信念を支持する情報であるため確信度評価に取り入れたが、信念を否定する情報である非確証フィードバックは評価に取り入れられなかったと推測される。

Table 13  
質問項目別平均値

質問項目	確証的フィードバック条件	非確証的フィードバック条件	統制条件
見え方	4.22 (1.27)	3.51 (1.45)	3.82 (1.32)
特徴	3.65 (1.19)	3.00 (0.88)	3.19 (0.96)
距離	11.47 (4.78)	10.09 (4.01)	10.53 (3.51)
注目度	5.57 (1.32)	5.14 (1.11)	4.87 (1.10)
確信度	3.22 (1.68)	2.56 (1.28)	2.58 (1.48)
難易度	2.60 (1.35)	1.95 (1.08)	1.87 (0.91)
識別時間	3.25 (1.63)	3.31 (1.47)	3.19 (1.45)
裁判	2.72 (1.51)	1.85 (0.92)	2.17 (1.14)
他人の証言	3.47 (1.43)	2.97 (1.17)	3.21 (1.38)
情報量	2.60 (1.13)	2.07 (1.02)	2.75 (1.28)

注) 括弧内は標準偏差値

## 考察

確証的なフィードバックを受けた参加者は、識別を否定されたり、フィードバックを返されたりしなかった条件よりも、5つの記憶テスト項目で記憶に対する評価得点が高かった。これは Wells & Bradfield (1998) を支持する結果であり、Charman et al. (2010) のフレームワークに則って説明することが可能である。以下このフレームワークに従って説明すれば次のようになる。正棄却率の低さ（125名中3名のみが正答）から、本研究の参加者達はフレームワークの査定段階では内的手がかりが弱かったために、検索段階で利用可能な外的手がかり（フィードバック）に頼って回答を行ったと考えられる。また、参加者のほとんどが大学の学部生であり、実験者が大学院生であったことから、評価段階で吟味される情報源の信用性も保たれていたと考えられよう。もしフィードバックを与える人物の信用性が低いと判断されていたら、利用可能な外的手がかりがあったとしてもフレームワークの評価段階で情報源の信用性が吟味され、記憶評価に取り込まれず、条件間の得点に差がなかった可能性がある。

以上に述べたように、研究4では、PIFEの再現性が認められた。しかし、これまでの研究では、フィードバックを与えた後の記憶評価については、質問紙を使用した、人を介さない方法で参加者に回答を求めることが多かった（たとえば、Bradfield et al., 2002 ; Quinlivan et al., 2009 ; Wells & Bradfield, 1998）。現実の目撃者が識別後に書面での供述を行うことは考えにくい。このため、研究5では、生態学的妥当性を考慮し、フィードバックだけでなく、その後続く記憶評価もすべて面接者が聞き取りを行う半構造化面接を用いて PIFE の再

現性を確認する。

## 7 章

### 研究 5

#### 半構造化面接を用いた検討

## 目的と仮説

研究 4 では「正解です。よくわかりましたね」というフィードバックを用いて参加者の選択が正しいという外的手がかりを与えたところ、強い内的手がかりを持たない参加者はフィードバックという外的手がかりに頼ったために、自らの選択に対する確信を高めた。このことは Wells & Bradfield (1998) の結果および、Charman et al. (2010) のフレームワークと矛盾しない結果であった。しかし、Wells & Bradfield (1998) の研究と研究 4 では、フィードバックを返した後の記憶テストを質問紙で行った。現実の目撃者が識別後に書面で供述を行うことは考えにくいいため、この方法は生態学的妥当性に欠けるものであると指摘できる。そこで研究 5 では、フィードバックだけでなく記憶テストとその回答も口頭で行い、研究 4 と同様に Charman et al. (2010) のフレームワークによる解釈が可能か検討する。研究 4 では参加者が選択した写真について「すみません、本当は\_\_番が正解です」という、選択を否定する非確証的フィードバックを与えたが、現実の取調べ場面でこのようなフィードバックは考えにくい。そのため、研究 5 ではフィードバックあり・なしの 2 条件のみとする。さらに、単に参加者個人の識別が合っているというフィードバックを与えるだけでなく、「ああ、やっぱり当てられますね。正解です。中には間違える人もいますよ」と大多数の参加者と同じように正解したということを示すフィードバックを与える。Semmler et al. (2004) の研究でも、「この実験にはこれまで 87 名の方に参加していただいておりますが、うち 84 名の方はあなたと同じ判断でしたよ」

と他の大多数の参加者と同じ判断をしたというフィードバックを与えることで信用性を維持し、参加者の確信度を高めることができたことが示されている。

以上をふまえ、研究 5 では以下を本実験の探索的な検討課題として挙げる。それらは (a) 設問と回答を対面方式によって行った場合、フィードバックの効果はより強くなるのか、あるいは弱くなるのか、(b) フィードバックを与えられた条件と与えられなかった条件で報告内容に質的な差は見られるのか、差があるとしたらどこに差異があるのか。(c) 研究 5 の結果は Charman et al. (2010) のフレームワークで説明が可能か、の以上 3 点である。

## 方法

### 実験参加者

18~30 歳の男女、34 名（男性 19 名、女性 15 名、平均年齢：21.17 歳）が参加した。34 名のうちフィードバックあり条件には 18 名、フィードバックなしには 16 名が振り分けられた。

### 実験計画

フィードバックの有無を要因とする 1 要因 2 水準の参加者間計画であった。

### 材料

研究 4 で用いたのと同じ置き引きのビデオを参加者に視聴させた。質問は研

究 4 で用いた Wells & Bradfield (1998) の記憶テストを再び用いてこれを口頭で行い、回答は録音した。ただし、研究 5 ではフィードバックが参加者に影響を与えたかを確認する質問を行ったため、質問はフィードバックあり条件では 12 問、なし条件では 11 問であった。

### 手続き

まず参加者が実験室の席に着いた後、実験者は動画視聴後の質問と回答を録音することについての承諾を求めた。承諾を得られた参加者には、個人情報や録音内容の扱いに関する説明をした後、承諾書へサインを求めた。その後の手続き、教示は研究 4 と同じであったが、回答はそれぞれの質問に対して「なにが、どの程度」など、できるだけ具体的な回答をするように求めた。その他に異なる点はフィードバックあり条件に与えたフィードバックの内容（「ああ、やっぱり当てられますね。正解です。中には間違える人もいますよ」と、質問と回答を口頭で行いそれを録音したこと、そしてフィードバックあり条件への質問に 1 項目（「今回、私は選んで頂いた写真について、「あってます」と言ったのですが、このことは今答えて頂いた質問の回答に影響しましたか」）を追加した 3 点であった。デブリーフィングの時間を含め、実験時間は約 30 分程度であった。



## 結果

本件研究では録音で得られたデータに対する回答を分析対象とした。回答はすべて、実験者の主観が入らないよう、実験目的を知らない第三者に依頼して質問ごとに要点を書き起こすよう求め、「見え方」「顔」「注目度」「確信度」「難易度」「時間」「裁判」「他人の証言」「情報量」の9問に対して1~4点の得点化を行った。たとえば、「かなり」、「よく」、「鮮やかに」などの表現を用いている回答は4点、「それなりに」「まあまあ」などは3点、「あまり」「少しは」などは2点、「まったく」や「ほとんど」「全然」といった表現を用いている回答は1点と定めた。ただし「難易度」と「時間」は逆転項目であったため、1点のものを4点、2点を3点、3点を2点、4点を1点に変換して分析を行った。そして1点と2点を低評価点、3点と4点を高評価点に分類し、フィードバックあり条件と、フィードバックなし条件間で評価点の高低の頻度に差があるか、カイ二乗検定を行った。その結果、「注目度」と「顔」においてのみ評価点の高低の頻度に差がみられ ( $\chi^2(1) = 5.67, p < .05$ ;  $\chi^2(1) = 2.95, p < .05$ )、フィードバックあり条件の高評価得点がフィードバックなし条件の高評価得点よりも多かった。

フィードバックが回答に影響したかどうかの質問に対して、「影響した」と回答したのはフィードバックあり条件18名中12名であった。「距離」では2群間に等分散性が仮定されなかったため、Welchの $t$ 検定を距離の長さ(m)に、「特徴」では報告された特徴の個数の平均値に対して $t$ 検定を行ったがどちらにも統

計的有意差はなかった。前述した検討課題 (a) ~ (c) は考察にて検討する。

## 考察

検討課題として前述した (a) ~ (c) について以下に記述する。

(a) 設問と回答を対面方式によって行った場合、フィードバックの効果はより強くなるのか、あるいは弱くなるのか：フィードバックあり条件となし条件間の統計的な有意差は個別の 2 問（「注目度」と「顔」）を除いて得られなかった。このことから、フィードバックの効果は質問紙を用いて回答を求めた時よりも弱まったといえよう。質問方法による差が出た理由として、回答をする相手が質問紙ではなく実験者であったことがまず考えられる。質問紙ではその場で回答を見られることはなく、時間的圧力もなく自分のペースで回答を進めたり考え直したりすることが容易にできる。だが、口頭で自らの記憶に対する評価を報告しなければならない場合には、参加者は常に自らの回答を「待っている」実験者と対面しているだけでなく、その判断について訊き返される可能性がある。そのために、報告について聞き返されたり、疑いを差し挟まれたりしないように、実際よりも低い当たり障りのない回答を好んだこともフィードバックの効果をも弱めた一因であると推測される。

(b) フィードバックを与えられた条件と与えられなかった条件で報告内容に質的な差は見られるのか、差があるとしたらどこに差異があるのか：両条件の統計的な有意差は得られなかったが、条件によって参加者の答え方の姿勢に違いがみられた。たとえば、フィードバックあり条件では「顔はぜんぜん見えなかった。後ろ姿は見えた。映像としてはそれなりに鮮明に見えた」と否定的では

あるが、映像としては「鮮明に」や「よく（見えた）」という言葉を使って肯定的な側面をみせた参加者が4名いた。一方、フィードバックなし条件は「正面からはぜんぜん見えなかった。後ろとか斜めからしか見えなかった」などというように一貫して否定的であった。この報告については両条件とも要点は確かに「顔はぜんぜん見えなかった」なのだが、両条件の回答にはこのような評価の違いが見られた。

(c) 研究5の結果は Charman et al. (2010) のフレームワークで説明が可能か：強い内的手がかりを持たない参加者は、検索段階で外的手がかりに頼らざるを得なくなるとされているが、この点については実験参加者の報告によって彼らのフレームワークの裏付けがなされた。実験参加者Aはフィードバックが回答に影響しているかを尋ねた質問に対して「はい」と答え、回答するにあたっての考え方として、「不安ながら選んで、合っているとされたので安心感からものを見てる」と報告した。つまり、内的手がかりがない状況で外的手がかり（フィードバック）が質問に回答する手助けをしたのだと解釈できる。このことは彼らのフレームワークを支持する報告であると言えよう。しかし、(a) で述べた参加者が実験者から感じる対人圧力の影響は Charman et al. (2010) のフレームワークでは説明がつかない。フレームワークの査定段階では外的手がかりの信用性が吟味され、それを確信度に取り入れるか否かが検討される。このフレームワークで重要とされているのは、あくまで手がかりの情報源とその内容であるが、手がかりを与えられる環境の圧力までは考慮されていない。ま

た、情報をフィードバックする人物の社会的地位や権威の水準などが、フィードバックの効果に影響することが知られているが、この点に関して本研究では明確にコントロールされていたとは言い難い。今後はこの変数による効果の検討が必要となる。



## 8 章

### 第Ⅲ部の総合考察

第Ⅲ部では、識別判断の正確性を第三者が評価する際に利用する指標について、目撃者の想起を歪める PIFE について検討を行った。

研究 4 では Wells & Bradfield (1998) のパラダイムを用いて、PIFE の再現性について検討したところ、確証的なフィードバックを受けた参加者は、識別を否定されたり、フィードバックを返されたりしなかった条件に比べて記憶評価得点が高く、フィードバックが参加者の記憶に影響を与える事を示した。そして正棄却率の低さや、全体的に得点が低いことから、この結果は Charman et al. (2010) のフレームワークが予測する、内的手がかりの弱い参加者は外的手がかりであるフィードバックに依存しやすい、ということと矛盾しないことが示された。

しかし、研究 5 で半構造化面接を用いて回答を求めた場合ところ、PIFE はほぼ消失した。質問の回答を、面接者という回答を待つ相手がいると、質問紙に回答するのは違い自分のペースで回答できない、そして聞き返されたりする可能性があることが理由として考えられる。このような対人圧力により、参加者は実際に持っていた確信度より控えめな回答をした可能性がある。

参加者の信念を肯定するフィードバックは記憶に対する評価に取り入れられるが、どんな情報でも取り入れられるわけではない (Charman et al., 2010)。フィードバックの情報源の信用性も評価の対象となり、信用性が低いとされる場合は、たとえ信念を肯定するようなフィードバックだったとしても評価に取り入れられないということを示した一連の研究の結果は (Skagerberg & Wright,



2009), Charman et al. (2010) のフレームワークを用いて説明することができると考えられる。しかし、このフレームワークにはまだ検討されるべき点がある。たとえば、先述した環境の要因はフレームワークでは考慮されておらず、更にこの要因がフレームワークのどの段階に影響しているかは今後の更なる検討が必要である。また、検索段階で得た外的手がかりが信念と合致するものであれば、その手がかりは確信度評価に統合され、信念と合致しない場合には評価に統合されないと Charman et al. (2010) は述べているが、この手がかりが統合されない場合は確信度評価が元々あったものと変わらないのか、それとも元々あった評価を低下させるのかを明らかにしていない。本研究の結果を見る限り、非確証的フィードバック条件と統制条件の間に有意差が見られた項目は殆どないため、手がかりが統合されない場合に元々参加者が持っていた確信度評価はとほぼ変わらないといえよう。つまり、非確証的フィードバック条件の参加者は、自らの識別を否定されたからといって評価を下げた訳ではなかったようである。その理由は、刺激として呈示された映像とラインナップ写真の関係にあるかもしれない。刺激映像の中で犯人の顔を正面から捉えた映像はないが、ラインナップ写真ではすべて正面からの写真を呈示されたために識別の難易度が上がった可能性がある。また、研究4では7段階評価中の中央値(3.50)を超えた得点が Wells & Bradfield (1998) よりも少なかったことから、確証的なフィードバックが外的手がかりとして記憶評価に十分影響を与えるほど強力ではなかった可能性も否定できないため、今後はフィードバックの内容、呈示方法

ともに検討していくべきであろう。

以上のように、検討されるべき点はあるが、肯定的フィードバック効果が参加者の回顧的な記憶評価に影響を与えることは無視することのできない事実である。さらに、警察官と一般の目撃者の取り調べ場面を想定してみれば、フィードバックそれ自体以外にも考慮すべき点はおのずと出てくる。たとえば権威者の問題がある。Skagerberg & Wright (2009) では情報源の信用性を操作するため、警察を情報源とする条件と子供の条件を用意した。しかし、実際にフィードバックを与える人物の権威を操作した研究は今のところ見受けられないので今後の検討が必要である。面接者が要因となって生じる不正確な情報をできる限り減らすためには、面接におけるルールの明確化などが必要であるのは先行研究からも明らかであるが (仲, 2011)、フィードバック効果については、その抑制方法に関する研究はあるものの (Lampinen, Scott, Pratt, Leding, & Arnal, 2007)、着手されて間もない。この効果が目撃者の記憶に与える重大な結果に鑑み、今後も抑制の要因やメカニズムを検討していくことが必要であろう。





第Ⅳ部  
警察による目撃証言聴取についての意  
識調査



9 章  
研究 6  
質問紙調査

## 目的と仮説

研究 1 から 5 までを俯瞰すると、面接者からの誘導は目撃者の記憶評価を妨害するために誤識別を増加させること、曖昧な記憶しか持たない目撃者にとって、面接者のフィードバックは正確性を保証する外的手がかりとなり、識別に関わる想起を歪ませることが示された。

実務に目を向けてみると、実験で示されたような誘導の影響を防ぐ手立て（たとえば、二重盲検法の導入）を司法が採っていることを示す証拠はない。したがって、裁判官や裁判員は、誘導の影響を受けている可能性がある目撃者の信用性・正確性を、その供述から判断しなければならない。だが、目撃者の識別判断が誤識別に誘導されたり、識別を繰り返したとしても誤識別が強固に維持されたりするような誘導の影響を、心理学の非専門家である人々は予測できるのだろうか。もし裁判官や裁判員が、警察官からの誘導を過小評価し、目撃者が誘導されるはずがないと考えていた場合は、目撃証人が誘導的で不適切な識別手続きを受けていた可能性について疑いが挟まれることなく、誤った識別が証拠として採用されてしまうかもしれない。だが、目撃証人が社会的影響を受けている可能性について助言する心理学者の専門家証言があれば、たとえ裁判官や裁判員が誘導の影響について過少評価していたとしても、注意を促すことができる。しかしながら、心理学的知識は非専門家でも予測し得る「常識」であると考えられ、法廷での専門家証言は必要ではないと、裁判所に排除されることがあるという (Deffenbacher & Loftus, 1982)。



そこで研究 6 では、非専門家である一般の学生は面接者による誘導の影響を過少評価することなく、「常識」の範囲内でその影響を適切に予測可能なのかどうか調査する。

一般の学生が目撃者の識別判断が誘導によって影響され得ることを適切に判断できれば、誘導の影響に関しては「常識」の範囲内で判断できるといえるかもしれない。反対に、面接者から誘導を受ける可能性に対して否定的であれば、面接者による誘導の影響は一般学生の「常識」の範囲内で予測することは難しいと示すことができ、裁判官や裁判員へ助言を行う専門家証人の必要性を指摘できる。

以上を検討するため、研究 6 では研究 1 から 5 の実験参加者と同世代の学生に、警察による目撃証言聴取についての意識調査を行い、警察官からの影響をどのように判断するか調査する。

## 方法

### 参加者

東京都、神奈川県、埼玉県に所在地がある短期大学 1 校、4 年制大学 2 校に在籍する学生 338 名（男性 150 名、女性 187 名、不明 1 名、平均年齢 18.90 歳 ( $SD=1.56$ )) を対象に質問紙調査を実施した。参加者の専攻分野の内訳は、幼児教育学、法学、文学であった。

## 調査用質問紙

質問紙はフェイスシート1枚、質問票4枚の両面10ページで構成された。フェイスシートには、所属大学、専攻、学年、学籍番号、年齢、性別を記入する欄を設け、調査データの取り扱いについて明記した。データの取り扱いについては、すべて匿名で処理し、個人が特定されることはないことと、回答はいつでも取りやめることができること、そして、これによって不利益を被ることはない旨を明記した。調査協力への同意は、質問票への回答を以って同意とみなした。

質問は6つの種類からなる28問で構成し、Table 13に示した。質問の種類は、(1) 警察の捜査手法について（たとえば、「容疑者逮捕に有力な目撃証言を引き出すためには、警察官は聴取する目撃者に、他の目撃者が何と証言しているか、参考までに情報を与えても構わない」）、(2) 目撃者の正確性・信頼性評価について（たとえば、「訓練された警察官や検察官、裁判官であれば、一般市民よりも目撃証言が正確か不正確なものかを見分ける能力に優れている」）、(3) 目撃者としての自分の能力評価（たとえば、「窃盗事件の目撃者として警察に呼ばれ、呈示された写真の中に目撃した人物がいるか見て欲しいと言われたら、写真の中から容疑者を正しく選べると思う」）、(4) 専門家証人について（たとえば、「警察による目撃者聴取の方法について、学問的知識に基づいた専門家証人（法学者や心理学者）の意見を、裁判員や裁判官が聞くことは判断の役に立つと思う」）、(5) 誤った目撃証言の割合（たとえば、「目撃証言に誤りが含まれる割合はどれ

くらいだと思いますか」), (6) 目撃証言についての知識の有無 (「目撃証言についての講義や講演を聴講したことはありますか?」) の6種類であった。

このうち, (1) から (4) の質問には1「そう思わない」から5「そう思う」の5段階のリッカート法で回答を求めた。(5) の質問には0から100%の割合を求め, (6) の質問には受講経験の有無を尋ねた。

### 手続き

調査は2016年6月下旬から, 7月上旬にかけて実施した。質問紙は授業中に配布し, 授業後に回収した。回答にあたり調査者は, 本調査は参加者自身の意見を尋ねるものであり, 社会的に望ましい回答を求めるものではないことを説明した。

## 結果

回答に欠損のなかった 317 名（男性 144 名，女性 172 名，不明 1 名）の回答を分析対象とした。5 段階のリッカート法尺度に対する回答のうち，1 と 2 は「不支持」に分類し，3 は「どちらでもない」，4 と 5 は「支持」に分類した。回答の平均値，標準偏差値，人数を Table 14 に示した。

分析対象とした 317 名のうち，9 名（2.84%）は目撃証言についての講義または講演を聴講したことがあると回答したが，分析結果に影響を与えないものと判断し，以下の分析に含めた。



Table 14  
全体の平均値と人数 (N = 317)

	質問項目	平均値 (SD)	不支持	どちらでもない	支持
<b>捜査方法について</b>					
1	容疑者逮捕に有力な目撃証言を引き出すためには、警察官は聴取する目撃者に、他の目撃者が何と証言しているか、参考までに情報を与えても構わない。	2.17 (1.23)	226 (71.27)	25 (7.89)	66 (20.82)
2	容疑者逮捕に有力な目撃証言を引き出すためには、捜査線上に浮かんだ人物についての情報を目撃者に与えても構わない。	2.39 (1.25)	195 (61.51)	45 (14.20)	77 (24.29)
3	容疑者逮捕に有力な目撃証言を引き出すためには、捜査線上に浮かんだ容疑者について、目撃者に嘘の情報を与えても構わない。	2.07 (1.26)	211 (66.56)	56 (17.67)	50 (15.77)
4	容疑者逮捕に有力な目撃証言を引き出すためには、事件の詳細について目撃者に情報を与えても構わない。	2.73 (1.28)	152 (47.95)	61 (19.24)	104 (32.81)
5	容疑者逮捕に有力な目撃証言を引き出すためには、何度も聞き取りを繰り返した方がよい。	3.37 (1.28)	95 (29.97)	54 (17.03)	168 (53.00)
6	容疑者逮捕に有力な目撃証言を引き出すためには、目撃者が自分から思い出して話す内容だけでなく、警察官が事細かに質問し、詳細な情報を引き出す必要がある。	3.93 (1.08)	42 (13.25)	46 (14.51)	229 (72.24)
7	目撃者から積極的に証言を引き出すよりも、警察官は容疑者の犯行であることを明確に指し示す直接証拠 (DNAサンプルや指紋など) を先に探すべきである。	3.59 (1.05)	46 (14.51)	171 (53.94)	100 (31.55)
<b>目撃者の正確性・信頼性評価について</b>					
8	訓練された警察官や検察官、裁判官であれば、一般市民よりも目撃証言が正確か不正確なものかを見分ける能力に優れている。	3.12 (1.19)	102 (32.18)	75 (23.66)	140 (44.16)
9	目撃証言の正確性・信頼性を判断する能力は経験によって伸ばすことができる。	3.51 (1.09)	62 (19.56)	73 (23.03)	182 (57.41)
10	もし私が第三者として、目撃者の証言を録音したテープを聞いたら、その証言が正確か不正確なものか見分けられると思う。	1.92 (0.96)	242 (76.34)	52 (16.40)	23 (7.26)
11	もし私が第三者として、目撃者の証言を録画した映像を見たら、その証言が正確か不正確なものか見分けられると思う。	2.47 (1.10)	170 (53.63)	79 (24.92)	68 (21.45)
12	自信のある目撃者の証言ほど、正確で信頼できると思う。	2.18 (0.92)	204 (64.35)	86 (27.13)	27 (8.52)
13	同じ目撃者が複数回、同じ証言をしている場合、その証言は正確で信頼できると思う。	2.68 (0.98)	128 (40.38)	123 (38.80)	66 (20.82)
14	複数の目撃者が同じ証言をしている場合、それらの証言は正確で信頼できると思う。	3.74 (0.98)	33 (10.41)	58 (18.30)	226 (71.29)
15	目撃者の証言が詳細であるほど、その証言は正しく、信頼できると思う。	2.95 (1.02)	96 (30.28)	129 (40.69)	92 (29.02)

目撃者としての自分					
16	窃盗事件の目撃者として警察に呼ばれ、呈示された写真の中に目撃した人物がいるか見て欲しいと言われたら、写真の中から容疑者を正しく選べると思う。	2.95 (1.01)	115 (36.28)	97 (30.60)	105 (33.12)
17	殺人事件の目撃者として警察に呼ばれ、呈示された写真の中に目撃した人物がいるか見て欲しいと言われたら、写真の中から容疑者を正しく選べると思う。	2.94 (1.10)	127 (40.06)	83 (26.18)	107 (33.75)
18	目撃者として警察に呼ばれ、呈示された写真の中に目撃した人物がいるか見て欲しいと言われた。この時、警察官はどの写真の人物を容疑者として考えているか、なぜその人物が容疑者かどうか説明してくれた。この説明は自分が写真を選択するときの判断に影響すると思う。	3.73 (1.23)	59 (18.61)	45 (14.20)	213 (67.19)
19	目撃者として警察に呼ばれ、呈示された写真の中に目撃した人物がいるか見て欲しいと言われた。この時、警察官は他の目撃者がどの写真の人物を容疑者として選ぶ傾向にあるか教えてくれた。この情報は自分が写真を選択するときの判断に影響すると思う。	3.51 (1.29)	79 (24.92)	54 (17.03)	184 (58.04)
20	目撃者として警察に呼ばれ、呈示された写真の中に目撃した人物がいるか見て欲しいと言われたので、ある人物の写真を選んだ。すると警察官は頷き、「あなたは良い目撃者ですね」と言ったので、自分は正確に容疑者を選べたのだと思う。	3.02 (1.16)	97 (30.60)	123 (38.80)	97 (30.60)
21	目撃者として警察に呼ばれ、呈示された写真の中に目撃した人物がいるか見て欲しいと言われたので、ある人物の写真を選んだ。すると警察官は頷き、何も言わなかったが、自分は正確に容疑者を選べたのだと思う。	2.91 (0.95)	96 (30.28)	145 (45.74)	76 (23.97)
22	もし警察官が私に、「わからない」「この中にはいない」という判断はさせずに、どれかの人物写真を呈示された写真の中から選ばせようとしていたら、それに誘導されてしまうと思う。	3.37 (1.35)	95 (29.97)	46 (14.51)	176 (55.52)
23	もし警察官が私に、ある特定の人物の写真を、呈示された写真の中から選ばせようとしていたら、それに誘導されてしまうと思う。	3.32 (1.20)	81 (25.55)	77 (24.29)	159 (50.16)
<b>専門家証人について</b>					
24	警察による目撃者聴取の方法について、学問的知識に基づいた専門家証人（法学者や心理学者）の意見を、裁判員や裁判官が聞くことは判断の役に立つと思う。	3.86 (0.97)	31 (9.78)	63 (19.87)	223 (70.35)
25	なぜ目撃者が不正確な証言をしてしまうことがあるのか、学問的知識に基づいた専門家証人（法学者や心理学者）の意見を、裁判員や裁判官が聞くことは判断の役に立つと思う。	3.97 (0.91)	19 (5.99)	69 (21.77)	229 (72.24)
<b>誤った目撃証言の割合について</b>					
26	目撃証言に誤りが含まれる割合はどれくらいだと思いますか？	53.51 (18.32)	-	-	-
27	誤判・冤罪事例の原因に、目撃証言の誤りが占める割合はどれくらいだと思いますか？	56.56 (24.17)	-	-	-
<b>目撃証言についての知識の有無</b>					
28	目撃証言についての講義や講演を聴講したことはありますか？	-	9 (2.84)	308 (97.16)	-
注)括弧内は割合 (%)			あり	なし	

## (1) 捜査方法について

問 1 から問 7 では、参加者は目撃者に対する警察の聴取方法について、どのような聞き取り方が適切だと思うか尋ねる質問に回答した。

問 1 から問 4 では、容疑者逮捕のためには、「他の目撃者の情報」、「捜査線上に浮かんだ人物の情報」、「嘘の情報」、「事件の詳細」といった様々な情報を与えることの是非について訪ねた。その結果、これらの情報を与えることについて支持すると回答した参加者の数は (15.77% から 32.81%)、いずれの問いにおいても不支持より少なかった(47.95% から 71.27%)。つまり、どんな情報であっても目撃者に情報を与えることを支持しない人の方が多かった。

問 5 と問 6 では、警察が目撃者から証言を引き出す方法について尋ねた。「何度も聞き取りを繰り返すこと」と「目撃者からの自発的な発言に頼らず、警察官が事細かに質問すること」について、高い支持が見られた (それぞれ、53.00% と 72.24%)。これらからは、警察が積極的に目撃者へ関与することが、捜査において有用であると評価されていることが推測される。

問 7 では、「目撃証言より直接証拠をまず探すこと」について支持する参加者の方が、不支持よりも多かったが(31.56% vs. 14.51%)、「どちらでもない」と回答した参加者が最も多かった (53.94%)。このことは、直接証拠の方が証拠としての重要であると考えられていることを示唆しているが、「どちらでもない」と回答した参加者が最も多かったことから、そもそも他の証拠を探すことに重要性を感じなかったり、判断が難しいと感じたりした可能性も否定できない。



## (2) 目撃者の正確性・信頼性評価について

問 8 から問 15 では、参加者は目撃者の正確性と証言の信頼性評価について尋ねる質問に回答した。問 8 では、警察官や検察官、裁判官の目撃者の正確性に対する弁別能力は、一般市民よりも優れていると思うかどうかを尋ねた。その結果、警察官らの弁別能力の方が優れていることを支持する参加者の方が、不支持よりも多かった (32.18% vs. 44.16%)。また、正確性と信頼性を見分ける弁別能力は、経験によって伸ばすことができると思うかどうかを問 9 で尋ねたところ、弁別能力は経験によって伸ばすことができると支持する参加者の方が不支持よりも多かった (19.56 vs. 57.41)。

問 10 と問 11 では、参加者が第三者として目撃者の証言を聞いた場合、証言が正確か不正確か見分けられると思うかどうかを尋ねた。その結果、証言をテープで聴いても映像で見ても見分けられないとする不支持の参加者の方が、支持よりも多かった (それぞれ、76.34% vs. 7.26% ; 53.63% vs. 21.45%)。ただし、問 10 と問 11 の評定平均値に差があるかどうか  $t$  検定を行ったところ、音声と画像が含まれる情報量の多い映像を見た時の方が、正確性を弁別できると評価された ( $t(317) = 10.59, p < .01$ )。

問 12 から問 15 では、目撃者の証言の正確性の指標として「自信の高さ」、「同一の目撃者による同一証言の繰り返し」、「複数の目撃者による同一の証言」、「証言の詳細さ」が利用できると思うかどうか尋ねた。その結果、「自信の高さ」、「同一の目撃者による同一証言の繰り返し」を正確性の指標として支持する参加者

は、不支持よりも少なかった（それぞれ、64.35% vs. 8.52% ; 40.38% vs. 20.82%）。つまり、目撃者の自信の程度や、同一の目撃者の証言の繰り返しは正確性に指標にはならないと判断された。一方、「複数の目撃者による同一証言の繰り返し」は正確性の指標になると支持する参加者の方が、不支持よりも多かった（10.41% vs. 71.29%）。問13と問14の評定平均値に差があるかどうか、*t*検定を行ったところ、同一人物が同じ証言を繰り返すよりも、複数の人物によって同じ証言が繰り返された時の方が、正確性で信頼できると評価された（ $t(316) = 15.75, p < .01$ ）。そして「証言の詳細さ」については、「どちらでもない」と回答する参加者が最も多く、支持する参加者と支持しない参加者の数はおおよそ半分に分かれた（30.28% vs. 29.02%）。

### (3) 目撃者としての自分

問16から問23では、参加者が目撃者となった場合を想定して質問に回答した。問16と問17では、事件の目撃者として写真から目撃者した人物を識別するよう求められた際に、正しく選択できると思うかどうかを尋ねた。その結果、「窃盗事件」、「殺人事件」、いずれの場合でも、正確な選択ができると支持する参加者よりも、不支持の参加者の方が多かった（それぞれ、36.28% vs. 33.23% ; 40.06 vs. 33.75%）。このことから、自らの識別能力に対する参加者の評価が低いことが推測できる。

問18と問19では、写真識別時に警察官が目撃者に与える情報が、識別に影

響を与えると思うかどうかを訪ねた。その結果、与えられる情報が「警察官の考え」、「他の目撃者の判断」いずれの場合でも、その情報は参加者の写真選択判断に影響すると支持する参加者の方が、支持しない参加者よりも多かった（それぞれ、18.61% vs. 67.19% ; 24.92% vs. 58.04%）。このことから、警察官から与えられる情報の影響が強いと参加者が予測していることが分かる。

問 20 と問 21 では、識別に対する警察官の反応について尋ねた。問 20 では、「良い目撃者ですね」と肯定されても、識別が正確かどうかは「わからない」とする参加者が最も多く（30.80%）、支持する参加者と支持しない参加者の数は同じだった（30.60% vs. 30.60%）。一方、問 21 では、警察官が頷き、何も言わなかった時の方が正確とは思わない不支持の参加者の方が、支持する参加者よりも多かった（30.28% vs. 23.97%）。つまり、警察官の沈黙は、識別の不正確さを示唆するものであると推測されたと考えられる。しかし、問 20 では「どちらでもない」と回答する参加者が最も多かったことから、質問から状況を想像し、識別に対する警察官の反応の影響を参加者が予測するのは難しかった可能性がある。

問 22 と問 23 では、警察官による誘導に影響を受けると思うかどうかを尋ねた。その結果、警察官が目撃者に「わからない」、「この中にはいない」という判断は認めず、いずれかを必ず選ばせようとさせたり、特定の人物を選択するよう誘導したりした場合、誘導されてしまうと思うと支持する参加者の方が、不支持よりも多かった（それぞれ、29.97% vs. 55.52% ; 30.28 vs. 23.97%）。つ

まり、参加者は警察官の誘導に抗えないと予測していることがわかった。

#### (4) 専門家証人について

問 24 と問 25 では、専門家証人の意見が裁判員、裁判官の判断の役に立つと思うかどうか尋ねた。その結果、「警察による目撃者聴取について」、「不正確な目撃者について」、いずれについても、専門家証言は役に立つと思うと支持する参加者の方が、不支持の参加者よりも多かった（それぞれ、9.78% vs. 70.35%；5.99% vs. 72.24%）。このことから、専門家証人の需要の高さが推察できる。

#### (5) 誤った目撃証言の割合について

問 26 と問 27 では、誤った目撃証言がどの程度生じるのか、その割合についての予測を求めた。問 26 では目撃証言にはどのくらい誤りが含まれていると思うか尋ねたところ、平均 53.51%、半数以上に誤りが含まれると予測された。問 27 では、誤判・冤罪の原因に目撃証言の誤りが占める割合はどのくらいか予測を求めた。その結果、平均 56.56%に目撃証言の誤りが含まれていると予測された。したがって、目撃証言には半数以上誤りが含まれており、冤罪の原因の半数は目撃証言の誤りであると考えられていることがわかった。

## 考察

研究 6 では、面接者からの誘導の影響を学生がどのように判断するのか調査するため、警察官による目撃者聴取について意識調査を行った。その結果、本研究の参加者は、警察官の誘導に影響を受けてしまうだろうと判断した（問 18, 問 19, 問 22, 問 23）。したがって、研究 1 から 5 の参加者は、誘導される可能性を知りつつも、その誘導に識別判断や記憶の想起に影響を受けた可能性がある。

まず、大多数の参加者が法廷における専門家証人の有用性を支持している点について（問 24, 問 25）。本研究では、警察による目撃者聴取や、目撃証言が誤る原因について解説する専門家証人が、判決や量刑を判断する裁判員や裁判官にとって有用であると、70%以上の参加者が回答していた。陪審員資格のある市民を対象とした米国の調査でも、専門家証人の有用性には高い支持が得られていた（74.3%）（Costanzo et al., 2010）。このことから、裁判において難しい判断を迫られる裁判員、裁判官が目撃証言の正確性・信頼性を証拠として適正に判断するためにも、専門家証人が必要とされていることが指摘できる。

専門家証人の意見を聞くことが有用であると考えられた理由として、参加者が司法手続きについて詳しくないということや、目撃証言のどのような点に注意すべきか知らないこと、心理学的知識の不足などが考えられる（Deffenbacher & Loftus, 1982）。本研究においても、実証研究によって必ずしも支持されない意見がいくつかみられた。問 5 では、目撃者から聞き取りを繰

り返し行った方が良いとの支持を得たが、複数回想起を繰り返すと想起数は増えるが、同時に誤情報も増えるという報告があるため(Bornstein, Liebel, & Scarberry, 1998), 一概に複数回の聞き取りを支持することはできない。問 6 では、目撃者が自ら思い出して話すことだけでなく、警察官が事細かに質問をして情報を引き出すことが支持されたが、事細かに聞き出そうとするのは誘導的となる可能性もある(たとえば、「犯人のシャツの色は白でしたか?」)。米国司法省が発行するガイドラインでは、誘導を防ぐために目撃者の自発的な発言を促すオープン質問(たとえば、「何があったのか教えてください」)が推奨されており、クローズド質問(たとえば、「シャツの色は何色でしたか?」)は補助的な利用にとどめるべきだとされている(U.S. Department of Justice, 1999)。したがって、目撃者の自発的な想起を十分に促した上で、警察官は質問をしなければならないため、十分な促しをせずに警察官が詳細な質問を行うことを支持することはできない。問 8 と問 9 では、目撃証言の正確性・信頼性を見分ける能力は、一般市民よりも警察官らの方が優れており、なおかつその能力は経験によって伸ばすことができると支持する参加者が多かった。目撃証人の正確性・信頼性を見分ける能力について、一般市民と警察官を比較した研究は現在見当たらないが、警察官の嘘の検出能力が一般市民と比べて優れているわけではないとする研究や、嘘の検出成績を訓練によって向上させることは困難であることを示す研究は存在する(Carlucci, Compo, & Zimmerman, 2013; Frank & Feeley, 2003)。これらの先行研究からは、目撃者の正確性・信頼性を

見極める能力についても、警察官の方が一般市民よりも優れており、なおかつ経験によって伸ばすことが可能であるとは考えにくい。問 13 と問 14 の比較では、同一の証言の繰り返しであっても、一人の目撃者が繰り返す証言よりも、複数の目撃者が行った証言の方が正確で信頼できると支持された (2.68 vs. 3.74)。Foster et al. (2012) の実験研究では、証言の正確性を第三者が判断するとき、判断に利用されるのは、同一の証言が一人の目撃者によって繰り返されたのか、それとも複数の目撃者からの証言なのかではなく、同一の証言が繰り返されたかどうかのみであった。しかし本研究の参加者は同一の証言の繰り返しではなく、同一証言が独立した複数の目撃者によって行われることを重要視したと考えられる。以上のように、実証研究の結果とは異なる意見を裁判員候補となる可能性がある大学生が持っていることを考慮すれば、専門家が法廷で目撃者証言とその聴取に関わる知見を裁判官や裁判員に提供することは、目撃証言の正確性や信頼性を判断する際に有益であろう。

ところで、本研究の参加者は、警察官の能力や目撃者への影響力を高く見積もる傾向があった。警察官は情報によって目撃者に影響を与えるだけでなく、誘導することも可能であると考えられ (問 18, 問 19, 問 22, 問 23), 一般市民よりも目撃証言の正確性・信頼性を見分ける弁別能力に優れていると予測していた (問 8)。これに対して、目撃者や、参加者自身の能力は低く見積もられた。まず、目撃証言の 50%以上は誤りだと推定されており、信頼されていないことが明らかである (問 26)。また、第三者として参加者が目撃者証言の正確性

について判断することは難しく（問 10, 問 11）、正確性の指標にされやすいとされている目撃者の自信の高さについても懐疑的であった（問 12）（Brewer & Burke, 2002 ; Penrod & Cutler, 1995）。そして、目撃者になっても、正しく写真から識別することは難しいと判断され（問 16, 問 17）、警察官から与えられる情報に影響され、誘導されてしまうだろうと判断していた（問 18, 問 19, 問 22, 問 23）。警察官と目撃者で異なるこれらの評価は、冤罪に目撃証言が寄与する割合が 50%を超える高さで予測していることに関係しているかもしれない（問 27）。捜査の都合が良いように影響を与えたり、誘導したりできるという意味で警察官の能力が高く、目撃者は警察官の影響を簡単に受けしまうと参加者が考えていたのだとすれば、多くの冤罪事例に目撃証言の誤りが大きく寄与していても不思議ではないと考えたのかもしれない。雪冤者の有罪判決を支えた証拠の 76%が目撃証言であったことを示す現実の統計と比較すれば（Garrett, 2011 笹倉他 2014）、一般の学生が想像する割合はやや低いことになるが、目撃証言に対する信頼性の低さは明らかである。

最後に本研究の限界と課題を挙げる。まず、本研究は 10 代後半から 20 代の大学生のみを対象とした調査であったため、他の世代でも同様の結果が得られるかは不明である。とりわけ、20 代は有権者の中で刑事裁判に対する信頼感が最も低い世代であるという調査結果もあるため（最高裁判所, 2015）、目撃者聴取や目撃者に対する質問についても懐疑的な見方が反映された可能性がある。したがって、今後は複数の世代を対象とした調査をすることが望ましい。次に、



本研究の調査方法では、「どちらでもない」と回答した参加者の意図を知ることができなかった。知識不足のために明確な判断をすることが困難であった可能性もあるが、28問中、4問で「どちらでもない」と回答した参加者が、支持や不支持よりも多かった（問7、問15、問20、問21）。先述したように、質問から状況を想像するのは難しかった可能性もあるため、今後は詳細な意見を掬い上げるためにも、「どちらでもない」と回答した参加者にはその理由を尋ねる欄を設けることも検討するべきであろう。そして、本研究で用いた質問は目撃者聴取、目撃者について、ほんの一部に対する意見を尋ねたものに過ぎない。今後は目撃者に影響を与える他の要因（たとえば、共同目撃者が与える影響について）も尋ねる必要があるだろう。目撃者聴取や目撃者に対する裁判員候補者の考えについて理解を深めることは、裁判官や検察官、弁護士が適正な手続き、判断を行ううえで重要な要素であると考えられるため、今後も同様の調査を続けていく必要がある。



# 第 V 部

## 結論

本研究では、(a) 誘導的な面接者と PIFE の 2 つを、目撃者の識別判断と、それに関わる想起を歪める要因として取り上げ、これらが目撃者識別へ及ぼす影響、(b) 他者による誘導を抑制する手段として識別判断の選択肢に「わからない」判断を導入する有効性、そして、(c) 一般の学生が、警察による目撃者聴取をどのように認識しているのか、目撃者が警察官の誘導に影響を受ける可能性について予測できるのかどうか、実験および質問紙調査研究を行った。第 V 部では研究 1 から 6 の結果についての考察と、今後の課題・展望について述べる。

第 II 部では、目撃者が識別手続きで行う識別判断そのものに影響をあたえる誘導と、「わからない」判断導入による誘導の抑制方法について検討を行った。その結果、次の 2 点が明らかとなった。(1) 誘導がある場合は、「わからない」判断を選択肢に明示したとしても、誘導が適切な記憶評価を妨害するため、推測に基づく判断による誤識別が生じやすくなる、(2) 識別を繰り返したとしても、誘導がある場合には「わからない」判断によって判断基準が見直されず、識別の正確性に関わらず同じ識別判断が維持される、の 3 点である。これらについて、単独面通し、同時呈示ラインナップ、2 つの写真呈示方法で同様の結果が確認された (研究 1・2)。ただし、誘導の影響下では、絶対判断、相対判断どちらの方が正確であるかということと、「わからない」判断の有効性が呈示方法によって異なるかどうかを検討したが、誘導の効果による差が識別判断に見られなかったため、単独面通し、同時呈示ラインナップのどちらの方が、誘導的な面接者の元で有用であるか明らかにすることはできなかった (研究 3)。

本研究の参加者が、誘導の影響を判断に取り入れた理由には、次の可能性が指摘できる。面接者の印象と確信度の低さの 2 点である。研究 1 では、誘導あり条件の面接者の方が親しみやすいと参加者に評価され、記憶の曖昧さを外的な手がかりで補っている可能性が示唆された。確信度が低い場合は外的手がかりに依存しやすくなるという事実と(Bradfield et al., 2002)、本研究の参加者は総じて確信度が低いことを考え併せると、本研究の参加者の目撃記憶は曖昧であり、面接者から得られる外的手がかり（面接者の言葉や仕草）に影響を受けやすい状態であったといえよう。一方、研究 3 では誘導的あり条件の面接者の方が誘導なし条件よりも威圧的だと評価され、誘導による影響が確認できなかった。このことから、確信度が低くても威圧的と捉えられる面接者からの情報は記憶を補う手がかりとして取り込まれにくいことが推測できる。

第Ⅲ部では、目撃者識別に関わる記憶の想起を歪める要因として、PIFE の再現可能性と、Charman et al. (2010) のフレームワークとの整合性の検証を行った。その結果、識別直後に面接者から、識別判断を肯定するフィードバックを与えられた参加者は、識別判断を否定されたり、フィードバックを与えられなかったりした参加者よりも、目撃当時の記憶に対する評価得点が高かったことから、PIFE が確認された（研究 4）。しかし、フィードバックを与えた後に、半構造化面接を用いて目撃記憶について評価を求めたところ、PIFE が弱まった（研究 5）。この理由には、面接者の存在が考えられる。研究 4 では、フィードバックを与えた後、質問紙を用いて記憶評価を求めたが、研究 5 では、すべて

の質問を面接者が口頭で質問し、聞き取りを行った。そのため、面接者が回答を待っている環境や、回答に対して聞き返される可能性がある状況が、対人圧力を生じさせ、識別を肯定するフィードバックを受けた参加者でもあえて低い評価を報告した可能性が考えられる。つまり、PIFEが生じるには、目撃者が反論されたり、聞き返されたりする不安のない、証言しやすい環境であると目撃者が感じている必要があるのかもしれない。参加者の確信度の低さから、本研究の参加者は Charman et al. (2010) のフレームワークにおいて、外的な手がかりを探索する検索段階で、外的手がかり（フィードバック）を想起に取り入れやすい状態であったことが指摘できる。したがって、本研究は Charman et al. (2010) のフレームワークによって説明可能である。しかし、彼らのフレームワークでは先述したような面接者の要因は考慮されておらず、この要因がフレームワークのどの段階に影響しているかは、今後検討する必要がある。

第Ⅱ部と第Ⅲ部の研究に共通するのは、参加者の識別判断や、記憶に対する確信度の低さである。いずれの研究においても、本研究の参加者の確信度は低く（たとえば、研究5の統制群は7段階中平均2.58、確証的フィードバック条件で3.22であった）、確信度評価を繰り返し行った研究1と研究3においては目撃からの時間経過とともに低下する傾向であった(Table 4, 11)。この事実からは、目撃者の目撃記憶が不完全であることが指摘でき、この不完全さを補うために目撃者は意図的・無意図的に様々な情報を、その情報の正確性に関わらず収集していることが推測される(Bradfield et al., 2002)。そして収集される情報

には、面接者の仕草や印象、識別に対するフィードバックが含まれており、これらが識別判断や記憶に対する適切な評価を妨害するのであろう。

第IV部では、第II部と第III部で確認された誘導の影響について、研究1から5の実験参加者と同世代の一般の学生がどのような判断するか調査するため、警察官による目撃者聴取についての意識調査を行った。その結果、研究6の参加者は、警察官に誘導的な識別手続きを受けた場合、その影響を受けてしまうだろうと予測していた。この予測と、研究1から5の実験によって示された事実を併せて考えると、目撃者は面接者に誘導されてしまうであろうと予期したり、誘導に気づいていたりしても誘導の影響を受ける可能性がある。そのため、この予期や気づきが誘導に対して予防的に働かないことが指摘できる。これは、誘導が目撃者の記憶の評価を妨害するだけでなく、面接者の誘導に抵抗し、相手の意図に反する行動をとることは、円滑な人間関係を阻害する可能性があることも理由に考えられる。実験では、あくまで面接者は実験参加者と年齢も立場も近い学生であったが、現実目撃者に識別手続きを行うのは当然ながら警察官である。警察官は目撃者にとって権威者として映る可能性もあるため、相手の意図を無視することがより難しくなることが予想される。また、捜査へ協力したいという善意から、誘導をそれと意識することなしに受け入れてしまう可能性も考えられる。このような社会的要因が誘導に及ぼす影響を防ぐには、事件や被疑者の情報を持たない第三者が識別手続きを行うことが必要であろう。つまり、二重盲検法の導入である。ただし、二重盲検法を単に導入するだけで

なく、面接者に識別の手がかりを求めないよう、事件や被疑者についての情報を面接者は持っていないということを目撃者に理解させる教示も必要である(第1章 3.2.1 節参照)。

また、研究6の意識調査では、学生が目撃証言に関わる心理学的知識を十分に持ち合わせていないことや、法廷における専門家証言の需要の高さが示された。この事実を考慮すれば(Table 14)、識別の正確性に影響を及ぼす要因から目撃者を遠ざけるだけでなく、裁判官や裁判員が目撃者の正確性・信頼性を適切に判断できるよう助言する、専門家証言も利用するべきであろう。

最後に、本研究の課題と展望を述べる。

第II部については、参加者が選択した「わからない」判断の意味が不明確であった。参加者によっては「ラインナップに犯人がいると思うが、自信がないからわからない」という判断であったかもしれないし、「犯人はいない気がするけどわからない」という判断であったかもしれない。あるいは、考えることを放棄したいがために「わからない」と回答したのかもしれない。正確性の低い目撃者を識別から排除するという目的においては、「わからない」判断がいずれの意味であっても問題はないだろう。しかし、「わからない」判断を選んだ参加者に、「わからない」判断の意味について明確にするよう求めた場合に、目撃内容についての供述の正確性が向上したという報告がある(Scoboria & Fisico, 2013)。そのため、面接者が目撃者と「わからない」判断の意味を確認すれば、単に「わからない」判断を選択肢に含めて呈示するよりも確実に記憶評価を促



すことが可能になるかもしれない。これは、捜査に協力したいという善意から目撃者が「わからない」判断を避け、推測で識別判断を行うことを防ぐこともできるだろう。

「わからない」判断を回答の選択肢として明示することは、PIFEの抑止に関しても効果が期待できる。たとえPIFEを引き起こすフィードバックを目撃者が識別に後に与えられたとしても、目撃記憶の鮮明度や確信度の程度などを尋ねる質問に対して「わからない」と回答することも可能であると教示が与えられていれば、歪んだ目撃記憶に基づく目撃者の証言を防ぐことができるかもしれない。さらには、PIFEの影響を受けた目撃者識別の正確性・信頼性判断を行う第三者評価への影響も抑制できる可能性があるため、今後は「わからない」判断を含めたPIFEの検討が必要であろう。

PIFEを検討した第Ⅲ部では、フィードバックが目撃者の記憶評価に影響を与えることが明らかになったが、目撃者がその後どのような行動をとるかまで、本研究では検討できていない。たとえば、フィードバックによって、記憶評価が増長した目撃者は、フィードバックを与えられていない目撃者よりも、「実際に」証言台に立つという行動を起こしやすいのかどうかまではわからないのである。したがって今後、主観的な記憶評価の変容だけでなく、行動にもフィードバックは影響するのかどうか検討するべきであろう。



## 引用文献

- Behrman, B. W., & Davey, S. L. (2001). Eyewitness identification in actual criminal cases: An archival analysis. *Law and Human Behavior, 25*, 475–491.
- Bartlett, F. C. (1932). *Remembering: A study in experimental and social psychology*. New York, NY: Macmillan.
- Bacon, F. T. (1979). Credibility of repeated statements: Memory for trivia. *Journal of Experimental Psychology: Human Learning and Memory, 5*, 241-252.
- Bradfield, A. L., Wells, G. L., & Olson, E. A. (2002). The damaging effect of confirming feedback on the relation between eyewitness certainty and identification accuracy. *Journal of Applied Psychology, 87*, 112-120.
- Brigham, J. C., & Bothwell, R. K. (1983). The ability of prospective jurors to estimate the accuracy of eyewitness identifications. *Law and Human Behavior, 7*, 19-30.
- Brown, A. S., & Marsh, E. J. (2008). Evoking false beliefs about autobiographical experience. *Psychonomic Bulletin & Review, 15*, 186-190.
- Bornstein, B. H., Liebel, L. M., & Scarberry, N. C. (1998). Repeated testing in eyewitness memory: A means to improve recall of a negative emotional event. *Applied Cognitive Psychology, 12*, 119 – 131.

- Brewer, N., & Burke, A. (2002). Effects of testimonial inconsistencies and eyewitness confidence on mock-juror judgments. *Law and Human Behavior, 26*, 353-364.
- Bull, R. (2001). *Children and the Law: The Essential Readings*. Blackwell.
- Burger, J. M., Horita, M., Kinoshita, L., Roberts, K., & Vera, C. (1997). Effects of time on the norm of reciprocity. *Basic and Applied Social Psychology, 19*, 91-100.
- Carlucci, M. E., Compo, N. S., & Zimmerman, L. (2013). Lie detection during high-stakes truth and lies. *Legal and Criminological Psychology, 18*, 314-323.
- Carol, R. N., Carlucci, M. E, Eaton, A. A., & Wright, D. B. (2013). The power of a co-witness: When more power leads to more conformity. *Applied Cognitive Psychology, 27*, 344-351.
- Carpenter, S. K., & DeLosh, E. L. (2006). Impoverished cue support enhances subsequent retention: Support for the elaborative retrieval explanation of the testing effect. *Memory and Cognition, 34*, 268-276.
- Chan, J. C. K., & LaPaglia, J. A. (2011). The dark side of testing memory: Repeated retrieval can enhance eyewitness suggestibility. *Journal of Experimental Psychology: Applied, 17*, 418-432.
- Chan, J. C. K., McDermott, K.B., & Roediger, H. L. III . (2006).

Retrieval-induced facilitation: Initially nontested material can benefit from prior testing of related material. *Journal of Experimental Psychology: General*, *135*, 553-571.

Charman, S. D., Carlucci, M., Vallano, J., & Gregory, A. H. (2010). The selective cue integration framework: A theory of postidentification witness confidence assessment. *Journal of Experimental Psychology: Applied*, *16*, 204-218.

Charman, S. D., Wells, G. L., & Joy, S. W. (2011). The dud effect: adding highly dissimilar fillers increases confidence in lineup identifications. *Law and Human Behavior*, *35*, 479-500.

Clark, S. E. (2005). A re-examination of the effects of biased lineup instructions in eyewitness identification. *Law and Human Behavior*, *29*, 575-604.

Clark, S. E., & Godfrey, R. D. (2009). Eyewitness identification evidence and innocence risk. *Psychonomic Bulletin & Review*, *16*, 22-42.

Clark, S. E., Marshall, T. E., & Rosenthal, R. (2009). Lineup administrator influences on eyewitness identification decisions. *Journal of Experimental Psychology: Applied*, *15*, 63-75.

Costanzo, M., Shaker-Schroer, N., & Vinson, K. (2010). Juror beliefs about police interrogations, false confessions, and expert testimony. *Journal*

*of Empirical Legal Studies*, 7, 231-247.

Deffenbacher, K. A. & Loftus, E. F. (1982). Do jurors share a common understanding concerning eyewitness behavior? *Law and Human Behavior*, 6, 15-30.

Dixon, S., & Memon, A. (2005). The effect of post- identification feedback on the recall of crime and perpetrator details. *Applied Cognitive Psychology*, 19, 935-951.

Douglass, A. B., Neuschatz, J. S., Imrich, J., & Wilkinson, M. (2010). Does post-identification feedback affect evaluations of eyewitness testimony and identification procedures? *Law and Human Behavior*, 34, 282-294.

Douglass, A. B., Smith, C., & Fraser-Thill, R. (2005). A problem with double-blind photospread procedures: Photospread administrators use one eyewitness's confidence to influence the identification of another eyewitness. *Law and Human Behavior*, 29, 543-562.

Dysart, J. E., Lindsay, R. C. L., Hammond, R., & Dupuis, P. (2001). Mug shot exposure prior to lineup identification: Interference transference and commitment effects. *Journal of Applied Psychology*, 86, 1280-1284.

Ebbesen, E. B., & Flowe, H. D. (2002). Simultaneous v. sequential lineups: What do we really know. *Unpublished manuscript*. Retrieved from

<https://www2.le.ac.uk/departments/npb/people/hf49/manuscripts/SimSeq%20Submit.pdf>

Flowe, H. D., & Ebbesen, E. B. (2007). The effect of lineup member similarity on recognition accuracy in simultaneous and sequential lineups. *Law and Human Behavior, 31*, 33-52.

Foster, J. L., Huthwaite, T., Yesberg, J. A., Garry, M., & Loftus, E. F. (2012). Repetition, not number of sources, increases both susceptibility to misinformation and confidence in the accuracy of eyewitnesses. *Acta psychologica, 139*, 320-326.

Frank, M. G., & Feeley, T. H. (2003). To catch a liar: Challenges for research in lie detection training. *Journal of Applied Communication Research, 31*, 58-75.

Gabbert, F., Memon, A., & Allan, K. (2003). Memory conformity: Can eyewitnesses influence each other's memories for an event?. *Applied Cognitive Psychology, 17*, 533-543.

Gabbert, F., Memon, A., & Wright, D. B. (2007). I saw it for longer than you: The relationship between perceived encoding duration and memory. *Acta Psychologica, 124*, 319-331.

Garrioch, L., & Brimacombe, C. A. E. (2001). Lineup administrators' expectations: Their impact on eyewitness confidence. *Law and Human*



*Behavior*, 25, 299-314.

Garrett, B. L. (2011). *Convicting the innocent: Where criminal prosecutions go wrong*. Harvard University Press.

(ギャレット, B. L. 笹倉 香奈・豊崎 七絵・本庄 武・徳永 光 (訳) (2014).

冤罪を生む構造—アメリカ雪冤事件の実証研究. 日本評論社)

Gonzalez, R., Ellsworth, P. C., & Pembroke, M. (1993). Response biases in lineup and showups. *Journal of Personality and Social Psychology*, 64, 525-536.

Granhag, P. A. (1997). Realism in eyewitness confidence as a function of type of event witnessed and repeated recall. *Journal of Applied Psychology*, 82, 599-613.

Greathouse, S. M., & Kovera, M. B. (2009). Instruction bias and lineup presentation moderate the effects of administrator knowledge on eyewitness identification. *Law and Human Behavior*, 33, 70-82.

Green, D. M., & Swets, J. A. (1966). *Signal detection theory and psychophysics*. New York, John Wiley and Sons.

Grice, H. P. (1975). Logic and conversation. In P. Cole, & J. L. Morgan (Eds.). *Syntax and semantics*, 3, 41-58. New York: Academic.

Haberman, S. J. (1973). The Analysis of Residuals in Cross-Classified Tables. *Biometrics*, 29, 205-220.

Hershkowitz, I., & Terner, A. (2007). The effect of repeated interviewing on children's forensic statements of sexual abuse. *Applied Cognitive Psychology, 21*, 1131-1143.

Haw, R. M., & Fisher, R. P. (2004). Effects of administrator-witness contact on eyewitness identification accuracy. *Journal of Applied Psychology, 89*, 1106-1112.

Home Office (1984). Police and Criminal Evidence Act. Retrieved from [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/253831/pace-code-d-2011.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/253831/pace-code-d-2011.pdf). (April 1, 2016).

Hope, L., Ost, J., Gabbert, F., Healey, S., & Lenton, E. (2008) "With a little help from my friends...": The role of co-witness relationship in susceptibility to misinformation. *Acta Psychologica, 127*, 476-484.

Innocence Project (2016). Eyewitness misidentification. Retrieved from <http://www.innocenceproject.org/causes/eyewitness-misidentification/> (April 1, 2016).

伊東 裕司・矢野 円郁 (2005). 確信度は目撃記憶の正確さの指標となり得るか. *心理学評論, 48*, 278-291.

巖島 行雄・仲 真紀子・原 聰 (2003). 目撃証言の心理学. 北大路書房.

Itsukushima, Y., Nomura, K., & Usui, N (2001). Reliability of eyewitness testimony: A field experimental approach for a real crime. *Journal of Police Science and*

*Management*, 4, 41-52.

Karpicke, J. D., & Roediger, H. L. (2007). Repeated retrieval during learning is the key to long-term retention. *Journal of Memory and Language*, 57, 151-162.

Kassin, S. M., Tubb, V. A., Hosch, H. M., & Memon, A. (2001). On the “general acceptance” of eyewitness testimony research: A new survey of the experts. *American Psychologist*, 56, 405-416.

Koriat, A., & Goldsmith, M. (1996). Monitoring and control processes in the strategic regulation of memory accuracy. *Psychological Review*, 103, 490-517.

京都地方裁判所 (2014). 京都地方裁判所平成 25 年 (わ) 第 489 号 平成 26 年 3 月 18 日 第 1 刑事部判決 . 裁判所 Retrieved from [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail4?id=84259](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=84259) (2016 年 8 月 19 日).

La Rooy, D., Lamb, M. E., & Pipe, M.E. (2008). "Repeated Interviewing: A critical evaluation of the risks and potential benefits. In K. Kuehnle & M. Connell (Eds.) *Child Sexual Abuse: Research, Evaluation, and Testimony for the Courts*. Wiley.

La Rooy, D., Pipe, M.E., & Murray, J. E. (2005). Reminiscence and hypermnesia in children's eyewitness memory. *Journal of Experimental*

*Child Psychology, 90, 235-254.*

Lampinen, J. M., Scott, J., Pratt, D., Leding, J. K., & Arnal, J. D. (2007).

‘Good, you identified the suspect...but please ignore this feedback’: Can warnings eliminate the effects of post-identification feedback? *Applied Cognitive Psychology, 21, 1037-1056.*

Levett, L. M. (2013). Co-witness information influences whether a witness is likely to choose from a lineup. *Legal and Criminological Psychology, 18, 168-180.*

Lindsay, R. C., Lea, J. A., & Fulford, J. A. (1991). Sequential lineup presentation: Technique matters. *Journal of Applied Psychology, 76, 741-745.*

Lindsay, R. C., & Wells, G. L. (1985). Improving eyewitness identifications from lineups: Simultaneous versus sequential lineup presentation. *Journal of Applied Psychology, 70, 556-564.*

Loftus, E. F., & Ketcham, K. (1991). *Witness for the defense*. New York: St.Martin’s Press. (ロフトス, E. F. & ケッチャム, K. 巖島行雄 (訳) (2000). 目撃証言. 岩波書店)

Loftus, E. F., Miller, D. G., & Burns, H. J. (1978). Semantic integration of verbal information into a visual memory. *Journal Experimental Psychology: Human Learning and Memory, 4, 19-31.*

Loftus, E. F., & Palmer, J. C. (1974). Reconstruction of automobile destruction: An example of the interaction between language and memory. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, *13*, 585-589.

Manson v. Braithwaite (1977). 432 U.S. 98

Meade, M. L., & Roediger, H. L. III (2002). Explorations in the social contagion of memory. *Memory and Cognition*, *30*, 995-1009.

Memon, A. & Wright, D. B. (1999). Eyewitness testimony and the Oklahoma bombing, *The Psychologist*, *4*, 292-295.

Meissner, C. A., Tredoux, C. G., Parker, J. F., & MacLin, O. H. (2005). Eyewitness decisions in simultaneous and sequential lineups: A dual-process signal detection theory analysis. *Memory and Cognition*, *33*, 783-792.

三浦 大志・伊東 裕司 (2016). 暗示が人物同定に与える影響—単独面通しとラインナップ手続きの比較—. *心理学研究*. *37*, 32-39.

仲 真紀子 (2011). 法と倫理の心理学 -心理学の知識を裁判に生かす: 目撃証言, 記憶の回復, 子どもの証言. 培風館

Naka, M., Okada, Y., Fujita, M., & Yamasaki, Y. (2010). Citizen's psychological knowledge, legal knowledge, and attitudes toward participation in the new Japanese legal system, Saiban-in seido. *Psychology, Crime & Law*, *17*, 621-641

- Naka, M., Itsukushima, Y., Itoh, Y., & Hara, S. (2002). The effect of repeated photographic identification and the rating of memory. *International Journal of Police Science and Management*, 4, 53-61.
- Odinot, G. & Wolters, G. (2006). Repeated recall, retention interval and the accuracy-confidence relation in eyewitness memory. *Applied Cognitive Psychology*, 20, 973-985.
- Parker, J. F., & Ryan, V. (1993). An attempt to reduce guessing behavior in children's and adults' eyewitness identifications. *Law and Human Behavior*, 17, 11-26.
- Payne, D. G. (1987). Hypermnnesia and reminiscence in recall: A historical and empirical review. *Psychological Bulletin*, 101, 5-27.
- Phillips, M. R., McAuliff, B. D., Kovera, M. B., & Cutler, B. L. (1999). Double-blind photoarray administration as a safeguard against investigator bias. *Journal of Applied Psychology*, 84, 940-951.
- Penrod, S., & Cutler, B. (1995). Witness confidence and witness accuracy: Assessing their forensic relation. *Psychology, Public, and Law*, 1, 817-845.
- Quinlivan, D. S., Neuschatz, J. S., Jimenez, A., Cling, A. D., Douglass, A. B., & Goodsell, C. A. (2009). Do prophylactics prevent inflation? Post-identification feedback and the effectiveness of procedures to

- protect against confidence-inflation in ear-witnesses. *Law and Human Behavior, 33*, 111-121.
- Quinlivan, D. S., Wells, G. L., & Neuschatz, J. S. (2010). Is manipulative intent necessary to mitigate the eyewitness post-identification feedback effect? *Law and Human Behavior, 34*, 186-197.
- Reingen, P. H., & Kernan, J. B. (1993). Social perception and interpersonal influence: Some consequences of the physical attractiveness stereotype in a personal selling setting. *Journal of Consumer Psychology, 2*, 25–28.
- Rodrigues, D. N. & Berry, M. A. (2013). Eyewitness science and the call for double-blind lineup administration. *Journal of Criminology, 2013*, 1-10.
- Roediger III, H. L., Jacoby, J. D., & McDermott, K. B. (1996). Misinformation effects in recall: Creating false memories through repeated retrieval. *Journal of Memory and Language, 35*, 300-318.
- Roediger, H. L. III., & Karpicke, J. D. (2006). Test-enhanced learning taking memory tests improves long-term retention. *Psychological Science, 17*, 249-255.
- Roediger, H. L. III., Meade, M. L., & Bergman, E. T. (2001). Social contagion of memory. *Psychonomic Bulletin and Review, 8*, 365-371.
- Rosenthal, R. (1994). Interpersonal expectancy effects: A 30-year perspective. *Current Directions in Psychological Science, 176-179*.

Rosenthal, R., & Fode, K. L. (1963). The effect of experimenter bias on the performance of the albino rat. *Behavioral Science*, 8, 183-189.

Rosenthal, R., & Jacobson, L. (1966). Teachers' expectations: Determinants of pupils' IQ gains. *Psychological Reports*, 19, 115-118.

Sabbagh, K. (2009). *Remembering own childhood: How memory betrays us*.

(サバー, K. 越智 啓太・雨宮 有里・丹藤 克也 (訳) (2011).子どもの頃の思い出は本物か—記憶に裏切られる時 化学同人)

Scoboria, A., & Fisico, S. (2013). Encouraging and clarifying 'don't know' responses enhances interview quality. *Journal of Experimental Psychology: Applied*, 19, 72-82

最高裁判所 (2015). 「裁判員制度の運用に関する意識調査」(平成 27 年 1 月調査) . Retrieved from [http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/26.i-01.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/26.i-01.pdf) (2016 年 8 月 5 日) .

Semmler, C., Brewer, N., & Wells, G. L. (2004). Effects of postidentification feedback on eyewitness identification and nonidentification. *Journal of Applied Psychology*, 89, 334-346.

Shaw III, J. S., & McClure, K. A. (1996). Repeated postevent questioning can lead to elevated levels of eyewitness confidence. *Law and Human Behavior*, 20, 629.

Shaw, J. I., & Skolnick, P. (2005). Effects of psychological - knowledge on



decision-making by mock juries. *Applied Psychology in Criminal Justice*, 1, 90-109.

Skagerberg, E. M. & Wright, D. B. (2008). The prevalence of co-witness and co-witness discussions in real eyewitness. *Psychology, Crime, and Law*, 14, 513-521.

Skagerberg, E. M., & Wright, D. B. (2009). Susceptibility to postidentification feedback is affected by source credibility. *Applied Cognitive Psychology*, 23, 506-523.

Sporer, S. L., Malpass, R. S. & Koehnken, G. (1996) *Psychological issues in eyewitness identification*. Psychology Press.

(スポーラー, S. L., マルパス, R. S., コーンケン, G. 箱田 裕司・伊東 裕司 (監訳) (2003). 目撃者の心理学 ブレーン出版)

Sporer, S. L., Penrod, S., Read, D., & Cutler, B. (1995). Choosing, confidence, and accuracy: A meta-analysis of the confidence-accuracy relation in eyewitness identification studies. *Psychological Bulletin*, 118, 315-327.

Stebly, N. K., Dysart, J., Fulero, S., & Lindsay, R. C. L. (2001). Eyewitness accuracy rates in sequential and simultaneous lineup presentations: A meta-analytic comparison. *Law and Human Behavior*, 25, 459-473.

Stebly, N. K., Wells, G. L., & Douglass, A. B. (2014). The eyewitness post identification feedback effect 15 years later: Theoretical and policy

implications. *Psychology, Public Policy, and Law*, 20, 1-18.

Thompson-Cannino, J., Cotton, R., & Torneo, E. (2009). *Picking cotton: Our memoir of injustice and redemption*. New York: St. Martin's Press.

(トンプソン-カニーノ, J., コットン, R., トーニオ, E. 指宿 信・岩川 直子(訳)(2013). とらわれた二人——無実の囚人と誤った目撃証人の物語. 岩波書店)

Underwood, J., & Pezdek, K. (1998). Memory suggestibility as an example of the sleeper effect. *Psychonomic Bulletin & Review*, 5, 449-453.

U.S Department of Justice (1999). Eyewitness evidence: A guide for law enforcement.

Weber, N., & Perfect, T. J. (2012). Improving eyewitness identification accuracy by screening out those who say they don't know. *Law and Human Behavior*, 36, 28-36.

Wells, G. L. (1978). Applied Eyewitness-Testimony Research: System Variables and Estimator Variables. *Journal of Personality and Social Psychology*, 36, 1546-1557.

Wells, G. L. (1984). The Psychology of Lineup Identifications<sup>1</sup>. *Journal of Applied Social Psychology*, 14, 89-103.

Wells, G. L., & Bradfield, A. L. (1998). "Good, you identified the suspect:" Feedback to eyewitnesses distorts their reports of the witnessing

- experience. *Journal of Applied Psychology*, *83*, 360-376.
- Wells, G. L., & Olson, E. A. (2003). Eyewitness testimony. *Annual Review of Psychology*, *54*, 277-295.
- Wells, G. L., Olson, E. A., & Charman, S. D. (2003). Distorted retrospective eyewitness reports as functions of feedback and delay. *Journal of Experimental Psychology: Applied*, *9*, 42-52.
- Wells, G. L., & Quinlivan, D. S. (2009). Suggestive eyewitness identification procedures and the Supreme Court's reliability test in light of eyewitness science: 30 years later. *Law and Human Behavior*, *33*, 1-24.
- Wells, G. L., & Seelau, E. P. (1995). Eyewitness identification: Psychological research and legal policy on lineups. *Psychology, Public Policy, and Law*, *1*, 765-791.
- Wells, G. L., Small, M., Penrod, S., Malpass, R. S., Fulero, S. M., & Brimacombe, C. E. (1998). Eyewitness identification procedures: Recommendations for lineups and photospreads. *Law and Human Behavior*, *22*, 603-647.
- Wells, G. L., Steblay, N. K., & Dysart, J. E. (2015). Double-blind photo-lineups using actual eyewitness: An experimental test of a sequential versus simultaneous lineup procedure. *Law and Human Behavior*, *39*, 1-14.

- Wise, R. A., & Safer, M. A. (2003). A survey of judges' knowledge and beliefs about eyewitness testimony. *Court Review: The Journal of the American Judges Association*, *40*, 6-16.
- Wright, D. B., Memon, A., Skagerberg, E. M., & Gabbert, F. (2009). When eyewitnesses talk. *Current Directions in Psychological Science*, *18*, 174-178.
- Wright, D. B., Mathews, S. A., & Skagerberg, E. M. (2005). Social recognition memory: the effect of other people's responses for previously seen and unseen items. *Journal of Experimental Psychology: Applied*, *11*, 200-209.
- Wright, D. B., Self, G., & Justice, C. (2000). Memory conformity: Exploring misinformation effects when presented by another person. *British Journal of Psychology*, *91*, 189-202.
- Yarmey, A. D., Yarmey, M. J., & Yarmey, A. L. (1996). Accuracy of eyewitness identifications in showups and lineups. *Law and Human Behavior*, *20*, 459-477.
- Zajac, R., & Henderson, N. (2009). Don't it make my brown eyes blue: Co-witness misinformation about a target's appearance can impair target-absent line-up performance. *Memory*, *17*, 266-278.

Zaragoza, M. S., & Mitchell, K. J. (1996). Repeated exposure to suggestion and the creation of false memories. *Psychological Science*, 7, 294-300.

## 謝辞

研究にあたり、長きにわたって辛抱強くご指導いただきました、日本大学大学院文学研究科 教授 巖島 行雄 先生に厚く御礼申し上げるとともに深く感謝の意を表します。研究の方向性、考え方について多くの示唆を賜りました。先生の存在なしには法と心理学という大変意義深い分野の研究をすることはありませんでしたので、感謝の念に堪えません。

また、快く副査をお引き受け下さいました、駿河台大学心理学部 教授 原聰 先生、日本大学大学院文学研究科 教授 羽生 和紀 先生に心よりお礼申し上げ、深く感謝の意を表します。

学会や研究会において様々な先生に多くの助言をいただいたことは、本研究に大きく影響しています。ここにすべての方のお名前を挙げることはできませんが、中でも慶應義塾大学 教授 伊東 裕司 先生、聖心女子大学 教授 高橋 雅延 先生には多くの助言と示唆を賜りました。ここに深謝いたします。

日頃よりデータ収集、実験補助をしてくださった日本大学大学院文学研究科心理学専攻 巖島 行雄 研究室 各位、ならびに日本大学文理学部 巖島 行雄ゼミ 各位に厚くお礼申し上げます。

研究仲間であり、友人でもあって、研究を進めるにあたって公私共々精神的に支えて下さいました、慶應義塾大学 三浦 大志氏、聖心女子大学 吉田 恵理氏、法政大学 長 大介氏に感謝いたします。

最後に、大学・大学院進学にご理解頂き、いつも暖かく見守ってくれた両親に感謝いたします。